

平成28～32年度

**小樽市過疎地域自立促進市町村計画  
(素案)**

平成27年12月

北海道 小樽市

# 目 次

## 1 基本的な事項

(1) 小樽市の概況	1
ア 自然的条件の概要	1
イ 歴史的条件の概要	1
ウ 社会的、経済的条件の概要	1
エ 過疎の状況	3
オ 社会経済的発展の方向の概要	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	5
ア 人口の推移と動向	5
イ 産業の推移と動向	5
(3) 行財政の状況	8
ア 財政の状況	8
イ 行政組織の状況	9
ウ 公共施設の整備状況	9
(4) 地域の自立促進の基本方針	10
ア 基本的な考え方	10
イ 過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）の展開	15
(5) 計画期間	15

## 2 産業の振興

(1) 現況と問題点	16
ア 農林業	16
イ 水産業	16
ウ 工業・企業立地	17
エ 商業	18
オ 観光	19
カ 雇用・労働	19
キ 港湾	20
(2) その対策	21
ア 農林業	21
イ 水産業	21
ウ 工業・企業立地	21
エ 商業	22
オ 観光	22
カ 雇用・労働	23
キ 港湾	24
(3) 計画	25

### 3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点	34
ア 道路・河川等	34
イ 交通	34
ウ 情報・通信	34
エ 地域間交流	35
(ア) 広域連携の推進	35
(イ) 国内・国際交流	35
(2) その対策	36
ア 道路・河川等	36
イ 交通	36
ウ 情報・通信	37
エ 地域間交流	37
(ア) 広域連携の推進	37
(イ) 国内・国際交流	37
(3) 計画	39

### 4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	41
ア 上下水道	41
イ 廃棄物処理	41
ウ 消防・防災	42
(ア) 消防・救急	42
(イ) 防災・危機管理	42
(ウ) 生活安全	42
エ 住宅	43
オ 公園・緑地	43
カ 環境保全	43
キ 都市景観	44
(2) その対策	44
ア 上下水道	44
イ 廃棄物処理	45
ウ 消防・防災	45
(ア) 消防・救急	45
(イ) 防災・危機管理	45
(ウ) 生活安全	46
エ 住宅	46
オ 公園・緑地	47
カ 環境保全	47
キ 都市景観	47

(3) 計画	48
--------	----

## 5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	52
ア 高齢者福祉	52
イ 児童福祉	52
ウ 障がい者福祉	52
エ 地域福祉	53
オ 保健衛生	53
(2) その対策	53
ア 高齢者福祉	53
イ 児童福祉	54
ウ 障がい者福祉	54
エ 地域福祉	54
オ 保健衛生	55
(3) 計画	56

## 6 医療の確保

(1) 現況と問題点	58
(2) その対策	58
(3) 計画	59

## 7 教育の振興

(1) 現況と課題	60
ア 学校教育	60
イ 社会教育	60
ウ スポーツ・レクリエーション	60
エ 青少年・男女共同参画社会	61
(ア) 青少年	61
(イ) 男女共同参画社会	61
(2) その対策	61
ア 学校教育	61
イ 社会教育	62
ウ スポーツ・レクリエーション	62
エ 青少年・男女共同参画社会	63
(ア) 青少年	63
(イ) 男女共同参画社会	63
(3) 計画	64

<b>8 地域文化の振興等</b>	
(1) 現況と問題点	67
(2) その対策	67
(3) 計画	68
<b>9 集落の整備</b>	69
<b>10 その他地域の自立促進に関し必要な事項</b>	
(1) 現況と問題点	70
ア 市街地整備	70
(ア) 市街地の整備	70
(イ) 新幹線を活用したまちづくり	70
イ 参加・協働によるまちづくり、コミュニティの強化	70
(2) その対策	70
ア 市街地整備	70
(ア) 市街地の整備	70
(イ) 新幹線を活用したまちづくり	71
イ 参加・協働によるまちづくり、コミュニティの強化	71
(3) 計画	72
<b>〇過疎地域自立促進特別事業分（再掲）</b>	73

# 1 基本的な事項

## (1) 小樽市の概況

### ア 自然的条件の概要

本市は、北海道西海岸のほぼ中央、後志地方の東側に位置し、札幌市、石狩市、赤井川村、余市町の4市町村に接し、面積は約243.83km<sup>2</sup>となっています。東西約36km、南北約20kmと東西に長く、市街地の一方が日本海に面し、他の三方が海までせり出す山々に囲まれていることから、平地が少なく、全体として坂や斜面の多い地形になっています。市域の海岸線は約69kmで、その中央には天然の良港の小樽港があり、西側には勇壮な海岸美として「ニセコ積丹小樽海岸国定公園（昭和38年指定）」に指定された祝津・赤岩・オタモイ海岸が連なります。

気候は、気象庁（札幌管区気象台）の平年値（昭和56年から平成22年）によると、気温の年平均値は8.6℃、最高気温・最低気温の各月ごとの平均値では、最高気温は8月が最も高く25.6℃、最低気温は1月が最も低く-6.1℃となっており、北海道にあつては、比較的寒暖の差が小さい海洋性の気候となっています。一方、降水量の年平均値は1,232mm、積雪最大値の年平均は122cmであり、降雪の多い地域といえます。

### イ 歴史的条件の概要

本市は、北海道の中で古い歴史を有しており、慶長年間（1596-1615）には、松前藩の「商場（あきんば）」が置かれていたようで、その後、明治政府が「蝦夷地」を「北海道」に改めて本府を札幌に定めると、ヒトやモノが次第に小樽に集まるようになり、明治13年には道内で最初の鉄道が、手宮～札幌間に開通。これにより、小樽港は道内各地への開拓民上陸と物資陸揚げの港となり、大正11年には市制を施行し、昭和初期にかけて、金融機関や世界的な船舶会社、商社などが次々と進出し、道内経済の中心都市として発展を遂げました。

第2次世界大戦を機に、ニシン漁の不漁や樺太の喪失、石炭需要の減少、道内他都市の港湾施設整備などによって雑穀や海産物などの卸商が衰退し、商社や金融機関も札幌へ移転すると、北海道経済の中心は札幌に集中し、小樽経済は衰退、人口も減少の一途を辿り斜陽の都市と称されました。

昭和40年代から50年代にかけては、「運河論争」を機に、明治後期から昭和初期の貴重な遺産である歴史的建造物や小樽運河などが見直され、古い倉庫や建物を利用した観光施設などが開設され、脚光を浴びるようになりました。現在、本市は多くの人々が訪れる観光地となっていますが、一方で人口減少や少子高齢化、産業の衰退や雇用問題など多くの課題を抱えています。

### ウ 社会的、経済的条件の概要

本市は、人口約195万人の道都札幌市から約40kmの距離にあり、鉄道では、JR函館本線快速により約30分、また、北海道の空の玄関口である新千歳空港までは、JR千歳線を経由し約70分の所要時間となっています。道路交通網では、札幌自動車道と国道5号が両市を結び、約1時間で結ばれています。特に国道5号は、平成13年に札幌間が全線4車線化され、渋滞が解消されるなど利便性が大きく向上しました。海上交通では、小樽港から新潟・舞鶴までの長距離フェリーが定期就航しています。今後は、平成30年度に北海道横断自動車道の余市～小樽間が開通予定のほか、平成42年度には北海道新幹線が札幌まで開業し、本市に新小樽（仮称）駅が設置される予定となっています。

教育面では、高等学校進学率は99.08%（平成26年学校基本調査）、大学等進学率は39.66%（同）

で、それぞれ全道35市中19位と12位となっています。なお、本市には、小樽商科大学、北海道職業能力開発大学校などの高等教育機関が設置されています。特に小樽商科大学では、ビジネス創造センターを設置するとともに、ビジネススクール（MBA学位の取得可能）を開講するなど、企業家支援を積極的に展開しています。

経済や雇用の面では、東日本大震災の影響により約600万人まで落ち込んだ観光入込客数が平成26年度には約745万人まで回復したほか、有効求人倍率（常用）も平成21年度の0.36倍（全道0.35）から平成26年度は0.88倍（全道0.86）となり、改善傾向が続いています。一方、工業製造品出荷額等は平成24年から微増傾向にあるものの、平成25年工業統計調査では約1,649億円とピークの平成3年から約3割減となっているほか、商業年間商品販売額は平成24年経済センサスでは約2,145億円とピークの平成3年から半減しています。また、直近10年間の着工新設住宅件数は、平成17年の1,100戸から平成21年には294戸まで減少するなど低い水準で推移しており、平成26年は355戸となっています。

平成27年3月刊行の市民経済計算（小樽市推計）によると、平成23年度の市内総生産額は、約3,670億円となっており、平成22年度と比較し1.5%減少しています。そのうち、産業別の生産額は、第1次産業は19億円（構成比0.5%）、第2次産業は481億円（同13.1%）、第3次産業は3,159億円（同86.1%）となっています。

本市の産業構造について特化係数<sup>\*</sup>で比較すると、第1次産業の特化係数は0.15（うち農業は0.03）であり、北海道の割合の7分の1程度に留まっています。第2次産業の特化係数は0.84ですが、その中で製造業の特化係数は1.18とやや高くなっています。また、第3次産業の特化係数は1.07で北海道の割合とほぼ同じですが、その中で運輸業は1.63と高くなっています。全体としては、全道と同様に第3次産業のシェアが8割以上を占めていますが、第1次産業、特に農業のシェアが低く、製造業、運輸業のシェアは比較的高いことが特徴となっています。

分配面においては、平成23年度の一人当たり市民所得は、2,000千円であり、道民所得（2,475千円）、国民所得（2,733千円）よりも低い水準に留まっています。

<sup>\*</sup>特化係数・・・市の産業構成比を北海道の産業構成比で割った係数のことで、この係数が1より大きければ、当該部門の割合が全体に比べ大きいことを意味します。

#### 【市民経済計算の状況】

項 目		実数（億円）		対前年度増加率(%)
		平成22年度	平成23年度	
小樽市	市内総生産（名目）	3,727	3,670	-1.5
	市民所得（分配）	2,697	2,629	-2.5
	一人当たり市民所得	2,045千円	2,000千円	-2.2
北海道	道内総生産（名目）	182,169	182,631	0.3
	道民所得（分配）	135,595	135,770	0.1
	一人当たり道民所得	2,462千円	2,475千円	0.5
全国	国内総生産（名目）	4,802,325	4,736,691	-1.4
	国民所得（分配）	3,527,028	3,490,563	-1.0
	一人当たり国民所得	2,755千円	2,733千円	-0.8

北海道は「平成23年度道民経済計算年報」、全国は「平成24年度国民経済計算確報」による。

## エ 過疎の状況

本市の人口は、記録にある明治元年の 2,230 人から始まり、昭和 39 年 9 月末の住民基本台帳人口で 207,093 人と最大値を記録した後は減少が続き、平成 27 年 3 月末現在の住民基本台帳人口は 124,122 人となり、この 50 年余りの間で 8 万人を超える人口が減少しました。特に近年は、市外転出による社会減のみならず、死亡数の増加と出生数の減少による自然減が拡大し、人口減に歯止めがかからない厳しい状況が続いています。我が国の人口は平成 20 年以降減少が始まったとされており、平成 22 年国勢調査結果を基に「国立社会保障・人口問題研究所」が推計した本市の人口は、平成 42 年に 92,396 人、平成 52 年に 73,841 人と今後も減少していくものと予測されていますが、人口は自治体の行財政運営の基礎であり、まちを支える力を維持していくため、人口対策は本市にとって最も重要な課題の一つとなっています。

## オ 社会経済的発展の方向の概要

本市では、少子高齢化の急速な進行と人口減少、厳しい地域経済や市財政など多くの課題に直面しています。また、分権型社会の本格化とともに地域間競争の激化が予想されます。こうした中で、本市が豊かで活力に満ち、自立したまちとして発展していくためには、他地域と比較し優位にあると考えられる、9つの「小樽ならではの価値」を「地域特性・強み」として市民が共有していく中で、地域振興方策を展開していく必要があります。

### 【小樽ならではの価値 = 地域特性・強み】

#### ①札幌市と隣接する地理的環境

- ・大都市札幌市と隣接し、空港や他都市との交通アクセスも良いことから、通勤や通学、観光客など交流人口の拡大が進んでいる。
- ・人口や購買力の流出など本市にとって脅威となる反面、195万人という大きな市場を取り込む機会として捉えられる。

#### ②恵まれた自然環境

- ・日本海に面する長い海岸線は、海水浴やマリンスポーツでにぎわうレジャーポイントとなっている。
- ・市街地を囲むように広がる山や丘陵地は緑豊かな環境を生み出し、スキーや登山など季節に応じたスポーツが行われている。

#### ③産業・文化遺産などの歴史的資源

- ・明治後期から昭和初期における北海道経済の中心地として繁栄した時代の歴史的建造物や小樽運河などは、本市の魅力の特徴づける資源である。
- ・平成19年に近代化産業遺産として旧国鉄手宮線や鉄道施設が認定されており、このような歴史的資源は、地域のイメージを高める大きな要素となっている。



#### ④文学館や美術館を有する文化的環境

- ・本市では、作家の伊藤整や小林多喜二、洋画家の中村善策、版画家の一原有徳など、文学や美術などの分野で優れた業績を残した芸術家を多く輩出しており、これらの作家や芸術家の作品や資料などが、市立文学館と美術館に所蔵されている。

#### ⑤大学などを有する学術的環境

- ・本市には、小樽商科大学、北海道職業能力開発大学校などの高等教育機関が所在しており、情報の集積や産業界のニーズに対応した人材育成のほか、産・学・官連携による共同プロジェクトへの参画など、地域の活性化を推進する上で重要な存在となっており、知的、人的、物的な資源を最大限に活用したまちづくりの可能性を持っている。

#### ⑥優れた技術が集積する産業的環境

- ・商工港湾都市として発展した本市には、多くの職人が集まり、様々な技術が集積している。現在もその技術は受け継がれており、工業製品や新鮮な素材を用いた水産加工品、良質な水を使った酒類の製造など、本市の地場産業を支えている。
- ・石狩湾新港地域は、札幌市に隣接する広大な工業流通団地であり、食品や物流を中心とした企業立地が進み、今後、エネルギー関連事業などの進出が期待される。

#### ⑦多様な機能を有する港湾施設

- ・一世紀にもわたり港湾機能の充実を進めてきた小樽港は、港湾運送業務に関して質の高い機能が集積している。長距離フェリー航路を有し、日本海側の海の玄関口となっており、中国をはじめ東アジア諸国、ロシア極東などとの貿易拡大が進んでいる。
- ・小樽港マリーナなど海洋レクリエーション基地としての機能も有するとともに、ウイングベイ小樽など商業施設や観光拠点とも近接する利便性の高さからクルーズ客船の寄港地ともなっており、観光や経済への波及効果が期待できる。

#### ⑧まちづくりに対する自主的な市民活動

- ・かつて、小樽運河の保存を訴える市民運動が起こり、市を二分した小樽運河論争があったが、この経験はその後のまちづくりに対する市民参加へとつながり、「雪あかりの路」に代表される市民主体の活動を生み出した。
- ・地域のボランティアや、高齢者などの自主的な活動による子育て支援や清掃・啓発活動など、様々な場面で市民活動が活発に行われており、今後のまちづくりの重要な役割を担っていくと期待される。

#### ⑨全国的な小樽の知名度

- ・本市は、新鮮な食材やガラス工芸、独特の景観などが支持され、年間約745万人(平成26年度)の観光客が訪れている。民間のコンサルタント会社が行った市区町村の魅力度調査(平成27年)では全国で第5位にランキングされるなど、全国的にも高い知名度を有する。
- ・映画やドラマの舞台として頻繁に登場するなど、中国、韓国、台湾など東アジア圏からの観光客が増加している。高い知名度は、観光や産業の面での大きな強みとなるとともに、首都圏をはじめとした都市部からの移住促進にも有利に作用すると考えられる。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と動向

国勢調査による本市の人口は、大正9年第1回調査時の108,113人以来増加の一途をたどっていましたが、昭和35年の198,511人をピークにして減少に転じ、平成22年には131,928人とピーク時から約3割も減少しました。住民基本台帳人口でみると、近年は年間約2千人ずつ減少しており、平成27年3月末現在の人口124,122人は、10年前と比較すると13.7%の減少と、人口減少が進んでいます。

平成22年国勢調査の人口構成を年齢区分別にみると、15歳未満の年少人口が13,105人（総人口の9.9%）、15歳以上65歳未満の生産年齢人口が77,215人（同58.5%）、生産年齢人口のうち30歳未満の若年者層は16,652人（同12.6%）、さらに65歳以上の老年人口が41,607人（同31.5%）となっています。10年前である平成12年との比較では、年少人口の比率が1.6ポイント、生産年齢人口は6.6ポイント、うち若年者層は5.4ポイントそれぞれ減少している一方、高齢者比率は8.1ポイントの大幅増と少子高齢化が進行しており、今後もこの傾向が続くと見込まれます。また、この期間の生産年齢人口の減少数20,820人のうちのほぼ5割を15歳から30歳未満の若年者が占めており、就業状況などにより市外へ転出していることがうかがえます。

男女別の人口では、男性人口は59,514人、女性人口は72,414人で、女性が男性を12,900人上回っています。人口性比（女性100人に対する男性の数）は82.2と、全道の89.7をかなり下回っており、女性の比率が非常に高い人口構成となっています。

### イ 産業の推移と動向

平成22年の国勢調査の結果による本市の15歳以上産業別就業者数の割合は、全就業者数54,510人に対し、第3次産業が78.7%（42,909人）と最も多く、次いで第2次産業の17.8%（9,695人）、第1次産業の1.4%（761人）となっています。10年前の平成12年国勢調査結果を100とした場合、就業者総数は79.5、第1次産業は73.0、第2次産業は63.9、第3次産業は82.6となり、第2次産業の減少割合が大きくなっています。

産業大分類別にみると、「卸売業、小売業」が10,982人（構成比20.1%）で最も多く、以下「医療、福祉」の8,101人（同14.9%）、「製造業」の5,747人（同10.5%）、「宿泊業、飲食サービス業」の4,406人（同8.1%）、「運輸業、郵便業」の4,142人（同7.6%）と続いており、本市の産業・雇用状況が表れているといえます。平成17年と構成比を比較すると「医療、福祉」が2.6ポイント、「運輸業、郵便業」と「宿泊業、飲食サービス業」が0.9ポイント上昇となっている一方で、「建設業」が1.1ポイント、「卸売業、小売業」が0.8ポイント低下しています。このことから、高齢化の進行などに伴い「医療・福祉」のニーズが高まり、従業員数が増加している一方で、全体的には人口の減少及び年齢構成の変化や購買力の流出などにより、事業所を取り巻く経営環境が厳しくなっているものと推測されます。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年			昭和40年			昭和45年			昭和50年			昭和55年		
	実数			実数	増減率		実数	増減率		実数	増減率		実数	増減率	
総数	人 198,511	人 196,771	% △ 0.9	人 191,856	% △ 2.5		人 184,406	% △ 3.9		人 180,728	% △ 2.0				
0歳～14歳	57,100	46,740	△ 18.1	41,208	△ 11.8		40,411	△ 1.9		37,726	△ 6.6				
15歳～64歳	131,067	137,929	5.2	136,245	△ 1.2		127,028	△ 6.8		123,488	△ 2.8				
うち15歳～29歳(a)	57,000	58,247	2.2	54,178	△ 7.0		44,542	△ 17.8		37,421	△ 16.0				
65歳以上(b)	10,344	12,102	17.0	14,403	19.0		16,945	17.6		19,514	15.2				
(a)/総数 若年者比率	% 28.7	% 29.6	-	% 28.2	-		% 24.2	-		% 20.7	-				
(b)/総数 高齢者比率	% 5.2	% 6.2	-	% 7.5	-		% 9.2	-		% 10.8	-				

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 172,486	% △ 4.6	人 163,211	% △ 5.4	人 157,022	% △ 3.8	人 150,687	% △ 4.0	人 142,161	% △ 5.7
0歳～14歳	32,675	△ 13.4	25,242	△ 22.7	20,352	△ 19.4	17,398	△ 14.5	15,082	△ 13.3
15歳～64歳	117,821	△ 4.6	112,165	△ 4.8	106,146	△ 5.4	98,035	△ 7.6	88,088	△ 10.1
うち15歳～29歳(a)	32,728	△ 12.5	31,965	△ 2.3	30,605	△ 4.3	27,101	△ 11.4	21,209	△ 21.7
65歳以上(b)	21,988	12.7	25,804	17.4	30,524	18.3	35,253	15.5	38,984	10.6
(a)/総数 若年者比率	% 19.0	-	% 19.6	-	% 19.5	-	% 18.0	-	% 14.9	-
(b)/総数 高齢者比率	% 12.7	-	% 15.8	-	% 19.4	-	% 23.4	-	% 27.4	-

区分	平成22年	
	実数	増減率
総数	人 131,928	% △ 7.2
0歳～14歳	13,105	△ 13.1
15歳～64歳	77,215	△ 12.3
うち15歳～29歳(a)	16,652	△ 21.5
65歳以上(b)	41,607	6.7
(a)/総数 若年者比率	% 12.6	-
(b)/総数 高齢者比率	% 31.5	-

※ 年齢不詳があるため、各層の合計と総数は必ずしも一致しない。

表1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 151,932	% -	人 143,900	% -	% △ 5.3	人 133,604	% -	% △ 7.2
男	69,673	45.9	65,680	45.6	△ 5.7	60,606	45.4	△ 7.7
女	82,259	54.1	78,220	54.4	△ 4.9	72,998	54.6	△ 6.7

区 分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 125,986	% -	% △ 5.7	人 123,658	% -	% △ 1.8	
男 (外国人住民除く)	56,844	45.1	△ 6.2	55,780	45.1	△ 1.9	
女 (外国人住民除く)	69,142	54.9	△ 5.3	67,878	54.9	△ 1.8	
参 考	男 (外国人住民)	199	45.9	-	209	45.0	5.0
	女 (外国人住民)	235	54.1	-	255	55.0	8.5

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和35年 実数	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 79,386	人 86,937	% 9.5	人 89,880	% 3.4	人 82,367	% △ 8.4	人 79,486	% △ 3.5
第一次産業 就業人口比率	% 6.3	% 5.1	-	% 4.0	-	% 3.3	-	% 3.0	-
第二次産業 就業人口比率	29.8	30.7	-	30.2	-	27.6	-	26.4	-
第三次産業 就業人口比率	63.8	64.2	-	65.7	-	69.0	-	70.6	-

区分	昭和60年		平成 2 年		平成 7 年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 74,296	% △ 6.5	人 73,270	% △ 1.4	人 72,631	% △ 0.9	人 68,553	% △ 5.6	人 62,284	% △ 9.1
第一次産業 就業人口比率	% 2.5	-	% 2.0	-	% 1.8	-	% 1.5	-	% 1.4	-
第二次産業 就業人口比率	24.7	-	26.2	-	24.0	-	22.1	-	18.8	-
第三次産業 就業人口比率	72.6	-	71.7	-	73.9	-	75.7	-	75.4	-

区分	平成22年	
	実数	増減率
総数	人 54,510	% △ 12.5
第一次産業 就業人口比率	% 1.4	-
第二次産業 就業人口比率	17.8	-
第三次産業 就業人口比率	78.7	-

※ 産業別就業者数は不詳・分類不能があるため、就業人口比率の計は必ずしも 100 とならない。

### (3) 行財政の状況

#### ア 財政の状況

本市の財政規模は、表1-2(1)①の普通会計決算額ベースで、25年度歳入総額が611億円、歳出総額が608億円であり、平成22年度との比較では、歳入が18億円(3.0%)、歳出が27億円(4.6%)の増となっていますが、平成12年度と比較すると、歳入が106億円(14.8%)、歳出が105億円(14.7%)減少しています。本市は、国の三位一体改革などの影響により多額の累積赤字を抱えることとなり、大変厳しい財政状況にあったことから、財政の健全化を図るため組織機構や事務事業の見直しなど行財政改革の取組を進めました。平成22年度決算では累積赤字を解消し、その後も実質収支の黒字を確保していますが、基金や企業会計からの借入残高が多額にあることに加え、今後も人口減に伴い市税収入の伸びが期待できない中で、少子高齢化や老朽化した公共施設への対応などに取り組む必要があり、引き続き財政運営は厳しい状況にあります。

また、財政の状況を全道における人口10万人以上の都市と比較すると、歳入面では人口一人当たりの市税収入が少なく、地方交付税に依存する割合が高いという特徴があります。一方、歳出面では、人件費や生活保護費等の扶助費など、義務的経費の占める割合が高いという特徴があり、財政構造の硬直化を示す経常収支比率は、平成25年度決算で97.2%と一番高い数値となっています。

このような状況の中、諸課題の解決に当たっては、中期的な財政収支を見通す中で、緊急性や必要性を踏まえた事業の選択と集中を行うなど、健全で効率的な行財政運営を進める必要があります。

表1-2(1)① 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳 入 総 額 A	71,697,542	63,686,447	59,347,175	61,103,926
一 般 財 源	37,743,348	33,650,215	32,913,217	32,304,681
国 庫 支 出 金	9,464,365	9,512,843	11,712,674	11,890,520
都 道 府 県 支 出 金	2,126,427	1,886,575	3,188,845	2,941,679
地 方 債	4,580,506	3,337,247	4,965,162	6,917,616
う ち 過 疎 債	—	—	378,700	2,292,800
そ の 他	17,782,896	15,299,567	6,567,277	7,049,430
歳 出 総 額 B	71,287,748	65,089,775	58,147,151	60,817,422
義 務 的 経 費	34,315,229	33,610,701	32,684,314	32,727,418
投 資 的 経 費	7,684,605	2,515,240	3,818,889	4,366,860
う ち 普 通 建 設 事 業 費	7,684,605	2,461,983	3,636,599	4,366,860
そ の 他	29,287,914	28,963,834	21,643,948	23,723,144
(Bのうち過疎対策事業費)	—	—	(7,148,735)	(9,203,659)
歳入歳出差引額 C (A-B)	409,794	△ 1,403,328	1,200,024	286,504
翌年度へ繰越すべき財源 D	76,096	5,386	16,083	112
実質収支 C-D	333,698	△ 1,408,714	1,183,941	286,392
財 政 力 指 数	0.465	0.464	0.460	0.420
公 債 費 負 担 比 率	18.2	22.2	18.2	17.6
実 質 公 債 費 比 率		19.2	14.8	13.7
起 債 制 限 比 率	13.3	15.9	12.5	11.2
経 常 収 支 比 率	94.9	99.1	93.8	97.2
将 来 負 担 比 率			113.6	88.4
地 方 債 現 在 高	76,445,230	69,480,519	54,911,441	54,143,999

## イ 行政組織の状況

本市の財政は引き続き厳しい状況にあり、将来にわたって安心した財政運営を行っていくためには、人口や財政の規模に見合った市政運営が前提となります。

財政健全化に向けては、人件費総額の抑制のため、平成15年度から21年度には、原則、退職者不補充の考えの下、職員数の削減に努めるなど、平成22年までの10年間で574人（△25.5%）の人員削減を行いました。その後も、組織・機構の見直しや民間と行政の役割分担の見直しを行うなど、引き続き行政運営の効率化に努めています。

表1-2(1)② 職員数の状況（各年4月・実人数）

組織	平成12年	平成22年	平成27年	組織	平成12年	平成22年	平成27年
市長部局	961	712	730	水道局	136	85	75
議会事務局	12	10	10	病院局	620	477	506
選挙管理委員会事務局	5	4	4	教育委員会	228	143	114
監査委員事務局	5	5	5	公平委員会		—	—
農業委員会事務局	5	4	3				
消防本部	283	241	238	合計	2,255	1,681	1,685

※ 病院局は平成21年度から地方公営企業法を全部適用。平成12年は市長部局であるが、便宜上独立して掲載。

## ウ 公共施設の整備状況

本市は平地が少なく起伏に富んだ地形に加え、古くからの街並みも残っており、狭あい勾配の急な道路が多いことなどから、歩道整備などが遅れていますが、平成25年度末の道路改良率は80.5%、舗装率は76.8%と、全道平均よりも上回っている状況にあります。

一方、上下水道は、水道の大正3年からの創設、下水道の昭和30年の事業認可以来、着実な整備を進めるとともに、普及を図ってきたところです。平成25年度末の水道普及率は99.9%、水洗化率は96.0%に達していることなどから、これまでの「建設・拡張」から「適正な維持管理」の時代に移行しており、こうした環境変化をふまえながら、地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、適切な整備や既存施設の長寿命化などを進めます。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分		昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	平成25年度末
市 町 村 道	改良率 (%)	55.0	62.8	74.1	78.4	80.3	80.5
	舗装率 (%)	25.1	42.6	66.7	74.2	76.6	76.8
農 道	延長 (m)	22,588.0	22,588.0	22,588.0	22,588.0	22,588.0	22,588.0
林 道	延長 (m)	2,000.0	2,000.0	2,000.0	2,000.0	2,000.0	2,000.0
水道普及率 (%)		94.6	98.6	99.4	99.8	99.9	99.9
水洗化率 (%)		0.0	66.6	75.7	91.3	95.7	96.0
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)		7.6	12.0	17.9	20.0	17.5	18.1

#### (4) 地域の自立促進の基本方針

##### ア 基本的な考え方

平成 21 年度からスタートした「第 6 次小樽市総合計画」では、「市民福祉の向上」を基本理念とし、「市民と行政がともに知恵を出し合い、協働のまちづくりを進め、市民が快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現を目指す」ことを目的としています。

また、「先人たちが築いてきた小樽特有のかけがえのない財産を守りはぐくみ、多彩な資源を効果的に活用しながら、にぎわいや活力に満ちた地域経済の創出に努めるとともに、本市の将来あるべき姿を市民とともに考え、行動する協働のまちづくりを一層推進し、だれもが健康で快適に暮らせる地域社会の実現を目指す。」とし、将来都市像を次のとおりとしています。

##### 【小樽市の将来都市像】

『歴史と文化が息づく 健康、にぎわい、協働のまち』

このため、本過疎計画においては、北海道の新しい総合計画（平成 28 年度から 10 年間）や「北海道過疎地域自立促進方針（平成 28 年度～平成 32 年度）」との整合性を確保しつつ、将来都市像『歴史と文化が息づく 健康、にぎわい、協働のまち』の実現を目指すこととします。

一方、本市において急激に進行する人口減少や少子高齢化は、域内経済規模の縮小、市税収入の減少や社会福祉における負担の増大、地域社会の活力低下など、産業、労働、地域社会に様々な課題が生じることを意味しています。現実には本市では、地場産業の衰退、雇用の減少、市財政の悪化など、負のスパイラルに直面しています。こうした問題を解決しながら、まちづくりを進めていくためには、他地域と比較し、恵まれた自然環境、魅力的な産業遺産や文化遺産、優れた産業技術、多様な機能を有する港湾、さらには全国的にも高い知名度、札幌市との至近性など、「小樽ならではの価値＝地域特性・強み」を最大限に活かしていくことが求められます。

こうしたことから、将来都市像を実現するため、次の 5 項目の「まちづくりのテーマ」を過疎地域自立促進対策の基本方向として定める中、「小樽ならではの価値＝地域特性・強み」を踏まえ、本市の持つポテンシャル（潜在力）を引き出し、各分野における施策を総合的かつ計画的に展開することにより、過疎化を食い止め、地域の自立を促進します。

##### 【基本方向 : まちづくりのテーマ】

- I 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）
- II 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）
- III 自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）
- IV ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）
- V 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）

## 【まちづくりのテーマと施策の体系】

### I 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

#### ◆産業振興

##### [農林業]

農業生産基盤の整備、施設栽培の促進や農業経営の改善、遊休農地の利活用を図るとともに、市民農園などを活用し、市民と農業のふれあいを推進します。また、林業については、森林の持つ公益的機能を生かすため、森林の保全・整備を進めます。

##### [水産業]

漁場の造成や漁場環境の保全、栽培漁業の技術開発、漁港の整備などを推進するほか、水産物などの高付加価値化や新製品の開発などにより、需要の創出と販路の拡大に努めます。

##### [工業・企業立地]

異業種などの連携による技術や情報の活用を図り、地場製品のブランド化と国内外への販路拡大に努めます。また、積極的に企業誘致を進めるとともに、企業間の連携を図り、地域経済への波及効果を高めます。

##### [商業]

商店街、市場（いちば）、大型店など、それぞれが機能と役割を發揮し、消費者ニーズに対応した商業環境づくりに努めるほか、人材育成など経営基盤の強化を図ります。

##### [観光]

観光資源の発掘や観光拠点の整備、イベントの創出など観光客の回遊性を高めることにより、時間消費型観光への移行を進め、基幹産業としての発展に努めます。また、情報発信や観光プロモーションの推進、受入れ体制の充実を図り、観光客の誘致に努めます。

##### [雇用・労働]

雇用の場の確保や働く意欲のある方への就業支援、職業能力の開発に努めるとともに、労働環境の整備を図ります。

##### [港湾]

国内貨物の誘致や対岸諸国などとの貿易の拡大のほか、クルーズ客船の寄港促進に努めます。また、まちづくりと連携した港湾空間の形成を図るとともに、関係機関との連携による海洋に関する調査・研究などの推進に努めます。

### II 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

#### ◆交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流

##### [道路・河川等]

人にやさしい道路環境に配慮するとともに、老朽化した施設の計画的な整備や維持管理により、円滑な交通の確保に努めます。また、治水対策を進めるとともに、親水空間などに配慮した水辺環境の創出に努めます。

国、北海道との除雪体制の連携を強化するとともに、地域総合除雪体制の充実に努めます。



#### [交通]

交通網の計画的な整備や公共交通機関の利用促進などに努めるとともに、既存の交通機能の充実と北海道新幹線など新たなネットワークの整備促進に努めます。

#### [情報通信]

行政の情報化や情報セキュリティ対策を総合的に進めます。また、公式ウェブサイトをもっと充実させるなど、情報化による行政サービスの向上に努めます。

#### [地域間交流]

住民サービスの向上を効率的に推進するため、関係市町村と協力した行政運営はもとより、市民交流、経済交流、公共施設やサービスの相互利用など行政区域を越えた広域連携の推進に努めます。また、姉妹都市などとの人的、文化的、経済的交流を図るとともに、市内に暮らす外国人への支援や市民との交流機会の拡大などを進めます。

### ◆生活環境の整備（その1）

#### [上下水道]

施設の改築更新や災害に強い施設づくりを進め、持続可能な上下水道システムの構築と環境に配慮した循環型社会の創出に向けて取り組みます。

#### [住宅]

民間住宅の建設やリフォームの支援、公的住宅の建替えと改善を進めるとともに、利便性の高い中心市街地については、まちなか居住の促進に努めます。

#### [消防]

火災の未然防止や消防体制の整備による災害対応力の向上に努めるほか、安全対策や救急救助体制の充実に取り組みます。また、消防力全体の見直しや他都市の消防本部との広域応援体制に基づく連携、消防団組織の活性化を図ります。

#### [防災・危機管理]

地震や津波などの災害に備えるため、緊急情報連絡体制や、避難所など防災拠点の機能強化を進めるとともに、地域住民の自発的な防災活動を促進するため、防災意識の高揚と防災知識の啓発に努めるなど、総合的な防災対策を図ります。

#### [生活安全]

交通安全や防犯意識の高揚を図り、道路交通環境の確保や防犯体制の整備を進めるとともに、消費者の保護や消費者が自ら考え行動できるよう支援に努めます。

### ◆その他地域の自立促進に関し必要な事項（市街地整備等）

都市基盤を有効に活用しつつ新しい都市機能を加え、にぎわいあふれる市街地の再生を進めます。また、平成 42 年度に開業予定の北海道新幹線を活用した新たな魅力あるまちづくりの検討を進めます。

情報公開や市民参加の機会を拡大し、透明性の高い市政運営に努め、地域住民や団体など多様な主体と連携する地域コミュニティの強化を図ります。

### Ⅲ 自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）

#### ◆生活環境の整備（その２）

[廃棄物処理]

ごみの３Ｒ（発生抑制：Reduce、再使用：Reuse、資源化：Recycle）への取組を進めるとともに、環境に配慮した廃棄物の適正な処理体制の構築に努めます。

[公園・緑地]

豊かな自然環境を守るとともに、魅力ある公園・緑地の整備を進め、緑をはぐくみ、緑とふれあう機会の充実を図ります。

[環境]

市民、事業者、行政が協力して温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、自然エネルギーなどの活用に向けた情報収集や研究を進めます。また、公害の未然防止に努め、豊かな自然とふれあう環境づくりを進めます。

[都市景観]

様々な景観資源を本市固有の財産として守り育てるとともに、景観法を活用し、新旧が調和した景観づくりに努めます。

### Ⅳ ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）

#### ◆高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

[高齢者福祉]

高齢者が暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、生きがいつくりと社会参加を支援します。

[児童福祉]

家庭や地域社会全体がそれぞれの役割を担うよう働きかけるとともに、多様な市民ニーズに対応した保育サービスの充実など子育て支援の推進に努めます。

[障がい者福祉]

障がいのある人が自己の能力を最大限に発揮できるように努め、その自立を支援するとともに、障がいに対する市民の理解が深まるように努めます。

[地域福祉]

すべての団体、個人が、それぞれ役割を持って地域福祉活動に参加できるよう、地域社会全体で支え合う仕組みづくりに努めます。

[保健衛生]

子どもから高齢者までの健康づくりを支援するとともに、食の安全を確保するための情報提供や感染症等に対処するための危機管理体制の強化などに努めます。

#### ◆医療の確保

医療機関相互や福祉施設などとの連携等を進め、医療資源の効率的な活用にも努めます。地域医療における市立病院の役割を着実に果たすため、また、市民が安心して良質な医療ケアを受けられるよう、医療機関相互や福祉施設などとの地域医療連携を推進するとともに、経営の効率化を図ります。

## V 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）

### ◆教育の振興

#### [学校教育]

一人ひとりの個性を大切にし、創意工夫を凝らした特色ある教育活動を行い、学校、家庭、地域との連携を深めながら、信頼される学校づくりを進めます。また、小中学校の規模・配置の適正化と施設整備の充実を図ります。

#### [社会教育]

生涯各期にこたえる学習機会の提供とその学習成果を社会に生かすことができる社会教育活動の充実を図ります。

#### [スポーツ・レクリエーション]

生涯スポーツの普及、振興とスポーツ団体の育成、強化を図るとともに、スポーツ・レクリエーション施設の整備と有効活用に努めます。

#### [青少年]

学校、家庭、地域などと連携し、青少年の健全育成のための環境づくりや非行防止活動の推進に努めるほか、子どもの基本的人権の尊重と保護に努めます。

#### [男女共同参画社会]

男女を問わずそれぞれの個性や能力を発揮できるように、男女共同参画への環境づくりや、男女の人権の尊重と男女平等の精神に基づく異性観の育成に努めます。

### ◆地域文化の振興等

文化芸術活動への支援や質の高い文化芸術に接することができるように努めます。また、貴重な文化遺産を後世に伝えるため、文化財の保護、活用に努めます。

## イ 過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）の展開

他地域に比較し、人口減少、少子高齢化が急速に進展する本市にとっては、市民が安心して暮らし続けられるよう、地域力の持続性を高め、定住を促進していくことが喫緊の課題となっています。

このため、「基本方向：まちづくりのテーマ」の各施策を着実に進めることと併せて、特に重点的に対策を講ずるものとして、「住民福祉の向上」及び「雇用の増大」をキーワードに、関連する施策を横断的かつ柔軟に展開します。

また、今後とも効率的で安定した市民サービスを提供していくため、近隣市町村との緊密な連携や機能分担のもと、定住促進策や経済の自立に向けた取組を進めます。

これら施策展開に当たっては、新たな支援措置である過疎地域自立促進特別事業を効果的に活用することとし、にぎわいと活力に満ちたまちで、誰もが健康で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

### 【過疎地域自立促進特別事業の展開方向】

#### ◆市民が安心して末長く暮らせるよう、「住民福祉の向上」及び「雇用の増大」を目指す。

##### ①少子高齢化対策

人口減少の著しい本市においては、人口対策の観点からも、安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを進めるとともに、高齢化社会をまち全体で支える体制の整備・充実を図る。

##### ②地域コミュニティの充実

市民と行政が一体となったまちづくりのため、地域住民がコミュニティ活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、市民の発想による自主的なまちづくり活動を促進するため、ボランティア団体やNPOなどの支援に努める。

##### ③地場産業の振興

地域経済の活性化と雇用の場の確保のため、官民協働による企業誘致や商店街のにぎわいづくりを促進するとともに、農水産業の担い手支援などを進める。

#### ◆中心市と周辺市町村が連携し、人口の定住と経済の自立を図る。

「北しりべし定住自立圏」<sup>\*</sup>の構成市町村が連携し、市外からの移住の促進のほか、医療の確保や地域福祉対策など住民が安心して暮らせる地域づくりと、地場産品の販路拡大や広域観光の形成など、地域資源を最大限に活用した経済・産業の活性化を推進する。

※ 小樽市を中心市とし、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村の各町村と平成22年4月1日に「北しりべし定住自立圏の形成に関する協定」を締結。（平成27年3月25日に同協定の一部変更協定を締結。）

## (5) 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5か年とします。

## 2 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 農林業

本市の農業は、大消費地である札幌圏に近接した地理的条件などから野菜類を中心に果実、いも類、水稻、花きなどの幅広い生産が行われていますが、傾斜地が多いなど地形的な制約により大規模営農を難しくしており、半数以上が耕地面積1ha未満の小規模営農となっています。

農業を取り巻く環境として、農家戸数、農家人口、耕地面積は、いずれも減少傾向にある中、農業経営者や農業従事者の高齢化、後継者不足、これに加え農産物の価格低迷など厳しい状況にあり、耕作放棄地の増加や生産体制の弱体化などにより農業地域の活力低下が懸念されています。このため、農地の高度利用を図るとともに、農業生産基盤の整備や担い手の育成と確保、農地の利用集積などを進め、地域の特性を生かした生産性の高い農業を推進する必要があります。

また、都市近郊に位置する本市の農業は、安全で信頼できる農産物の供給が求められているほか、学童農園・市民農園等による農業体験機会や心安らぐ緑地空間の提供など、余暇活動や身近なレクリエーションの場として多面的な役割を担っています。こうした関心が高まっている中で、農業体験機会を通じた農業に対する理解と市民ニーズに対応した農地の活用が求められています。

林業については、森林が持つ環境保全機能を確保するためにも、植林、保育事業など森林保護や森林整備の推進が必要です。

表2- (1) 農業経営の状況

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総 数 (戸)	449	357	249	216
農家人口 (人)	1,362	1,045	690	—
(販売農家分)	—	695	472	391
耕地面積 (ha)	317	231	180	173

(資料：農林業センサス)

#### イ 水産業

本市の水産業は、海洋環境の変化などにより水産資源が減少する中で、経営体数、従事者ともに減少傾向にあります。漁獲量も各年により変動はあるもののおおむね減少傾向にあり、水産物の安定供給を確保するためには資源管理型漁業を推進していくとともに、漁業経営安定のため、漁業技術の開発や向上への支援、良好な漁場の造成、漁場環境の保全などを推進していく必要があります。

燃料費など諸経費の高騰や漁業就業者の減少、高齢化の進行など、漁業経営を取り巻く環境は厳しい状況にあります。このため、省エネルギーなど効率的な漁業への転換や担い手の育成と確保のために関係団体と連携した取組が求められています。また、水産物陸揚げ作業の安全確保や作業時間の短縮による鮮度保持、生産コスト削減のため、漁港施設の整備が求められています。

水産物や水産加工品の高付加価値化と新製品の開発などによる新たな需要の創出と販路拡大が求められています。また、消費者ニーズにこたえる安全で信頼される水産物や水産加工品を供給するために鮮度の保持や衛生管理を一層高めることが必要です。

## ウ 工業・企業立地

工業については、本市の特徴として水産加工品を中心とした食料品製造業が事業所数、従業員数、製造品出荷額いずれもほぼ半数を占めています。また、金属製品製造業やプラスチック製品製造業なども集積しているほか、製造品出荷額では、飲料・たばこ・飼料のウェイトも高くなっています。

平成10年から25年の製造品出荷額を見ると、食料品と飲料・たばこ・飼料が増加に転じ、全体としては平成15年との比較で横ばいに推移しています。しかしながら、鉄鋼業が大きく落ち込むなど多くの業種で減少傾向にあるとともに、製造業全体としては、事業所数、従業員数ともに減少しており、工業を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

表2－(2) 工業の状況

産業分類（中分類）		平成10年	平成15年	平成20年	平成25年
事業所数	食料品	153	137	117	101
	飲料・たばこ・飼料	10	9	9	8
	家具・装備品	23	15	15	10
	パルプ・紙・紙加工品	10	8	8	8
	プラスチック製品	25	22	19	14
	ゴム製品	10	7	5	4
	窯業・土石製品	20	17	13	11
	鉄鋼業	5	4	4	3
	金属製品	51	41	30	17
	はん用・生産用機械器具	28	23	23	12
	その他	95	71	50	38
合計	430	354	293	226	
従業員数	食料品	4,345	4,416	4,000	3,836
	飲料・たばこ・飼料	277	240	274	205
	家具・装備品	321	236	223	130
	パルプ・紙・紙加工品	267	259	282	286
	プラスチック製品	675	713	625	572
	ゴム製品	548	317	314	209
	窯業・土石製品	208	174	136	118
	鉄鋼業	198	170	159	122
	金属製品	989	765	593	507
	はん用・生産用機械器具	601	472	479	324
	その他	1,817	1,159	866	831
合計	10,246	8,921	7,951	7,140	
製造品出荷額等	食料品	7,621,497	7,022,339	7,002,418	7,775,630
	飲料・たばこ・飼料	1,914,977	1,404,010	1,697,693	2,288,232
	家具・装備品	400,944	264,447	270,012	166,596
	パルプ・紙・紙加工品	1,071,905	1,021,705	1,109,806	1,032,612
	プラスチック製品	1,305,342	1,311,865	1,396,070	1,216,728
	ゴム製品	605,411	504,941	484,854	347,558
	窯業・土石製品	466,167	390,528	349,302	397,975
	鉄鋼業	719,085	905,938	1,607,329	633,598
	金属製品	2,251,992	1,480,244	1,118,820	1,200,766
	はん用・生産用機械器具	1,000,880	684,443	662,113	429,136
	その他	2,285,936	1,380,020	1,053,705	996,841
合計	19,644,136	16,370,480	16,752,122	16,485,672	

※ はん用・生産用機械器具： 産業分類変更のため、平成10、15年は一般機械器具の数値（製造品出荷額の単位は万円、資料：工業統計調査）

このため、国際化や情報化の進展、価値観の多様化など社会経済情勢が大きく変化する中で、時代や市場のニーズに的確に対応していくことが求められています。

地域経済活性化のためには工業の振興が不可欠であり、産・学・官連携や異業種連携などのネットワークの形成を図り、技術や経営に関する外部資源の活用を進めることにより、中小企業を中心とした地場企業の経営基盤の強化や起業の支援、人材の育成が必要です。

国内においては、人口減少や少子高齢化の進行により市場規模が縮小傾向にあります。中国をはじめとした東アジアなどの対岸諸国では経済成長が続き、日本製品に対する評価が高まっていま

す。市場の開拓に当たっては、国内だけではなく、こうした国や地域を視野に入れ、高い知名度と恵まれた地域資源を活用した新たな商品開発や市場開拓など経営の革新が必要です。

近年では石狩湾新港地域と銭函工業団地に企業の集積が進んでいますが、地場産業の振興や雇用機会の拡大を図るため、今後も積極的に企業誘致を進める必要があります。そのためには、地域間競争が激しい中、本市の特性や地域資源の効果的なPRに努め、優位性を強調することが求められています。

## エ 商業

本市の商業を取り巻く環境は、小売業で、人口の減少や個人消費の低迷などにより市全体の購買力が縮小しているほか、ネットビジネスなど流通・販売チャネルの多様化や、札幌市への購買力の流出などにより、厳しいものとなっています。平成24年の年間販売額は1,166億円で、平成14年実績(1,743億円)と比較すると約33%も減少しているほか、商店数、従業員数とも減少しており、商業活性化に向けた取組が大きな課題となっています。

卸売業も、流通構造の変化や中小小売店の減少などにより厳しい状況にあり、年間販売額、商店数、従業員数いずれも減少傾向にあり、経営基盤の強化や小売業、製造業が必要とする機能の効率化を図っていく必要があります。また、卸売市場についても効率的な運営を図り、安定した供給体制の確保が必要です。

このような中、商業集積が特に高いJR小樽駅周辺では、近年、イベント等の集客事業が活発に行われていることから、事業者による魅力ある個店づくりや市民に対して市内での買い物意識を高めるための啓発活動を一層推進する必要があります。また、中心商店街において懸案となっていた百貨店・ホテル跡地に医療・福祉施設が建設され、新たなにぎわいの創出が期待されるとともに、年間約745万人(平成26年度)の入込みがある観光客の商店街への回遊性をいかに高めていくのかなどについても、検討していく必要があります。さらに、まちのにぎわいを演出する商店街や市場では、商品やサービスの提供はもとより、地域コミュニティの場や地域の伝統、歴史、文化の担い手としての役割、また、大型店では、環境対策や雇用の確保、イベントへの協力など地域貢献についての役割がそれぞれ求められています。

表2-(3) 商業の状況

区 分		平成9年	平成14年	平成19年	平成24年
卸売業	商店数	517	493	414	283
	従業員数	3,701	3,296	2,565	1,823
	年間販売額(万円)	22,303,554	16,870,219	15,192,629	9,783,845
小売業	商店数	1,960	1,812	1,502	1,035
	従業員数	10,299	11,215	9,165	6,304
	年間販売額(万円)	18,475,665	17,425,526	14,103,143	11,664,499
合計	商店数	2,477	2,305	1,916	1,318
	従業員数	14,000	14,511	11,730	8,127
	年間販売額(万円)	40,779,219	34,295,745	29,295,772	21,448,344

(資料：商業統計調査、平成24年経済センサス-活動調査)

## オ 観光

本市は、恵まれた自然景観や運河、石造倉庫群など魅力ある都市景観を有し、また、新鮮な海産物やガラス工芸など多彩な観光資源に恵まれています。観光入込客数は、平成11年度の約973万人をピークに減少傾向となり、さらには、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により約600万人まで減少しましたが、その後、平成26年度には約745万人まで回復し、多くの観光客が国内外から訪れています。近年は、各種の人気観光地調査でも常に上位にランキングされるなど高い知名度と根強い人気を維持しています。観光は、消費や雇用など多岐にわたって大きな経済波及効果を生み出しており、今や本市の基幹産業の一つといえます。

入込客数の内訳では、日帰り客数の割合が高く、宿泊者数は10%に満たない状況にとどまっております。回遊性の向上や夜の魅力づくりなどによる時間消費型観光への移行を推進し、観光における経済波及効果を一層高めることが必要となっております。また、夏季に集中していることから、冬季イベントの充実や創出などにより経済効果や雇用の面で年間を通じ、安定した入り込みが求められています。

近年、円安やビザ発給要件の緩和、消費税免税制度の拡充などにより、中国や台湾、香港などの東アジア圏を中心に多くの外国人観光客が訪れており、特に急増する中国、タイからの観光客を意識した観光プロモーションの充実や受入れ体制の整備などが必要となっております。また、全国的に、団体・パッケージ型観光から個人・グループ型観光に移行する中で、観光客のニーズも多様化しており、観光資源の発掘や体験型観光の推進など新たな提案が求められています。

小樽観光の人気を持続するためには、今後とも観光客を温かくもてなす必要があり、観光関連業界はもとより、市民ぐるみの観光ホスピタリティの向上が求められています。

表2-（4）観光入込客数の状況

区分	平成14年度		平成17年度		平成20年度		平成23年度		平成26年度	
	人数	(構成比)	人数	(構成比)	人数	(構成比)	人数	(構成比)	人数	(構成比)
総数	8,476,300	—	7,560,400	—	7,144,500	—	6,036,000	—	7,447,800	—
うち道内客	6,112,600	(72.1)	5,388,800	(71.3)	5,136,600	(71.9)	4,366,100	(72.3)	5,183,400	(69.6)
うち道外客	2,363,700	(27.9)	2,171,600	(28.7)	2,007,900	(28.1)	1,669,900	(27.7)	2,264,400	(30.4)
宿泊客数	741,900	(8.8)	712,700	(9.4)	637,200	(8.9)	563,500	(9.3)	663,900	(8.9)
うち外国人	16,984	—	35,358	—	43,732	—	32,265	—	98,610	—
うち香港	6,589	—	14,926	—	16,782	—	12,030	—	14,602	—
うち台湾	6,693	—	13,945	—	10,535	—	3,823	—	16,782	—
うち韓国	908	—	2,951	—	7,733	—	4,277	—	11,555	—
うち中国	292	—	646	—	2,606	—	5,794	—	27,169	—
うちシンガポール	94	—	652	—	1,548	—	2,845	—	6,432	—
うちタイ	—	—	—	—	108	—	331	—	12,056	—

(資料：小樽市調査)

## カ 雇用・労働

少子高齢化が進行し高齢者や女性の就業者の増加が見込まれる中、派遣労働やパートタイムといった非正規雇用の増加など就業形態の変化のほか、フリーターやニートなど、新たな層も増加しています。

平成22年以降、有効求人倍率は全国的に回復傾向にあり、本市における有効求人倍率は平成26年度に0.88まで回復していますが、新規求人賃金は札幌圏よりも低い水準にあります。本市は若年者の市外流出が顕著であることから、企業誘致による雇用機会の拡大と地場企業の活性化による安定



的な雇用確保のほか、地元定着志向が強い若年者をはじめ、働く意欲のある高齢者、季節労働者などへの就業支援を図る必要があります。

また、就業形態の変化や失業者の増加などに対応するため、経営者の意識改革を進めるなど、新しい時代に向けた積極的な取組が求められています。

経済活動の国際化、産業構造の変化、技術革新や情報化の進展などに伴い、これらに対応できる人材が求められており、職業能力の開発や向上を図っていく必要があります。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進む中で、すべての労働者が健康で快適な生活を送ることができるよう、魅力と働きがいのある職場環境づくりも求められています。

## キ 港湾

小樽港は、外国貿易港として開港以来 100 年以上が経過した全国的にも歴史のある港です。この間、防波堤や大型ふ頭の建設のほか、穀物、冷凍貨物の専用施設やフェリー、コンテナに対応した施設など時代の要請を踏まえた港湾整備により近代化を進めてきました。しかしながら、取扱貨物量は、平成 8 年の 2,570 万トンをピークに、平成 25 年には 1,101 万トンまで減少するなど、人口減少や北海道経済の低迷、太平洋側への産業・物流拠点の移行などにより、極めて厳しい状況にあります。このため、既存港湾施設の有効活用と老朽化施設の機能更新のほか、対岸諸国や北米地域などとの貿易拡大により物流の活性化を図っていくことが必要です。

本市では、食品や飼料の製造業のほか、水産業や観光産業など港湾と関連する産業が集積していることから、こうした産業の振興を図るための港湾空間づくりが求められています。加えて、平成 14 年には中国との定期コンテナ航路が開設されたほか、近年は、国内外のクルーズ客船の寄港など、国際交流や市民ニーズの多様化が進み、歴史や文化、水辺の景観を生かした交流の場としての活用も必要です。

石狩湾新港は、小樽港と一体となって日本海沿岸地域の発展を先導するため、石狩湾新港地域の開発の核となる流通港湾として整備が進められてきました。近年は道央圏のエネルギー基地やリサイクル資源の集積拠点として機能の充実が進んでおり、小樽港とともに道央圏日本海側の拠点港として発展するために、それぞれの特性を生かし、相互の連携を強化していく必要があります。また、石狩湾新港地域では、企業の進出が進んでいますが、依然として多くの未利用地を残しており、今後とも札幌圏の地理的・経済的優位性を生かした企業誘致を進める必要があります。

表 2 - (5) 港湾の取扱貨物量の推移

(単位：トン)

区 分		平成 8 年	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
小樽港	フェリー貨物量	23,535,420	23,561,745	11,578,510	10,749,325	9,981,045
	上記以外の貨物量	2,169,475	1,828,174	1,327,053	1,484,466	1,025,605
	貨物量計	25,704,895	25,389,919	12,905,563	12,233,791	11,006,650
石狩湾新港	貨物量	2,495,714	2,370,214	3,362,103	4,028,082	4,729,811

※石狩湾新港は、フェリーは未就航

(資料：港湾調査)

## (2) その対策

### ア 農林業

優良農地の確保と農地の集積を図るため、遊休農地の活用や農地改良など農業基盤の整備に努めます。また、高収益型の農業を目指すため、施設栽培を促進し、農地の効率的利用に努めます。

食の安全と安心を確保するため、農業改良普及センターや農業団体と連携し、減農薬などクリーン農業生産技術の導入や普及を進めるとともに、「北のクリーン農産物表示制度」を活用し、農作物のブランド化の推進に努めます。また、地場農作物の宣伝や販路拡大のため、産地直売所の活用を図ります。

就農環境の向上や就農意欲の高揚のため、企業的農業経営の確立や農業の担い手としての認定農業者制度の普及を図ります。また、担い手の育成、確保や新たな就農者の支援のため、農業協同組合など関係団体との連携強化や北海道担い手センターと連携した情報の収集と提供に努めます。

都市住民の農業に対する理解を深めるため、農業者との交流の場である市民体験農園やおたる自然の村などを活用し、農業体験や土に親しむことのできる機会の充実に努めます。また、都市と農業地域の交流による地域活性化と農地の有効利用を図るため、市民農園等の整備促進と拡充に努めます。

緑地環境の保全と将来にわたる水資源や森林資源の確保のため、森林の保護と育成に努めるとともに、安全な居住環境を確保するため、森林の崩壊危険箇所などにおける保安施設や崩壊防止施設の整備を関係機関と連携して進めます。

### イ 水産業

新たな資源づくりと良好な漁場の造成を進めるため、浅海漁業の重要資源であるウニやアワビなどの種苗放流とニシンやヒラメなど稚魚の放流を行うとともに、栽培漁業技術の開発や向上、漁場改良などへの支援に努めます。また、効率的で安定的な漁業経営の確立を図るため、関係機関との連携を強化し、漁業者に対する補助制度などの周知を図ります。

水産物を安定的に供給するため、関係機関と連携し、漁獲管理体制の強化を図ります。また、漁場環境の保全を推進するため、トドなどによる漁業被害防止対策を進めるとともに、海洋レクリエーションなどとの水面の利用調整を図ります。

次代を担う後継者を確保するため、関係団体等と連携し、新しい経営感覚と漁業技術を有する人材の育成に努めます。また、水産物の陸揚げの場、出漁準備の場など漁業基地としての役割を担う漁港については、漁港管理者と連携し、係船岸壁などの整備に努めます。

本市の知名度を有効に活用してブランド化を進め、商品のPRにより販路拡大を図ります。また、地産地消の促進を視野に入れ、地元水産物を利用した水産加工品の新製品開発のため、加工技術の研究や鮮度保持、品質管理への支援に努め、水産物や水産加工品の高付加価値化を推進します。

### ウ 工業・企業立地

中小企業等の健全な発展を図るため、経営の安定化や設備の近代化、合理化に対する支援を行い、経営基盤の強化を進めます。また、国や北海道のほか、大学など関係機関との連携により、地場産業の新たな活力となる起業の支援に努めるとともに、時代や市場が求めるニーズに対応できる人材の育成を進めます。

地域で培われた伝統技術と時代や市場が求めるニーズを融合させ、ものづくり産業の活性化を図

ります。新技術や新製品の開発を推進するため、産・学・官連携や異業種連携など様々なネットワークを形成し、知識、経験、情報などの経営資源を相互に活用することにより、新たな事業の展開や技術力の向上を目指します。また、本市の地域資源や知的財産を活用した付加価値の高い商品開発を支援し、市内企業の競争力の強化を図ります。

本市の「強み」である知名度を生かし地場製品のブランド化に取り組むとともに、物産展や展示会などへの出品に努め、販路拡大や商圏の確立を図ります。また、中国をはじめとする東アジア諸国やロシア等海外における市場ニーズの把握と流通経路の構築に努め、新たな市場の開拓を進めます。

地場産業の振興と雇用の創出のため、高い知名度や立地特性、地場企業が有する技術力など本市に立地する利点の積極的なPRと小樽市企業立地促進条例の周知に努め、新たな企業の立地を進めるとともに早期操業を図ります。また、操業後の円滑な企業活動を支援するため、企業訪問による積極的な情報交換に努めるなど地域への定着と操業環境の向上を図ります。

## エ 商業

中心市街地の活性化にとって重要な役割を担う中心商店街のにぎわいづくりのため、快適な買い物空間の整備を図り、市民や観光客の回遊性を高めるとともに、空き地や空き店舗の有効活用とイベント開催などへの支援に努めます。

地域住民の暮らしと密着した周辺商店街や小売市場に対しては、活性化のための支援に努めるとともに、大型店に対しては、地域と連携し、環境対策や雇用の確保、イベントへの協力など地域への貢献を働き掛けます。

商業環境の変化に対応した個店や商店街づくりのため、関係団体と連携した支援と経営基盤や組織の強化に対する支援に努めるとともに、人材育成を図ります。また、市民に対する市内での買い物意識を高めるための啓発に取り組みます。

流通構造の変化に対応するため、関係機関などと連携し、人材の育成や経営基盤の強化に対する支援に努めます。また、小売業に対する商品の品ぞろえや製造業に対する小売業からの消費者動向の情報提供など、卸売業の機能が十分に生かされるよう流通機能の効率化に対する支援に努めます。

卸売市場の効率的な運営と安定した供給体制を確保するため、市場機能の充実に努めるとともに、流通環境の変化に対応できる市場の在り方について研究を進めます。

## オ 観光

観光客に多様な魅力を提供するため、運河や堺町通りなど既存の観光資源のほか、海や港、旧国鉄手宮線などの地域資源を発掘し、磨きをかけるとともに、観光・レクリエーション施設の整備や観光拠点の充実に努めます。おたる潮まつりや小樽雪あかりの路など既存イベントの充実や四季を通じた魅力づくりにつながる新たなイベントの創出を図るとともに、ガラス工芸などの体験メニューや新鮮な食材を活用した食の充実など観光客が満足感を得られる観光の魅力づくりに努めます。

ゆっくりと時間をかけて本市の魅力を堪能してもらうため、旧手宮線の整備と利活用による新たな魅力の創出をはじめ、歴史や文化、伝統などを活用したテーマやストーリー性のある回遊・散策ルートを企画し、その提供に努めます。

後志や道央地域の市町村と連携し、新千歳空港を起点とした本市への宿泊滞在型モデルルートの構築とその商品化を促進するため、共通パンフレットの作成や合同キャンペーンの実施などにより、広域的な観光圏の形成に努めます。さらに、観光による波及効果を拡大していくため、魅力的な地

域資源と本市ならではの食の楽しみを活かした多彩な観光コースを企画提案するとともに、夜のにぎわいづくりを進め、様々なニーズに対応した時間消費型観光を促進します。

外国人を含め、観光客が安全で安心して楽しめるよう、観光案内所の機能や観光案内板などの拡充、携帯端末等を利用した案内システムの導入を図るとともに、観光拠点間の円滑な移動を促すため、交通アクセスや駐車場の充実に努めます。

観光事業者はもとより、市民一人ひとりが観光客を温かく迎える意識の向上を図るため、全市民的なホスピタリティの啓発と観光ボランティア団体の支援に努めるとともに、小樽観光大学校などを活用し、次代の観光リーダーの育成を図ります。

観光客の誘致を図るため、ポスターやパンフレット、旅行雑誌のほか、テレビやインターネットなど情報化に対応した誘致宣伝を進めます。また、旅行ニーズの多様化に対応するため、交通や宿泊、イベント、土産品のほか、穴場的な観光情報の収集と情報提供に努めるとともに、予約や購入も可能な総合的な観光ポータルサイトの構築を進めます。

北海道内の主要都市や大都市圏でのキャンペーンの実施、観光物産展などへの参加、旅行代理店への情報提供などあらゆる機会を通じて小樽のイメージアップを図るとともに、小樽ふれあい観光大使を活用したPRと小樽フィルムコミッションによる映画やドラマ、コマーシャルなどのロケ誘致の促進に努めます。

体験・参加型観光に対するニーズにこたえるため、体験メニューや学習プログラムの充実に努めるとともに、これらを組み込んだ旅行商品の開発や販売について旅行代理店や教育旅行関係者へ働きかけます。また、国際観光の推進のため、外国人観光客の動向を把握し、海外キャンペーンへの参加や海外メディアに対する取材協力など効果的なプロモーション活動に努めます。

## カ 雇用・労働

雇用機会の拡大と安定的な雇用確保のため、企業誘致の積極的な推進や地元企業の一層の活性化に努めるとともに、国や道など関係機関と連携を強化し、雇用場の確保を図ります。

若年者の就業支援として、小樽市雇用促進協会やハローワークなど関係機関との連携により、新規高卒者に対する職業指導と職業紹介を進めるとともに、企業への採用要請やフリーターへの職業相談などの充実に努めます。

高齢者の就業支援として、シルバー人材センターなどの活用を図るとともに、定年延長、継続雇用制度の啓発に努めます。季節労働者の通年雇用を促進するため、小樽市季節労働者通年雇用促進協議会の事業活動を支援します。

男女雇用機会均等法や育児休業に関する法律などに基づく雇用制度の啓発活動を促進し、女性の働きやすい環境づくりに努めます。障がい者の就業支援として、障害者雇用促進法に基づく雇用制度の啓発活動を促進するとともに、関係機関と連携し職業相談や求人開拓などのための協力体制の拡充に努めます。また、IJUターン希望者へ関係機関と連携を図りながら情報提供に努めます。

職業能力の開発や向上のため、北海道職業能力開発大学校と連携し、技術革新や情報化に対応できる人材の育成に努めるとともに、小樽市事業内職業訓練センターを活用し、技能検定や技能訓練などの事業を推進し、各種技能の向上を図ります。また、職業能力開発促進センターや北海道立高等技術専門学院などを活用し、離職者の職業訓練を進めます。

労働環境の改善のため、労働実態調査による労働環境の実態を把握し、労働時間の短縮、最低賃金制度の周知や労働安全衛生体制の啓発に努めます。また、勤労者福祉向上のため、共済制度などの充実に努めます。

## キ 港湾

道央日本海側の物流拠点としての発展を図るため、既存港湾施設や港湾業務、港湾機能の集積を生かし、国内貨物の誘致と対岸諸国や北米地域などの貿易拡大に努めるとともに、臨港地区における土地利用の活性化や老朽化した港湾施設の計画的な整備を進めます。また、観光や経済への波及効果が期待される国内外のクルーズ客船については、まちなかとの至近性や多彩な観光メニューを生かすなど、積極的な寄港促進に取り組みます。

地域産業の振興のため、港の再開発による小樽港の利便性向上を図るとともに、物流や産業機能との調和を図りながら、歴史や文化、水辺を生かした魅力ある国際交流や市民交流の場としての活用を促進し、まちづくりと連携した港湾空間の形成に努めます。また、市民生活の安全と安心に貢献するため、防波堤の改良など都市機能支援施設の充実に努めます。

石狩湾新港については、広大な開発空間を活用し、札幌圏に至近の港として、道央圏のエネルギー基地機能の拡充などを進め、小樽港とともに道央圏日本海側の拠点港として発展するよう相互に連携を強化するとともに、石狩湾新港地域の企業立地の促進に努めます。

### (3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

平成28年度予算編成作業中のため、  
新たな事業が記載される場合があります。

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(7) 商業 その他	経営基盤強化事業 中小企業設備近代合理化資金貸付金 設備の近代化・合理化を促進するための資金を融資	民間等	
		中小企業経営安定健全化資金貸付金 経営の安定化・健全化に必要な資金を融資	民間等	
	(8) 観光又はレクリエーション	旧国鉄手宮線活用事業 旧国鉄手宮線整備事業費 散策路整備 L=147m	市	
		小樽公園再整備事業 小樽公園再整備事業費 見晴台の整備、トイレのバリアフリー化等	市	
		公園再整備事業 都市公園安全・安心事業費 (バリアフリートイレ等整備) 入船公園、平磯公園	市	
	(9) 過疎地域自立促進 特別事業	企業立地推進事業 企業誘致促進事業費  事業内容：道内外の企業に対するPR活動や企業訪問を実施する。 必要性：本市への新たな企業の立地を進めるとともに、操業企業のフォローアップを実施し、本市への定着化を図るため。 効果：雇用の創出・維持及び本市経済の活性化が期待できる。	市	
		小売業経営基盤強化支援事業 空き店舗対策支援事業費 事業内容：中心商店街や市場の空き店舗に出店する場合の店舗家賃の一部を助成。 必要性：空き店舗対策の実施により商店街の活性化を図るため。 効果：空き店舗の有効活用が図られ、商店街のにぎわいづくりが期待できる。	民間等	
		起業及び人材育成支援事業 商業起業家定住促進事業費 事業内容：中心商店街や市場の空き店舗に出店する新規商業起業家の研修費用及び店舗家賃の一部を助成。 必要性：起業しやすい環境づくりによる商店街等の空き店舗解消と本市への移住・定住促進を図るため。 効果：空き店舗の有効活用が図られるとともに、移住に対する関心を高め動機付けのひとつとなることを期待できる。	民間等	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>創業支援事業費            事業内容：市内で創業しようとする方へ、創業当初に係る費用（事務所等家賃、内外装工事費、融資返済利子）の補助・助成。            必要性：創業しやすい環境づくりによる経済活性化と本市への移住・定住促進を図るため。            効果：事業所数の増加、雇用の場の創出が見込まれる。また、創業に伴い、市内業者との新たな取引拡大が期待できる。</p>	民間等	
		<p>商店街にぎわいづくり支援事業            にぎわう商店街づくり支援事業費            事業内容：中心商店街における「にぎわい創出」や「魅力の向上」に資する新規事業または既存事業を拡充・発展させる事業を実施する市商連に加盟する商店街に対し支援を行う。            必要性：中心市街地の空洞化に伴い、中心商店街は急速に衰退しており、活性化が喫緊の課題のため。            効果：商店街の活性化が図られ、街のにぎわいづくりが期待できる。</p> <p>商店街活性化支援事業費            事業内容：商店街団体が開催する集客イベントや商店街の魅力向上のための宣伝事業ほかに対する支援を行う。            必要性：人口減少や個人消費の低迷等により、商店街は急速に衰退しており、活性化が喫緊の課題のため。            効果：商店街の活性化が図られ、地域のにぎわいづくりが期待できる。</p>	民間等	
		<p>回遊・散策ルート企画推進事業            宣伝物作成等経費            事業内容：小樽回遊・散策コースのPRパンフレットを作成する。            必要性：観光客の回遊性・滞在時間拡大を図るため。            効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p> <p>まちなか観光にぎわいづくり調査事業費            事業内容：国内外の観光客の動向等を調査し新たな動線や夜の街中にぎわい創出に向けた実証実験やプラン策定を行う。            必要性：観光客の回遊性・滞在時間拡大を図るため。            効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	市	
		<p>広域観光事業            広域観光事業費            事業内容：広域的な観光ルートの作成、他市町村と連携した誘致宣伝活動及び観光振興を行う。            必要性：観光客の回遊性・滞在時間の拡大を図るため。            効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	市	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>観光情報提供事業 観光案内所運営費交付金 事業内容：社団法人小樽観光協会が運営する観光案内所へ運営経費等を交付する。 必要性：観光情報提供体制の充実により、観光客増加を図るため。 効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p> <p>小樽国際インフォメーションセンター事業費 事業内容：外国語対応窓口を1カ所に集約し総合窓口を開設する。 必要性：観光情報提供体制の充実により、観光客増加を図るため。 効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p> <p>外国語通訳配置支援事業費補助金 事業内容：「堺町観光案内所」の外国語通訳等の配置にかかる経費を一部補助する。 必要性：観光情報提供体制の充実により、観光客増加を図るため。 効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	<p>民間等</p> <p>民間等</p> <p>民間等</p>	
		<p>海水浴場・観光イベント等クリーンアップ事業 海水浴場・観光イベント等クリーンアップ事業費 事業内容：海水浴場、観光イベント会場での清掃委託を行う。 必要性：観光地や観光施設の受入態勢づくりのため。 効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	市	
		<p>観光PR情報提供事業 宣伝物制作等経費（観光宣伝費） 事業内容：観光ポスターの印刷及び配布 必要性：観光情報提供体制の充実により観光客の増加を図るため。 効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p> <p>観光マップ作成費補助金 事業内容：観光協会が作成する観光マップ等作成経費を助成 必要性：観光情報提供体制の充実により観光客の増加を図るため。 効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p> <p>観光誘致促進事業費補助金 事業内容：観光客誘致宣伝事業を実施する小樽観光協会へ一部補助する。 必要性：観光情報提供体制の充実により、観光客の増加を図るため。 効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	<p>市</p> <p>民間等</p> <p>民間等</p>	



自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>観光広告プロモーション事業費補助金            事業内容：観光広告プロモーション事業を実施する小樽観光協会へ一部補助する。            必要性：観光情報提供体制の充実により、観光客の増加を図るため。            効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	民間等	
		<p>観光客誘致対策事業            観光客誘致対策費            事業内容：小樽観光協会等と連携し観光客誘致のため道内・外キャンペーンへ参加する。            必要性：観光情報提供体制の充実により観光客の増加を図るため。            効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	市・民間等	
		<p>修学旅行ガイドブック作成費補助金            事業内容：道内外で誘致キャンペーン等に必要なガイドブックの改訂を行う小樽教育旅行実行委員会に対し補助する。            必要性：観光情報提供体制の充実により観光客の増加を図るため。            効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	市・民間等	
		<p>観光協会運営費補助金            事業内容：観光協会の観光誘致宣伝事業費の一部補助する。            必要性：観光情報提供体制の充実により観光客の増加を図るため。            効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	民間等	
		<p>宿泊客誘致事業費補助金            事業内容：企業の福利厚生事業を代行している会報誌等へ広告を掲載する。            必要性：観光情報提供体制の充実により宿泊客の増加を図るため。            効果：宿泊客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	市・民間等	
		<p>国内外観光客誘致実行委員会補助金            事業内容：海外からエージェント等を招へいするほか、首都圏や札幌での観光プロモーションを実施する。            必要性：観光情報提供体制の充実により観光客の増加を図るため。            効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	市・民間等	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>東アジア圏観光客誘致推進事業 東アジア圏等観光客誘致広域連携事業費補助金 事業内容：北海道運輸局や札幌市などとの連携によりアジア圏からの観光客誘致に向けたプロモーション事業を実施する。 必要性：外国人観光客のさらなる誘致促進を図るため。 効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	市・民間等	
		<p>農地整備促進事業 農地整備促進事業費 事業内容：新おたる農業協同組合が実施する遊休農地の活用など基盤整備に必要な経費を補助する。 必要性：都市型農業の生産基盤の拡充と農地整備を図るため。 効果：高収益型農業による地域農業の安定経営が期待できる。</p>	民間等	
		<p>施設栽培促進事業 施設栽培促進事業費補助金 事業内容：新おたる農業協同組合のハウス・附属設備資材の導入等を対象に補助する。 必要性：生産性の高い施設栽培の振興を図るため。 効果：高収益型農業による地域農業の安定経営が期待できる。</p>	民間等	
		<p>農産物ブランド化推進事業 農産物ブランド化推進事業 事業内容：新おたる農業協働組合が実施する北海道の「北のクリーン農産物表示制度」を活用し、「安全」「安心」の観点からクリーン農業技術の普及とPRにより農作物のブランド化を進める。 必要性：他農産物との差別化、市場での優位性の確保等を図るため。 効果：地域農業の安定経営が期待できる。</p>	民間等	
		<p>農業経営改善事業 経営改善事業費補助金 事業内容：新おたる農業協同組合が実施する蜂の活用事業、連作障害防止対策事業を対象に補助する。 必要性：安定した農業生産、農産物の高品質化を図るため。 効果：高収支型農業による地域農業の安定経営が期待できる。</p>	民間等	
		<p>浅海増養殖事業 沿岸漁業振興事業費補助金 事業内容：ウニ、アワビについて漁獲量の確保のため稚魚等の放流を継続して実施する小樽市漁業協同組合に対して補助する。 必要性：水産資源が減少する中、漁獲量が減少しており、資源管理型漁業を推進する必要があるため。 効果：沿岸漁業者の経営安定と魚類資源の保護が期待できる。</p>	民間等	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>藻場造成事業 藻場造成事業費補助金 事業内容：沿岸海域の磯焼け対策のため現有対策にさらに新技術を加えた実証を進め、その成果を踏まえた上で本格的な藻場の造成を行う小樽市漁業協同組合に対して補助する。</p> <p>必要性：良好な漁場造成、漁場環境の保全を推進する必要があるため。</p> <p>効果：沿岸漁業者の経営安定と魚類資源の保護が期待できる。</p>	民間等	
		<p>後継者育成対策事業 水産振興活動費補助金 事業内容：漁業者や水産加工業者等の水産技術促進に係る視察や研修会の事業へ支援する。</p> <p>必要性：漁業就業者の減少、高齢化の進行等、後継者育成やスキルアップを図る必要があるため。</p> <p>効果：次代を担う漁業後継者を育成し地場産業の振興に寄与する。</p>	民間等	
		<p>水産物ブランド化推進事業 水産物ブランド化推進事業費 事業内容：地魚や水産加工品を普及宣伝し、消費拡大やブランド化、新商品開発の促進を図る取組に対し補助する。</p> <p>必要性：地域産業である水産業及び水産加工業の振興を図る必要があるため。</p> <p>効果：地魚や水産加工品の知名度アップや販路拡大が期待できる。</p>	市・民間等	
		<p>ものづくり産業活性化推進事業 ものづくり市場開拓支援事業費 事業内容：市内ものづくり企業の高い技術力をPRするとともに、商談や取引の機会を増やし、新たな市場開拓の支援を行う。</p> <p>必要性：地場ものづくり産業の活性化を図るため。</p> <p>効果：経済波及効果の高いものづくり産業の振興により経済の活性化や雇用の維持・確保が期待できる。</p> <p>技術開発促進事業費 事業内容：市内中小企業者等の新技術及び新製品の開発に対し事業費の一部及び北海道技術ビジネス交流会への出展経費を助成する。</p> <p>必要性：地場ものづくり産業の新事業展開や取引拡大を図る必要があるため。</p> <p>効果：経済波及効果の高いものづくり産業の振興により経済の活性化や雇用の維持・確保が期待できる。</p>	市       民間等	
		<p>小樽ブランド販路拡大推進事業 小樽ブランド販路拡大推進事業費 事業内容：全国各地の物産展等に参加し地場産品PRを積極的に行う。</p> <p>必要性：地場産品の販路拡大及び商圏の確立を図るため。</p> <p>効果：地場産品ブランド化や販路の拡大により地域経済の自立化が期待できる。</p>	市	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>アンテナショップ展開事業費            事業内容：小樽物産協会と連携して、首都圏でアンテナショップを展開する。            必要性：地場製品の販路拡大及び商圏の確立を図るため。            効果：地場製品ブランド化や販路の拡大により地域経済の自立化が期待できる。</p> <p>地域経済交流促進事業費補助金            事業内容：札幌圏での「物産と観光展」を開催する市内物産・観光関係団体等で組織された実行委員会に対し補助する。            必要性：地場製品の販路拡大及び商圏の確立を図るため。            効果：地場製品ブランド化や販路の拡大により地域経済の自立化が期待できる。</p> <p>地場産品導入促進事業費            事業内容：小学生の卒業記念として地域資源であるガラス製品の製作体験を行う費用を助成する。            必要性：地場製品の販路拡大及び商圏の確立を図るため。            効果：地場製品ブランド化や販路の拡大により地域経済の自立化が期待できる。</p> <p>小樽産品商品力・販売力向上事業費            事業内容：商品開発の支援や販路開拓、企業向け研修など食関連企業の売上向上に資する取組を行うとともに、物産展会場開拓費を補助する。            必要性：地場製品の販路拡大及び商圏の確立を図るため。            効果：地場製品ブランド化や販路の拡大により地域経済の自立化が期待できる。</p>	市・民間等	
		<p>東アジア等対外経済交流事業            海外販路拡大支援事業費            事業内容：商談会・展示会への出展費用について、その一部を補助するほか、札幌市との連携による海外商談会談会・展示会のサポートを行うことにより市内企業の海外販路開拓を支援する。            必要性：北海道ブランドの注目が高い東アジア、東南アジアのほか、和食がユネスコ無形遺産に登録されたことで注目を受ける欧米などの海外市場において地場産品等の販路拡大を図るため。            効果：海外における地場産品等の販路拡大により企業経営の安定化、新規雇用の創出など、経済の活性化が期待できる。</p>	市・民間等	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>クルーズ客船誘致事業 環日本海クルーズ推進事業費</p> <p>事業内容：日本海側拠点港に選定された小樽港、伏木富山港、京都舞鶴港と、平成25年度から協議会に参画した境港、秋田県3港（秋田港、船川港、能代港）の5地域が連携してクルーズ客船の誘致活動や情報収集等を実施する。</p> <p>必要性：小樽港におけるクルーズ客船の積極的な寄港促進に取り組む必要があるため。</p> <p>効果：観光や経済への波及効果のほか、港湾の活性化が期待できる。</p> <p>小樽港クルーズ推進事業費</p> <p>事業内容：小樽港へのクルーズ客船の更なる寄港促進を図るため設置した市や民間等からなる小樽港クルーズ推進協議会による小樽、後志観光をPRするセミナーの開催など誘致活動や、寄港に対応するための受入体制を強化する。</p> <p>必要性：小樽港におけるクルーズ客船の積極的な寄港促進に取り組む必要があるため。</p> <p>効果：観光や経済への波及効果のほか、港湾の活性化が期待できる。</p>	市          市・民間等	
		<p>小樽港利用促進事業 小樽港物流促進プロジェクト事業費</p> <p>事業内容：民間企業と連携しロシア沿海州を訪問するなど、情報収集とポートセールスを行う。</p> <p>必要性：近年、小樽港の取扱い貨物が低迷する中、ポートセールスの強化が急務となっているため。</p> <p>効果：小樽港の物流促進と市内の経済活性化が期待できる。</p>	市	
		<p>若年者就業支援事業 労働者地元定着事業費</p> <p>事業内容：市内企業の見学会やジョブガイダンス等を開催する。</p> <p>必要性：若年者の地元就労促進を図るため。</p> <p>効果：新規雇用者の拡大及び若年者の地元定住促進が期待できる。</p> <p>高校生就職スキルアップ支援事業費</p> <p>事業内容：主に高校1・2年生を対象に、市内企業への定着を図るため就職活動の実践能力向上事業を実施する。</p> <p>必要性：若年者の地元就労促進を図るため。</p> <p>効果：新規雇用者の拡大及び若年者の地元定住促進が期待できる。</p> <p>女性・若年者の地元定着を目指した人材育成事業費</p> <p>事業内容：人材育成事業研修生として雇用し、有給社員として就労しながら座学及び実習研修を実施し、就業に結びつける。</p> <p>必要性：女性・若年者の地元就労促進を図るため。</p> <p>効果：新規雇用者の拡大及び女性や若年者の地元定住促進が期待できる。</p>	市          市       市	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		職業能力等開発・向上事業 優良技能者表彰経費 事業内容：市内の優良技能者に対する表彰。 必要性：職人のまちである本市において技能水準の更なる向上を図るため。 効果：伝統技術が広くPRされ、技能・技術の継承が期待できる。	市	
	(10)その他	北防波堤改良事業 国直轄工事費負担金 建設後100年以上経過して、堤体の沈下や劣化などの老朽化が進んでいる北防波堤の改良	国	
		港湾施設維持補修事業 施設維持補修費 臨港道路などの港湾施設の機能保持を目的とした維持補修	市	
		港湾施設機能保全事業 維持管理計画更新事業費（単独） 直営作業による維持管理計画の更新  港湾上屋改修事業費（特会） 老朽化が著しい施設から機能保全のための改良  港内泊地しゅんせつ事業費 勝納ふ頭岸壁前面及び、第3号ふ頭岸壁前面の水深確保  臨港道路改良事業費 臨港道路の舗装改良、橋梁改良  第2号ふ頭岸壁改良事業費 10,11番岸壁の改良  第2号ふ頭荷さばき地整備事業費 10,11番岸壁荷さばき地の舗装等	市 市 市 市 市 市	
		第3号ふ頭及び周辺再開発事業 国直轄工事費負担金 第3号ふ頭岸壁改良事業費  国際旅客船ターミナルビル整備事業 国際旅客船ターミナルビル整備  第3号ふ頭緑地整備事業 バス駐車場整備  第3号ふ頭小型船だまり事業 ふ頭小型船だまり整備  第3号ふ頭基部緑地整備事業 ふ頭基部緑地整備	国 市 市 市 市	
		石狩湾新港地域の活性化 石狩湾新港管理組合負担金	一部事務組合	

### 3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

#### (1) 現況と問題点

##### ア 道路・河川等

本市は、古くから自然発生的にまちなみが形成されてきたことに加え、地形的に山坂が多いことから、道幅が狭く急こう配の道路や小規模の橋りょうが数多く存在します。これらの施設の中には老朽化しているものや未整備のもの、また、バリアフリー化されていないものもあることから、適切な整備や維持管理により、円滑な交通と良好な歩行空間を確保する必要があります。

なお、本市は、多雪地域であり、地形的に山坂が多く、道幅が狭いという厳しい環境にあります。ライフスタイルの変化やモータリゼーションの進行など多様化する市民ニーズに対応するためには、効率的な除排雪作業の実施や各道路管理者との連携強化、市民との協働による総合的な雪対策の推進が求められています。

ロードヒーティングについては、幹線道路を中心に平成27年3月末現在で232か所設置されていますが、稼働後15年以上経過した施設は100か所以上あり、早急な更新が必要となっています。

陸域では地域的に山坂が多く、雪たい積場の土地の確保が難しいことや海域での雪処理場の一部については、騒音問題などがあることから、恒久的な雪処理施設の確保が求められています。

市内には、中小河川が数多く存在しますが、老朽化した河川施設や未整備の河川も多くあります。このため、水害を防止する河川改修や土砂災害に備えるための砂防ダムの整備が必要です。

また、快適な水辺環境が望まれていることから、親水性に配慮した河川の整備や沈砂池のしゅんせつによる水質の浄化などに努める必要があります。

##### イ 交通

都市内交通は、これまでも基盤整備などが進められてきましたが、今後とも市民の日常生活や経済活動を支える重要な都市機能として、交通の円滑化や利便性の向上が求められています。このため、既存交通施設の有効利用を図りながら、計画的な交通網の整備を進める必要があります。また、高齢者や障がい者など、だれもが安全に安心して移動できる人にやさしい交通環境づくりを進める必要があります。

公共交通機関としてのバス輸送は、市民の足として利用され、渋滞の緩和や環境負荷軽減などの面からも大きな役割を果たしており、自家用車からの利用転換などを促進しながら、バス輸送の機能確保、利便性向上を図っていく必要があります。

広域交通は、陸上交通や海上交通の交通結節点として、後志圏、札幌圏をはじめ、国内外を結ぶ機能を有しており、生活圏の拡大への対応、地域間交流や経済活動の促進、また、観光客の受入れなどのため、利便性の高い交通の確保が必要となっています。また、これらの機能を生かしつつ、北海道内外との連携や交流をより強化するため、北海道新幹線や北海道横断自動車道など、新たなネットワークづくりを進めるとともに、都市内交通との連携が求められています。

##### ウ 情報・通信

情報通信基盤については、市内のほぼ全域でブロードバンド化が実現しているほか、市街地中心部などでは高速ワイヤレスインターネットが利用可能となっています。

行政としての情報化については、昭和39年に、行政事務の効率化の一環として、電子計算機を

初めて導入して以降、住民サービスの向上のために基幹業務システムや庁内LANの構築を進めてきました。平成24年には、信頼される行政運営を目的とした行政情報システムの確立のため、基幹システムの更新とオープンシステム化を実施するとともに、効果的な情報発信を行うため、公式ウェブサイトの改良等を随時行っています。

今後も社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）をはじめとした行政の情報化や情報セキュリティ対策など、デジタル化への総合的かつ適切な対応が必要となっています。

## エ 地域間交流

### (7) 広域連携の推進

本市は、道央広域連携地域の西部及び後志地域の東端に位置し、両地域の中心都市として重要な役割を担っています。この両圏域は、JR線や高速道路、国道などの幹線道路で結ばれており、これらの交通網を利用することにより、市民の日常生活圏は広域化が進んでいます。

現在、多くの自治体は財政危機に直面していますが、教育、保健、医療、防災など市民生活に密接な住民サービスは安定的に提供していかなければなりません。人口減少社会の到来を迎え、これまで各自治体が単独で行ってきた住民サービスを維持することは難しくなっています。今後は、住民サービスの維持、向上と効率的な行財政運営を推進するためにも、各自治体が市民交流、経済交流、公共施設の相互利活用など、行政区域を越えた広域連携に取り組むことが求められています。

本市では、「石狩湾新港管理組合」「石狩西部広域水道企業団」「後志教育研修センター組合」「北海道市町村備荒資金組合」「北しりべし廃棄物処理広域連合」「北海道後期高齢者医療広域連合」に参画し、構成団体に共通する行政課題に共同で取り組んでいます。

そのほか、本市は、近隣町村である、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の北後志5町村と定住自立圏域を形成するに当たり、必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担う「中心市」として、平成22年4月に定住自立圏の形成に関する協定を締結し、平成27年度には、平成31年度までの5年間を取組期間とする「第2次北しりべし定住自立圏共生ビジョン」を策定しています。

また、北海道横断自動車道を含めた道路交通網の整備や北海道新幹線の札幌延伸など、長期的な視点に立って計画的に取り組むべき課題や、国等の方針により広域的な対応が求められる課題が増える傾向にあり、今後ますます広域的な視点が重要となります。

### (4) 国内・国際交流

本市は、多彩な観光資源と高い知名度を有しており、国内はもとより海外からも多くの観光客が訪れています。多言語表記による観光案内板や観光マップ等の整備は進んでいるものの、観光施設等における外国語対応の充実が求められています。また、小樽港へのクルーズ客船の寄港による観光、経済への波及効果や市民との交流拡大に期待が寄せられています。

全国の物産展などへの出展により地場製品の販路拡大を進めていますが、今後は、大消費地である札幌市や近隣市町村との人的な交流を伴う経済交流を促進する必要があります。また、海外においては、対岸諸国や東アジアなどとの経済交流の推進も求められています。

また、フェリーの運航を契機に始まった日本海沿岸都市との人的・文化的な交流についても、現在は、関係団体が主体となり実施しており、これまで培ってきた交流を今後も生かしていくこ



とが重要です。姉妹都市であるナホトカ市、ダニーデン市及びソウル特別市江西区とは、使節団や小中学生の少年少女使節団の相互訪問を継続的に行っています。各都市との交流は、市民や関係団体の参加・協力により実施しており、これまで培ってきた交流を今後も生かしていくことが重要です。

本市には、400人を超える外国人が在住しており、ごみの分別や様々な催しなど生活に直結する情報についての提供が求められています。また、国際化が進展する中で、市民が外国文化に触れる機会や本市の文化・歴史などを外国人に紹介する機会の充実のほか、ホストファミリーの拡充など身近な交流機会を拡大していくことが必要です。

また、本市では、情報発信の強化を進め、国内外との「ヒト」「モノ」の交流拡大を図るため、本市の誇る地場産品や産業技術、旧手宮線などの産業遺産、多彩で魅力的な観光メニュー、優れた交通利便性など様々な分野の情報について、受け取る側のニーズに応えた内容の充実を進め、サイトによる総合的な発信の強化に努めるとともに、国内外における物産展や商談会などへの積極的な参加を促進する必要があります。

## (2) その対策

### ア 道路・河川等

円滑な交通の確保のため、老朽化した道路や未舗装の道路の改良を進めるとともに、排水機能強化のため、側溝の整備を進めます。また、老朽化が進む橋りょうについては、定期的な点検や調査を行い、効率的な維持管理と計画的な整備に努めます。さらに、歩行者の安全性向上のため、沿道住民などと連携を図りながら歩道の整備を進めるとともに、バリアフリー化に努めます。

安全で快適な冬の生活を確保するため、除排雪体制の強化や適切な路面管理を行うとともに、ロードヒーティングの計画的な更新に努めます。また、国道、道道の道路管理者との連携を強化し、冬の道路交通網の確保に努めます。

市民と連携し、効率的な除排雪体制の確立を図るとともに、地域の実情に即した総合的な雪対策に努めます。雪たい積場については、陸域において土地の確保に努めることや、海域では関係機関との調整を図るとともに、恒久的な融雪施設等の調査、研究を行います。また、除排雪作業の効率を高めるため、沿線未利用地などの雪置き場の確保に努めます。

洪水等の水害を防止するため、河川改修を進めるとともに、砂防区域内を流れる河川については、土砂流出などの災害を未然に防止するため、関係機関と協議の上、砂防ダムの整備を進めます。

また、快適な水辺環境を創出するため、町内会などと連携した修景整備や美化活動を行うとともに、良好な水質確保のため、沈砂池のしゅんせつなどに努めます。

### イ 交通

都市内交通の円滑化や利便性向上のため、道路や駐車場などの既存交通施設の有効活用を図りながら、道路網の計画的な整備を進めるとともに、安全で安心な交通環境づくりや公共交通機関の利便性向上を進め、都市内交通機能の充実に努めます。

また、国道、道道等の幹線道路や鉄道、都市間バス、フェリーなど既存の交通機能の充実とともに、北海道新幹線や北海道横断自動車道など新たなネットワークづくりに努め、また高速交通と都市内交通との連携を図り、広域交通ネットワークの拡充に努めます。

## ウ 情報・通信

本市の基幹業務システムについては、信頼される行財政運営を行う行政情報システムの確立のためオープンシステムへ移行しましたが、平成 27 年度から運用される社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応のほか、現在、総務省が導入を進めている自治体クラウドや、行政手続のオンライン化については、国の各種施策の動向を注視しながらシステム構築や検討を進めます。また、効果的な情報発信を行うため、公式ウェブサイトをさらに充実させるなど、情報化による行政サービスの向上に努めます。

## エ 地域間交流

### (7) 広域連携の推進

効率的で安定した市民サービスを提供するため、「北しりべし定住自立圏」における取組をはじめとして、近隣市町村との緊密な連携や機能分担の下、産業、交通、教育、医療・福祉、消防、防災など市民生活にかかわりの深い分野についての計画や事業の推進協力体制の構築を図ります。また、市民サービスの利便性向上のため、行政区域を越えて文化・スポーツ施設などの公共施設を相互利用することができる仕組みづくりを推進します。特に本市と隣接する市町村との交流については、行政分野や経済分野のみならず、住民レベルでの身近な交流機会の拡大に努めます。

北しりべし定住自立圏においては、本市に集積している都市機能を活用することによって、圏域全体の利便性の向上や安心した暮らしの確保を図るとともに、周辺町村の地域資源を活用し、新たな地元特産品の開発のほか、広域観光ルートを開拓するなど、雇用の確保や産業の振興を図る取組を進めていきます。

高速道路をはじめとする幹線道路の整備や北海道新幹線の札幌延伸など、道央圏や後志圏における共通の行政課題については、関係市町村が共同で要望活動に取り組むなど、広域的な観点により事業の推進に努めます。また、後志圏においては、管内全市町村が加盟する「後志総合開発期成会」を通じ、交通ネットワークの形成や観光産業の振興などについて、国や関係機関などへの要望活動に取り組めます。

### (4) 国内・国際交流

国内外の観光客と市民の交流促進のため、「おたる案内人」等の活躍の場の拡大や通訳ボランティアの拡充を図るとともに、観光案内所や案内板などの整備充実や携帯端末等を利用した案内システムの導入に努めます。また、クルーズ客船の寄港を促進し、乗船客と市民の交流拡大に努めます。

経済交流を推進するため、国内外での物産展や商談会などへの地場製品の出展による販路拡大や商圏の確立を図るとともに、札幌市をはじめとする近隣市町村などとの連携強化に努めます。

都市間交流を推進するため、姉妹都市であるナホトカ市、ダニーデン市及びソウル特別市江西区など本市とかかわりの深い都市において、市民、団体などによるスポーツや芸術、文化、産業など、様々な分野の交流の促進に努めます。

本市に在住する外国人が安心して快適な生活を送ることができるよう、暮らしや市政に関する情報の多言語による発信を進めます。市民と外国人との交流機会を拡大するため、市内国際交流団体等が開催する国際交流イベント等へのサポートを推進することにより、市民の国際性のかん養を図ります。また、外国語指導助手（ALT）による外国語教育や国際理解教育の充実にも努めます。

ます。さらに、来訪する外国人と市民との交流機会を拡大するため、ホストファミリーの拡充に努めるほか、通訳ボランティアの拡充を図るとともに、活躍の場の拡大に努めます。

情報発信の強化による交流拡大としては、観光、産業、自然、交通など各種情報内容の充実と受け取る側の立場に立った利便性の向上などを図ります。

一方、市外からの移住の促進を図るため、事業者と連携した長期滞在や二地域居住など移住メニューの提案・充実のほか、本市の特性や空き家バンクを活用した住宅情報など、情報発信や大都市でのPR活動を強化します。また、移住者へのアフターサポートの充実として、起業・就業などへの支援、移住者と地元住民との交流の促進を図ります。

### (3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

平成28年度予算編成作業中のため、  
新たな事業が登載される場合があります。

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道路	市道整備事業 臨時市道整備事業費 道路整備・改良延長 桂岡大通線(L=130m) ほか 道路維持補修事業費 舗装補修面積 A=11,440㎡ ほか	市	
		交通安全施設整備事業 交通安全施設整備事業費 区画線表示 L=150km 防護柵設置 N=50m 点字ブロック設置 L=50m ほか	市	
		道路ストック修繕更新事業 道路ストック更新事業費 舗装改良 塩谷蘭島山手通線ほか	市	
		橋りょう長寿命化事業 橋りょう長寿命化事業費 銭函高架橋ほか	市	
		その他 ロードヒーティング更新事業 ロードヒーティング更新事業費 ロードヒーティング更新延長 西通線(L=170m)ほか	市	
	(8)道路整備機械等	除排雪機械更新事業 建設機械整備費	市	
	(10)過疎地域自立促進特別事業	ロードヒーティング助成事業 ロードヒーティング整備助成金 事業内容：除排雪作業の軽減を図るため個人または団体が設置する費用の一部を助成する。 必要性：冬期間における歩行者の安全を確保するため。 効果：地域の安全で円滑な通行確保が期待できる。	民間等	
		貸出ダンプ事業 除雪費（貸出ダンプ分） 事業内容：町会等が自主的に生活道路の排雪を行う際に、市が無償でダンプトラックを派遣する。 必要性：町会等の除排雪費用の軽減を図るため。 効果：市民の冬季間の交通が確保できる。	市	
		姉妹都市交流事業 姉妹都市提携委員会交付金 事業内容：小樽市姉妹都市提携委員会が実施する交流事業に必要な経費を交付する。 必要性：姉妹都市とスポーツ、文化芸術、産業など様々な分野での交流を促進するため。 効果：各種交流を通じ市民の国際感覚の向上や国際交流の促進が期待できる。	民間等	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		移住促進事業 移住促進事業経費 事業内容：本市への移住を促進するため、効果的な情報発信等を実施。 必要性：人口減少が続く本市の人口対策の一環として移住者の増加を図るため。 効果：移住者の増加による定住の促進が期待できる。	市	
	(11)その他	河川整備事業 河川整備事業費 河川改修 L=1,200m 沈砂池しゅんせつ等工事費 沈砂池浚渫 V=800m <sup>3</sup> ほか 銭函地区河川防災事業費 しゅんせつ工事ほか	市 市 市	

## 4 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 上下水道

本市の水道は、大正3年の創設以来、増大する水需要に対応して施設整備が行われてきました。また、下水道は、昭和30年に事業認可を受け、着実に整備を進めるとともに普及に努めてきました。平成26年度末の水道普及率は99.9%、水洗化率96.7%であり、これまでの「建設・拡張」から「適正な維持管理」の時代へと移行しています。

自然環境に恵まれた豊富な水源により、今後も安全でおいしい水を安定的に供給するため、適正な水質管理を図る必要があります。また、下水道利用の普及、促進を図ることによる公共用水域の水質保全の確保と生活環境の向上が求められています。

地形的制約から施設が数多く点在しており、施設の効率的な維持管理を図る必要があります。また、老朽化した施設の計画的な改築更新を進め、施設の省エネルギー化などを図るとともに、災害に強い施設づくりが求められています。

人口減少や社会情勢の変化から、上下水道事業の経営は厳しい状況にあり、効率的な経営が求められています。また、多様化する市民ニーズを的確に把握するため、市民と情報を共有しながら、市民サービスの充実を図ることが求められています。

水道施設の中にある近代化遺産や、循環型社会の創出に向けた下水道資源の有効活用が求められています。

#### イ 廃棄物処理

我が国では平成12年に循環型社会形成推進基本法が施行され、同法に基づく各種リサイクル関連の法律が整備され、循環型社会の形成に向けた取組が進められています。

本市では、平成17年4月の家庭ごみ減量化・有料化の実施に伴い、ごみは約50%減量となる一方、資源物は約8倍の収集量となり、適正処理についての大きな転換が図られました。ごみに対する市民意識にも著しい変化が見られましたが、今後も排出抑制に向けた取組やより効率的な処理体制を構築していくことが必要です。

事業系ごみについては、これまでも処分手数料の有料化などにより減量化や資源化を図ってきましたが、各種リサイクル法の改正動向も踏まえ、さらなる発生抑制や適正な処理に向け、指導や啓発を進めていく必要があります。

各種リサイクル法の施行により、今後も増加が懸念される不法投棄や不適正な保管に対しては、啓発活動の充実や監視体制の強化が求められています。

公共下水道などに接続されていない建物から排出される生活排水は、周辺の環境に悪影響を及ぼすことから、環境保全へ向けた取組が必要となっています。また、だれもが気軽に利用できる衛生的な公衆トイレの充実も求められています。

## ウ 消防・防災

### (7) 消防・救急

近年、全国各地において大規模地震や大雨などによる被害が発生しており、迅速かつ的確な災害対応が求められています。このため、国が定めた「消防力の整備指針」に基づき、地域の実情に応じた計画的な消防力の整備により、効率的で効果的な消防体制の充実と消防行政の運営を図る必要があります。

火災発生のも未然防止には一定の成果が見られたものの、火災件数の約3分の1を住宅火災が占めており、特に高齢者は火災による被害を受けるリスクが高いことから、一層の住宅防火対策が必要です。また、放火が原因と思われる火災も発生しており、放火対策についても強化が求められています。

救急需要の増大や高度な救急救命処置を必要とする事案が増加しているほか、救助活動に対する市民ニーズも多様化しています。このため、救急救助技術の向上や資機材の充実のほか、市民に対する応急手当の普及・啓発を進めていく必要があります。

地域防災の中核的存在である消防団の役割はますます大きくなっています。このため、団員の確保や装備、資機材の充実などによる活動能力の向上が求められています。

### (4) 防災・危機管理

平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、近年、全国各地において大規模な自然災害等が発生しています。

本市は、多くの急傾斜地と長い海岸線を持つ地形的特性から、地震や台風の発生、融雪期の増水などにより、がけ崩れや地滑り、河川のはん濫、津波、高潮などによる災害が起こりやすい環境にあります。

がけ崩れや地滑りなどに対する防災工事や河川改修工事などのハード対策を進めるとともに、地震や津波などの災害に備えた警戒避難体制に係るソフト対策を含め、総合的な防災対策を図る必要があります。

「自らの身の安全は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」を基本に、地域の自主防災組織の育成や町内会、ボランティアの協力など市民と一体となった防災対策が必要となっています。特に、災害発生時に深刻な被害を受ける恐れのある高齢者や障がい者などへのきめ細やかな対応が求められています。

### (7) 生活安全

本市は、道内有数の観光・流通の拠点として車両の往来が多い状況にあります。近年、交通事故の発生件数と死傷者数は減少傾向にありますが、高齢歩行者の事故が顕著となっています。このため、子どもから高齢者まで各世代に応じた交通安全教育や官民一体となった啓発運動の推進、交通安全施設等の確保など交通事故防止に向けた取組を進める必要があります。

近年、児童を対象とした犯罪や暴力事件が発生し大きな社会問題になるなど、地域の安全や安心に関する市民意識が高まっており、地域や関係機関が一体となった防犯活動の促進や犯罪の起こりにくい環境づくりが求められています。

経済活動の変化や情報化の進展に伴い、様々な商品やサービス、取引方法が生まれ、消費者の利便性が大きく向上する一方、悪質商法など複雑多様化した消費者トラブルも数多く発生してい

ます。これらの被害拡大を防止するため、消費者への情報提供や相談体制の充実のほか、消費者自らが考え対応できるよう消費者の自立を支援していく必要があります。

## エ 住宅

本市は、豊かな自然と歴史や文化が調和した魅力あるまちなみを有していますが、既成市街地では傾斜地が多く、また、敷地や道路が狭いことなどから、老朽木造住宅が密集する状況が見られます。少子高齢化の進行などに伴い、高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせる住まいづくりや子育て世帯が安心して子どもを育て、快適に暮らせる住環境の確保が求められています。

民間住宅については、建設やリフォーム、バリアフリー化により住環境の整備や居住水準の向上を図るとともに、安全で良質な住宅地を形成する必要があります。また、公的住宅については、老朽住宅の建替えや改善を進め、市民の住宅セーフティネットとしての役割を引き続き担う必要があります。

利便性の高い中心市街地の住環境整備を推進することにより、まちなか居住を促進することが求められています。また、人口の減少に伴い市内の空き家は増加傾向にあることから、人口対策の一環として、移住希望者や学生に対応する住宅情報の提供についての整備・充実のほか、適切な管理が行われず地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている危険な空き家への対応が求められています。

## オ 公園・緑地

本市は、海と山に囲まれた豊かな自然に恵まれ、個性的なまちなみを形成しており、今後もこの貴重な財産を失わないために、緑の保全に努めていく必要があります。都市公園の市民1人当たりの面積は、全道平均に対して低い水準となっており、計画的な公園・緑地の整備が求められています。また、少子高齢化の進行などによる社会情勢の変化によって、多様化する市民ニーズに対応するため、子どもから高齢者まで、だれもが快適に利用できるように、既存公園の再整備や市民参加による維持管理の充実が求められています。

市街地には、比較的緑が少ない状況にあるため、公共施設や民有地の緑化を進め、花と緑で潤いのあるまちなみを形成していく必要があります。また、市民が気軽に緑とふれあうことができる仕組みづくりや緑を育てる活動団体の育成などが求められています。

## カ 環境保全

地球温暖化など地球規模の環境問題が深刻化し、環境保全に対する国際的な取組が進んでいます。我が国に対してもその主導的な立場が期待される中で、地方の果たす役割はますます重要になっています。地球温暖化の原因の一つである温室効果ガス排出量を削減するためには、市民、事業者、行政が互いに協力して取り組むことが必要です。また、自然エネルギーなどの活用に向けた情報収集や研究を進めていく必要があります。

環境と経済のバランスの取れた社会をつくるためには、市民生活や事業活動など社会全体の変革が必要です。地域の環境が、地球全体の環境に結び付いていることを認識し、環境にやさしい行動ができるよう、一人ひとりの意識改革が求められています。

都市化の進展やライフスタイルの多様化により、近隣騒音や悪臭、河川の水質汚濁など都市生活型公害が顕在化しています。より快適な環境を求める意識が高まる中で、監視や指導の強化など、



未然防止のための対応が求められています。

自然とのふれあいを求め、海や山で余暇を過ごす人が増えていますが、その一方で、自然環境への負荷の増大が懸念されています。人と自然が共生していくための意識の普及と啓発により、自然環境の保全を図る必要があります。

## キ 都市景観

本市においては、昭和58年に北海道で最も早く「小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例」を制定し、小樽らしいまちなみの保全に努めてきました。現在は、平成4年に先の条例を発展的に解消し、歴史的景観の保全のほか自然景観や眺望景観などを盛り込んだ「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」を制定し、総合的な都市景観づくりを進めています。また、平成17年度には、歴史景観区域を79.3haから131.6haへと拡大し、小樽らしいまちなみの形成に努めています。

これまで、歴史的建造物の登録や指定のほか、保存が必要な樹木等の指定など、良好な景観の保全に取り組んできました。しかし、歴史的建造物の一部では老朽化が進んでおり、適切な保全のためには、維持補修経費の負担が伴うことから、所有者の理解や市民協働による取組を進めていく必要があります。

近年、歴史的景観を損なうような高層建築物の建設やまちなみに調和しない屋外広告物の設置など、景観への悪影響が懸念されています。このため、本市では平成18年度に景観法に基づく景観行政団体となり、平成20年度には景観行政の指針となる「景観計画」を策定しました。この景観計画を活用し、周辺の景観との調和が図られるよう、より一層の取組を進めていく必要があります。

本市には、市街地背後の山々や海岸線に貴重な自然が残されており、これらの自然とまちなみが調和した景観の形成が求められています。良好なまちなみの形成を図るためには、市民が誇りを持ち、自主的な景観形成活動などに取り組むことができるよう支援していく必要があります。

## (2) その対策

### ア 上下水道

水源の保全に向けた水源監視や取水から給水までの水質管理を行い、安全でおいしい水の安定供給に努めるとともに、石狩湾新港地域の水需要に対応するため、引き続き水道用水供給事業に参画します。また、川や海などの公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上を図るため、生活排水等の下水道への接続促進に努めます。

環境への負荷を低減するため、省エネルギー化、省力化に配慮した老朽施設の改築更新を進めるとともに、施設の長寿命化などによるコスト縮減に努めます。また、施設の改築更新に合わせて、耐震化について検討し、災害に強い施設づくりに努めます。

経営環境の変化に適切に対応した事業運営を図るため、施設の統廃合や民間活力の導入など経営の効率化に努めます。また、業務の効率化や市民サービスの向上を図るため、上下水道施設管理システムを活用し、市民への情報提供に努めます。

歴史的価値のある水道施設や下水道施設空間については、関係機関と調整を図りながら、その有効活用に努めます。また、環境に配慮した循環型社会の創出に向けた取組として、下水道施設から発生する焼却灰などの再生利用可能な資源を有効活用するための調査、研究を進めます。

## イ 廃棄物処理

ごみの3R(発生抑制:Reduce、再使用:Reuse、資源化:Recycle)への取組を促進するため、関連する情報の提供や先進的な取組事例の紹介のほか、環境イベントの開催やリサイクルプラザの活用などを通してこの3Rの普及と啓発を推進するとともに、レジ袋削減運動など自主的な活動への支援に努めます。

ごみの適正な排出の促進や、より効率的なごみの収集体制の構築を図るため、各家庭から排出されるごみや資源物のより徹底した分別の啓発に努めるとともに、事業者に対しても資源化に関する情報提供や適正な処理への指導と啓発に努めます。また、北しりべし廃棄物処理広域連合が管理する中間処理施設(ごみ焼却施設、リサイクルプラザ)の効率的な運営を図るとともに、適正な最終処分場の管理に努めます。

不法投棄などの未然防止を図るため、市民や事業者のほか、北海道や近隣市町村と連携し、啓発活動やパトロールなど監視体制の充実に努めます。

非水洗化世帯などから排出される生活排水の衛生的な処理の促進を図るとともに、市民や観光客の利便性に配慮した衛生的な公衆トイレの整備に努めます。

## ウ 消防・防災

### (7) 消防・救急

火災や災害に迅速かつ的確に対応するため、消防署所や消防車両などの適正配置及び整備を行うとともに、新たに整備した高機能消防指令センター(平成25年度)、消防救急デジタル無線(平成27年度)の適正な維持管理に努めます。また、大規模災害に備え、他都市の消防本部などとの相互応援や広域的な連携に努めます。

火災による死傷者の減少など被害を最小限に防ぐため、自衛消防訓練や広報活動等による防火防災意識の高揚と、一般住宅における住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、高齢者など災害時要援護者の安全対策のため、防火指導の充実に努めます。また、放火されにくい地域環境づくりを進めるため、市民防火組織との連携や防火査察の強化などにより、市民の防火防災意識の啓発に努めます。

複雑多様化する災害や事故に対応するため、救急自動車の高規格化や資機材の充実、救急救助技術の向上を図るとともに、医療関係機関との連携強化に努めます。また、市民を対象とした救急講習会の開催などにより、応急手当の普及と促進を図ります。

地域に密着して活動する消防団の活性化を図るため、青年層や女性層など多彩な人材の採用や訓練、研修の充実により、団員の確保と育成に努めます。また、災害時における活動能力の向上を図るため、装備、資機材の整備を進めるとともに、消防本部との連携や平常時における予防活動などの充実に努めます。

### (4) 防災・危機管理

災害を未然に防止するため、急傾斜地の改修工事などを計画的に進めるとともに、建造物の耐震化などの促進に努めます。また、関係機関と連携し急傾斜地などの危険箇所の点検を進めるとともに、積極的な防災情報の提供に努めます。さらに、地域住民の自発的な防災活動を促進するため、防災意識の高揚と防災知識の啓発に努めます。

東日本大震災を踏まえ、津波避難対策の充実をはじめ、さらなる応急活動体制の整備を図るた

め、避難所など防災拠点の機能強化を図るとともに、防災訓練の実施や災害情報の収集など、緊急情報連絡体制の強化と他の自治体や関係機関との応援協力体制の確立に努めます。特に、高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な方に対しては、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援など関係者と連携した計画的で組織的な支援体制の充実に努めます。

また、原子力発電所事故による万一の事態に備えるため、国や道と連携し、小樽市地域防災計画に基づいた原子力防災対策の確立に努めます。

国民保護法に示す非常事態に備えるため、小樽市国民保護計画に基づいた体制づくりを進めるとともに、国や道との連携や災害時の防災体制も活用し速やかな住民避難体制の確立に努めます。

## (ウ) 生活安全

交通安全意識と交通ルールやマナーの向上を図るため、子どもや高齢者に対する交通安全教室の開催など交通安全教育の充実に図るとともに、学校や職場、地域など関係機関・団体と連携した啓発活動の推進に努めます。また、交通事故防止や安全確保を図るため、警察署や道路管理者などとの協議を進め、歩行空間の確保や必要性と緊急性を踏まえた交通安全施設の整備に努めます。

犯罪防止などに対する意識高揚のため、関係機関や団体との連携による啓発活動を進め、自主防犯活動など地域ぐるみの防犯意識向上を図るほか、町内会、事業所等の自主的な組織づくり支援や、街路防犯灯のLED化推進など不審者対策等の推進や連絡体制の確立など、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。

多様な消費者トラブルに適切に対応するため、消費生活相談体制の充実に努めるとともに、被害防止に向けた情報提供や啓発活動の強化に努めます。また、消費生活の安定と向上を図るため、適正な計量の推進など健全な取引の確保に努めるとともに、消費者自ら考え行動できるよう消費者教育の推進や関連団体の活動支援に努めます。

## エ 住宅

快適で環境にやさしい住まいづくりを進めるため、北国に適した住宅の普及を図るとともに、市民ニーズに対応する住宅を促進するため、住宅の建設やリフォームについての情報提供や相談体制の充実に努めます。

自然や地域の景観と調和した住環境の形成に努めます。また、災害に強い住宅地づくりのため、老朽化した木造住宅が密集する地区における建替えや共同化、傾斜地にある住宅地の防災対策などの誘導に努めます。

住宅マスタープランや公共賃貸住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の建替事業や改善事業を進め、居住水準の向上や住環境の整備を図るとともに、住宅に困窮する世帯が安心して暮らせるよう住宅供給に努めます。建替事業では、ユニバーサルデザインを取り入れ、だれもが利用しやすい住宅の供給に努めるとともに、改善事業では、既存住宅の維持、保全を図ります。また、利便性の高いまちなかにおける民間住宅の整備と促進を誘導するとともに、既存住宅を公営住宅として借り上げる仕組みづくりについての検討を進め、まちなか居住の推進に努めます。

増加傾向にある空き家については、平成27年2月に施行された「空家対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適切な管理が行われず地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている危険な空き家への対応を進めるほか、空き家の活用については、市外からの移住を促進するため、ホームペ

ージなどを活用した住宅や暮らしに関する様々な情報の提供に努めます。

## オ 公園・緑地

豊かな自然環境を形成する山々や海岸線にある自然公園、防風保安林などの緑や市街地に残された貴重な樹木、樹林など、今ある緑の保全に努めます。

市民が気軽に利用できる身近な公園や地域の特性を生かした公園など魅力ある公園・緑地の整備を進めます。また、利用者の安全や快適性などを確保するために、市民とともに公園・緑地の維持管理の充実を図ります。

市民と連携しつつ公共施設や民有地の緑化を推進し、市街地の潤いづくりに努めます。また、緑とふれあう機会の充実を図るとともに、花壇を整備する町内会や植樹団体などの育成と支援に努めます。

## カ 環境保全

温室効果ガス排出量の削減のため、地球温暖化防止に対する意識を一層高めていくとともに、市民、事業者、行政が互いに協力して、資源、エネルギーの効率的活用を努めます。また、自然エネルギーなどの活用に向けた情報収集や研究を進めます。

環境に対する意識の高揚と環境にやさしい行動ができる市民の育成を図るため、様々な機会を活用した環境情報の提供や環境教育・学習の推進に努めるとともに、市民との協働による環境美化活動を進めます。

快適な生活環境を保全するため、大気や水質などの環境調査を実施し、その動向を把握するとともに、工場や事業場の監視や指導の強化に努めます。また、生活環境に影響を及ぼす恐れのある開発行為などに対しては、事前協議の徹底に努めます。

自然環境に対する保全意識の啓発を図るとともに、国定公園や環境緑地保護地区等の適切な保全に向け、市民との協働により、豊かな自然とふれあう環境づくりに努めます。

## キ 都市景観

魅力あるまちなみ景観の構成要素となっている歴史的建造物の保全のため、所有者等への技術的、経済的な支援に努めます。

新旧調和の取れた景観の創出を図るため、「景観計画」を活用することにより、より実効性のある景観施策に取り組むとともに、屋外広告物の設置等については、周囲のまちなみや建築物と調和したものとなるような誘導に努めます。

自然とまちなみとが調和した景観を形成するため、市街地を取り囲む緑豊かな自然景観などの保全に努めるとともに、地域の緑を維持するため、景観条例に基づき保存樹木などの指定を行います。

魅力ある地域の景観づくりを市内全域に広げるため、「歴史的建造物めぐり」や「八区八景めぐり」、「小樽まちなみ散策」などの実施により景観に対する理解と意識の向上を図り、市民の自主的、積極的な景観形成活動を促進します。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

平成28年度予算編成作業中のため、  
新たな事業が登載される場合があります。

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	水質分析機器整備更新事業 水質検査機器整備事業費 誘導結合プラズマ質量分析計、 ガスクロマトグラフ質量分析計ほか	市	
		水道施設改築更新事業 老朽施設等更新改良事業費 浄水場各設備更新等 清風ヶ丘配水槽築造 配水池更新 配水管整備事業費 配水管整備 導・送水管整備事業費 導・送水管整備	市 市 市	
		石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業 石狩西部広域水道企業団出資金等	一部事務組合	
		配水施設整備事業 樽川配水ポンプ所電気計装設備改修費 樽川配水ポンプ所機械設備改修費	市 市	
		(2) 下水処理施設 公共下水道	下水道施設改築更新事業 下水道事業 下水終末処理場機械・電気設備更新等 污水管改築更新 雨水管新設	市
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	北しりべし廃棄物処理広域連合負担金 北しりべし廃棄物処理広域連合負担金 北しりべし広域クリーンセンターの適切な 管理運営	一部事務組合	
		廃棄物最終処分場拡張整備事業 廃棄物処理施設（埋立処分地施設）建設事業費 （一般会計） 廃棄物処理施設（埋立処分地施設）建設事業費 （特別会計） 住民合意、生活環境影響調査、測量調査 実施設計、工事、供用	市 市	
	(4) 消防施設	消防車両整備事業 救急業務高度化推進事業費 高規格救急車購入 機動力増強・近代化事業費 ポンプ車、はしご車、資材搬送車等購入	市 市	
		消防署所適正配置事業 消防庁舎等建設事業費 （仮称）消防署オタモイ出張所	市	
		消防水利整備拡充事業 消防水利整備拡充事業費 消火栓新設 4基 防火水槽新設 1基	市	
		消防装備整備事業 消防装備軽量化推進事業費 消防用ホース	市	
		消防通信指令事業 消防通信業務費 指令台保守点検等	市	
		消防救急無線デジタル化・高機能消防指令センター整備事業 消防救急無線デジタル化事業費 アナログ関係施設等撤去	市	
(5) 公営住宅	市営住宅建替事業 公営住宅建替事業費 市営若竹住宅3号棟	市		

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		用途廃止事業 用途廃止事業費 簡易耐火平屋建住宅解体・除却	市	
		市営住宅施設の整備・改善事業 市営住宅施設整備費 施設維持費ほか 市営住宅改善事業費 長寿命化型改善工事	市 市	
	(6) 過疎地域自立促進特別事業	街路灯助成事業 街路防犯灯設置費補助金 事業内容：街路防犯灯を設置する団体若しくは個人へ設置費の一部を助成交付する。 必要性：町会等における街路防犯灯の新設・改良費用の軽減を図るため。 効果：地域の夜間の治安維持及び交通安全の確保が期待できる。 街路防犯灯維持費補助金 事業内容：街路防犯灯を維持する団体若しくは個人へ電気料金の一部を助成する。 必要性：町会等の維持管理経費の軽減を図るため。 効果：地域の夜間の治安維持及び交通安全の確保が期待できる。 既存街路防犯灯LED化推進事業費 事業内容：既存街路防犯灯をLEDへ改良する町会等の設置団体に対し、設置費を助成する。 必要性：既存街路防犯灯の老朽化や電力料金の値上がりに伴う町会等の負担増大を軽減するため。 効果：省エネルギー効果が高くCO <sub>2</sub> 排出量も少ないLED灯に改良することで地域の生活環境の改善や維持費の抑制が期待できる。	民間等  民間等  民間等	
		環境美化啓発事業 環境美化啓発事業費（街をきれいにし隊） 事業内容：市民ボランティアによる「ポイ捨て防止、街をきれいにし隊」を結成し、啓発活動や清掃活動などを実施する。 必要性：市民の環境美化意識の向上を図るため。 効果：地域の生活環境美化に寄与するとともに、ボランティア活動の促進によるコミュニティ意識の醸成が期待できる。 快適な環境づくり運動経費 事業内容：快適な環境づくり実践促進連絡会議を設置し、花いっぱい運動など快適な環境づくりを推進する。 必要性：市民の環境美化意識の向上を図るため。 効果：地域の生活環境美化に寄与するとともに、ボランティア活動の促進によるコミュニティ意識の醸成が期待できる。	市  市	
		公園愛護会育成事業 公園愛護会育成事業 事業内容：公園愛護精神の下、清掃や草刈りなどの維持管理を行っている公園愛護会の活動に対し、報償費を支払う。 必要性：市内公園の維持管理の充実を図るため。 効果：地域の生活環境美化に寄与するとともに、ボランティア活動の促進によるコミュニティ意識の醸成が期待できる。	民間等	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>環境緑化推進事業 環境緑化推進事業費 事業内容：公園緑地等に花壇用草花・球根等を植栽する。 必要性：散水・雑草除去等維持管理に市民の協力を得て住環境の美観向上を図るため。 効果：快適な住環境の創出、景観に配慮した地域のイメージアップとともに、ボランティア活動の促進によるコミュニティ意識の醸成が期待できる。</p>	市	
		<p>花と緑のまちづくり事業 花と緑のまちづくり事業助成金 事業内容：公共施設や民間空地を利用して緑化活動を行う団体等へ補助金を交付する。 必要性：行政と市民が連携して、緑化の推進を図るため。 効果：美しい街並みが整備され、ゆとりある住環境や都市景観の形成に寄与する、ボランティア活動の促進によるコミュニティ意識の醸成が期待できる。</p>	民間等	
		<p>防災対策関連事業 防災訓練支援事業費 事業内容：各町会等での避難訓練の実施促進のため、市職員による研修等を実施し、資料等の提供を行う。 必要性：町会等での避難訓練を支援し、地域の防災力を高めるため。 効果：災害時の迅速で的確な避難行動により人的被害が軽減される。</p>	市	
		<p>避難支援事業費 事業内容：津波ハザードマップの作成と避難行動要支援者への支援体制確立に向け名簿作成・管理を実施する。 必要性：避難等に必要な情報を提供し、迅速で的確な避難を図るため。 効果：災害時の迅速で的確な避難行動により人的被害が軽減される。</p>	市	
		<p>避難所機能強化事業費 事業内容：市内69避難所に非常用食糧や防寒対策用品等を計画的に配備する。 必要性：避難所の機能強化を図るため。 効果：災害時に安心して避難できる体制が構築される。</p>	市	
		<p>緊急放送難聴地域解消対策交付金 事業内容：エフエム小樽放送局が難聴地域解消の取組として行うインターネットサイマルラジオ放送に係る費用負担相当分を補助する。 必要性：地域防災計画に基づき、エフエム小樽放送局の放送を利用して市が実施する災害広報や緊急非常放送について、難聴地域の市民等への伝達手段を確保するため。 効果：エフエム小樽放送の難聴地域の市民等への伝達手段が確保されるとともに放送手段の複線化により、より確実な伝達を行うことができる。</p>	民間等	
		<p>原子力防災関係事業費 事業内容：原子力災害に備え、関係機関との連絡手段の整備、防災機器の整備等を実施する 必要性：原子力防災に関する知識の普及・啓発と必要な資機材の整備を図るため。 効果：災害時の適切な連絡体制及び防護体制が構築される。</p>	市	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	(7)その他	大気常時監視等環境調査事業 大気汚染監視測定機器整備事業費 大気常時監視の測定精度を維持するため、計画的に大気汚染物質自動測定機等の更新を行う事業	市	
		公園再整備事業 遊具等の更新及び点検修理 （遊具修繕 からまつ公園ほか） 省エネ照明の整備及び照明灯修繕 （照明灯 長橋なえぼ公園ほか）	市  市	



## 5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 高齢者福祉

本市の高齢化率は36%を超えており、全国平均及び北海道平均を上回っています。このため、高齢社会を支える体制の整備、充実が急務となっています。

長い経験に培われた高齢者の知識や技術を財産として伝承し、活用する場が不足していることから、高齢者の活力や能力を生かせる仕組みづくりや場の創出を図り、高齢者の社会参加を促進する必要があります。

今後、高齢化が一層進行し、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加、さらには認知症高齢者の増加が見込まれており、介護サービスの提供体制の整備、充実など、高齢者の方々が安心して暮らせる地域づくりが求められています。

高齢者の生活にかかわる重要な制度や仕組みは非常に複雑化しており、理解不足によって不利益がもたらされる恐れがあります。高齢者がこれらに対する理解を深めるため、高齢者の視点に立った分かりやすい情報の発信や地域の中で普及、啓発を進めることが重要になっています。

#### イ 児童福祉

本市における年間出生数は減少傾向にあり、合計特殊出生率は、全国、全道の数値をともに下回っています。少子化の進行は全国的な傾向ですが、人口減少が著しい本市においては、人口対策の観点からも安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが求められています。

少子化や核家族化の進行、地域とのかかわりの希薄化などにより、家庭における子育て力が低下してきています。また、育児不安やストレスから児童への虐待につながる事例が見受けられます。このため、従来の子育てと仕事との両立支援に加え、専業主婦家庭等への子育て支援、さらには児童虐待を防止する体制の強化などが求められています。

働く女性の増加やライフスタイル、就労形態の多様化に伴い、安心して働くことができる保育環境の整備が求められており、保育サービスの充実や保育施設の改善が必要となっています。

ひとり親家庭は、生計維持と子育ての二つの役割を一人で担わなければならないため、就労や生活面で様々な課題を抱えることが少なくありません。こうしたことに対する相談支援の充実のほか、ひとり親家庭の経済的な自立を促進するための就労支援策の充実などが求められています。

#### ウ 障がい者福祉

障害福祉サービスの充実など、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための障害者総合支援法が平成25年に施行され、障がい者が地域で安心して生活できるための相談体制や住まいの場の整備など福祉サービスの充実が求められています。

文部科学省の調査では、小中学校の児童・生徒の約6%に発達障がいの可能性があるとされています。発達障がいとは、人口に占める割合が高いにもかかわらず、制度の谷間になっていたことから、発達障がいへの理解や生活全般にわたる支援の促進などを旨とした発達障害者支援法が平成17年に施行されました。幼少期に障がいを発見することは、障がいの予防や軽減につながることから、関係機関との連携による早期発見と一貫した療育など支援体制の整備が求められています。

## エ 地域福祉

少子高齢化や核家族化の進行により、高齢者が高齢者を介護する老老介護の増加など家庭や地域の相互扶助機能が弱体化しています。

多様化する福祉ニーズに対応し、地域の課題を地域で解決するために、地域に根ざした継続的な活動を担う「地域力」の育成が求められています。

地域には子ども、高齢者、障がい者など支援を必要とする人が多く、また、ライフスタイルの多様化により、福祉サービスもそれぞれの人のニーズに沿ったものへと変容してきています。

地域福祉の推進には、「ともに生きる社会づくり」の視点が重要であり、住民自身が地域社会の生活課題や現状を認識し、地域社会に積極的にかかわり、参加することが求められています。

そのためには、住環境など物質的なバリアだけではなく、偏見や差別といった心のバリアを取り除き、ハードとソフトの両面から総合的なまちづくりを進めていく必要があります。

## オ 保健衛生

本市では、がんや生活習慣病による死亡率が全国平均より高く、また、一人当たりの医療費も高い傾向が見られます。このため、健康的な生活習慣の定着や予防医療の促進など生涯を通じた健康づくりが必要となっています。

食中毒や感染症など、広域的に拡大する危険性のある健康被害が発生しています。このため、予防に関する正しい知識の普及や関係機関との連携、迅速な原因究明による被害拡大防止対策が求められています。

マスメディアなどを通じ、健康に関する情報や健康関連商品が多く入手できるようになり、健康に対する価値観も多様化しています。市民が健康に関する正しい情報を得て、自らの健康づくりを実践できるように、積極的な情報発信や各種相談の充実を図る必要があります。

また、過去に食品の偽装表示や有害物質混入事件が多発したことから、不正食品の流通に対する消費者の不安が高まっています。このため、食品の製造・販売段階での監視指導や検査機能の強化が重要になっています。

## (2) その対策

### ア 高齢者福祉

高齢者が生き生きと暮らすまちづくりの実現のため、地域において高齢者を核とした交流の場の創出とその支援に努め、地域におけるネットワークの強化を進めます。また、高齢者の社会参加の機会を促進するため、幅広い世代にわたるボランティアグループの育成や支援に取り組むとともに、高齢者が生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、高齢者が持つ知識や経験を生かすための仕組みづくりと高齢者による起業への支援に努めます。

「小樽市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、介護保険対象サービスの充実をはじめ、在宅医療・介護の連携や認知症施策の推進、生活支援サービスの充実などに努めます。

高齢者の生活にかかわる様々な制度や情報を分かりやすく提供するとともに、身近な地域のネットワークなどを活用した周知、啓発に努めます。

## イ 児童福祉

子育てに対する不安の解消と児童の健全育成を図るため、親子同士が交流できる場の充実を図るとともに、子育てに関する相談や助言、情報提供に努めます。また、児童虐待の予防や早期発見、早期解決を図るため、関係行政機関や民間団体と連携した支援体制の充実に努めます。

就業形態の変化や多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、一時預かりなど各種保育サービスの充実を図るとともに、引き続き待機児童が発生しないように努めます。また、保育所の在り方について、その規模や地域性、官民の役割などを総合的に検討し、保育環境の整備、充実に努めます。

ひとり親家庭の経済的自立や健康保持のため、相談支援や就業支援策などの推進に努めます。

平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の実施に当たり策定した「小樽市子ども・子育て支援事業計画」に基づく幼児期の教育・保育や、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を始め、子どもを産み育てやすい環境づくりと子どもを健やかに育てることができる地域づくりに向けた支援に努めます。また、子育て世代をまち全体で応援する意識の高揚を図り、関係団体等と連携した応援体制の構築やまちなかでの子育て世代応援施設の開設に努めます。

## ウ 障がい者福祉

ノーマライゼーション理念の一層の浸透を図るため、障がい者週間など様々な機会を通じた啓発活動に努めます。また、障がい者の自立を支援し、地域社会との交流を促進するため、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援など地域生活支援事業の充実を図るとともに、障がい者の特性に応じた創作的活動や就労支援の場の創出に努めます。さらに、日常生活における様々な負担を軽減するため、補装具などの福祉用具の給付や障がい者医療制度に基づく支援に努めます。

在宅での生活を希望する障がい者が地域で安心して自立した生活ができるよう、居宅介護(ホームヘルプ)などの訪問系サービスの充実に努めます。また、在宅での生活が困難な障がい者が、障がいの程度に応じたサービスの提供が受けられるよう、共同生活援助(グループホーム)など居住系サービスの充実に努めます。

障がいの早期発見や発達障がいに対する理解と支援を行うため、相談支援体制を充実するとともに、医療機関や教育機関などとの連携を強化し、療育体制の整備に努めます。

## エ 地域福祉

多様化する福祉ニーズに対応し、地域の福祉活動を円滑に推進するため、公的サービスとボランティアによる活動を有機的に結び付けるとともに、地域の実情に応じて様々な団体が相互に連携した地域福祉ネットワークの形成に努めるなど、地域社会全体で支え合う仕組みづくりを進めます。

また、地域に根ざした継続的な活動を担う「地域力」を育成するため、人材の育成やボランティア、福祉関係団体への支援に努めます。

市民が地域福祉に関する活動に積極的に参加できるよう、福祉制度や福祉活動についての情報提供を充実し、福祉意識の啓発・高揚に努めます。また、市民が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスや福祉活動にかかわる様々な相談に応じられる体制づくりに努めます。

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で自由に活動し、安全で快適な生活ができるよう、市民、事業者、行政が一体となってバリアフリー社会の実現に努めます。また、公共施設などのバリアフリー化についての啓発活動に取り組みます。

## オ 保健衛生

保健予防について広く市民啓発に努めるとともに、健康診査の受診促進と健康状態に応じた保健指導を通して生活習慣病の予防を促進します。併せて、早期発見、早期治療が必要ながん等の疾病について各種検診、検査の受診率向上に努めます。また、経済的負担の解消など安心して子どもを生み育てる環境づくりを進めるため、妊婦・乳幼児健診や訪問・相談事業の充実に努めるとともに、栄養指導や歯科保健、精神保健なども含めて乳幼児から高齢者までのライフサイクルに応じた市民の健康づくりを支援します。また、その効果的な推進のために、家庭、地域、学校、企業、関係するさまざまな団体とのネットワークを構築し、情報交換や協働事業などに取り組んでいきます。

市民に大きな健康被害を与える食中毒や感染症を予防するため、これらに関する知識の普及、啓発に努めます。また、重大な感染症等が発生した際の被害拡大を防ぐため、状況に応じて必要な情報提供を行うとともに、医療機関など関係機関との緊密な連携の下、危機的事態に迅速かつ効果的に対応できる体制の整備に努めます。

食品に対する安全を確保するため、監視指導や検査体制の充実に努めるとともに、食に関する相談や情報提供に努めます。また、生活環境の衛生水準の向上を図るため、市民生活と密接に関係する公衆浴場や理・美容所など環境衛生施設に対する監視や検査指導体制の充実に努めます。

### (3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

平成28年度予算編成作業中のため、  
新たな事業が掲載される場合があります。

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	(7) 過疎地域自立促進 特別事業	ボランティア活動育成支援事業 ボランティア育成事業費補助金 事業内容：「小樽市ボランティア・市民活動センター」を設置している社会福祉協議会に対し助成を行う。 必要性：少子高齢化を迎え、高齢者の援助や子育て支援がますます重要となる中で、地域住民によるボランティア活動の拠点とするため。 効果：住民によるボランティア活動の推進によるコミュニティの醸成が期待できる。	民間等	
		成年後見センター事業 成年後見制度利用支援事業費（特別会計） 成年後見制度利用支援事業費（一般会計） 事業内容：成年後見センターを運営する小樽市社会福祉協議会へ財政支援し、また低所得者に対する後見人報酬を助成する。 必要性：認知症高齢者等の増加に伴う、北後志圏の後見制度利用増に対応するため。 効果：相談から後見人等の受任まで一連の支援が可能となり、北後志圏における保健福祉サービスの向上が期待できる。	民間等 民間等	
		子育てガイドブック作成事業 子育てガイドブック作成事業費 事業内容：子育てに関する情報を集約し必要な世帯に提供する。 必要性：子育て家庭への情報提供の充実を図るため。 効果：母親の育児に対する不安を軽減するなど、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりが期待できる。	市	
		認可外保育施設支援事業 認可外保育事業補助金 事業内容：産休明け保育などのサービスを提供し、認可保育所の補完的役割を果たしている認可外保育施設の運営に係る経費を助成する。 必要性：認可外保育施設の経営安定化と入所児童の処遇改善を図るため。 効果：市内保育サービスの充実により、子どもを安心して育てることのできる環境づくりが期待できる。	民間等	
		ファミリーサポートセンター事業 ファミリーサポートセンター事業費 事業内容：育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が地域の中で助け合いながら、子育てをする会員制の援助活動事業を実施する。 必要性：保護者の仕事と子育ての両立、育児負担の軽減を図るため。 効果：既存の施設保育では応じきれない一時的・臨時的な保育ニーズに応え、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりが期待できる。	市	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>病児・病後児保育の検討 病児・病後児保育事業 事業内容：子どもが病気の際に勤務等の都合により自宅での保育が困難な場合、病院等に付与されたスペースで一時的に保育する。 必要性：保護者の仕事と子育ての両立、育児負担の軽減を図るため。 効果：既存の施設保育では応じきれない一時的・臨時的な保育ニーズに応え、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりが期待できる。</p>	市	
		<p>ふれあいバス事業 ふれあいバス事業費 事業内容：高齢の市民にバス乗車証もしくはJR乗車券を交付する。 必要性：高齢者の日常的な交通手段の確保及び社会参加の促進のため。 効果：高齢者の健康の保持や生きがいがづくりが期待できる。</p>	市	
		<p>見守りネットワーク推進事業 独居高齢者等給食サービス事業費 事業内容：高齢者に対して、配食サービスを行う。 必要性：栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、見守り体制の充実を図るため。 効果：高齢者が安全に安心して地域で暮らしていくことができる環境づくりが期待できる。</p> <p>在宅虚弱高齢者緊急通報システム助成事業費 事業内容：慢性疾患を抱え日常生活上注意を要する独居高齢者等に対して、緊急時通報機器の導入経費を助成する。 必要性：独居高齢者等に対して、緊急時の通報システムの確立を図るため。 効果：高齢者が安全に安心して地域で暮らしていくことができる環境づくりが期待できる。</p>	市  市	
		<p>社会参加促進事業 障害者タクシー利用助成事業費 事業内容：身体に一定の障がいの有する方を対象にタクシー助成券を交付する。 必要性：障がい者の外出機会の拡大、社会参加活動促進を図るため。 効果：障がい者の地域への積極的な社会参加と自主の促進が期待できる。</p>	市	

## 6 医療の確保

### (1) 現況と問題点

本市では、がん、心疾患、脳血管疾患などの死亡率が高いため、専門的かつ高度な医療が求められています。また、糖尿病や腎疾患などの慢性疾患による死亡率も高いことから、病状に応じた継続的な医療が必要となっています。

地域で急性期医療を完結できる機能と回復期、慢性期医療に対応できる環境の整備、医療機関と福祉施設との連携体制の構築など、適切なケアが受けられる環境づくりが求められています。さらには、医療の安全性を脅かす医療事故や院内感染を防止する取組が求められています。

夜間における一次救急医療を担う夜間急病センターは、医師確保が困難となってきています。二次救急体制についても、一次救急と同様に医師確保が困難な中、各病院では患者を受け入れている状況にあります。これらのことから、地域住民にとって24時間安心して受けられる救急医療体制が、将来にわたり安定的に確保できることが求められています。

安心して子どもを生み育てることができる環境づくりのため、周産期医療体制の確保は重要な役割を担っていますが、全国的に産婦人科医が不足している中、安全な分娩体制の維持が困難になりつつあることから、本市及び北後志地域における周産期医療体制の維持、確保が課題となっています。

本市では、二つの市立病院を有していることによる非効率性や、施設の老朽化による医療環境の悪化、医師や入院・外来患者数の減少などの課題に対応するため、平成26年12月に二つの市立病院を統合・新築し、新たな小樽市立病院として開院しました。

小樽市立病院は、質の高い信頼・安心のできる医療を小樽市民だけでなく後志の住民にも提供するとともに、他の医療機関との連携に努め、小樽・後志地域の中核的医療機関としての役割を果たす必要があります。

### (2) その対策

市民が安心して良質な医療や地域ケアを受けられるよう、医療機関相互や福祉施設などとのネットワーク化による地域医療の連携強化に努めるとともに、医療の安全確保を図るため、医療事故や院内感染の防止に向けた取組を進めます。また、限られた医療資源の効率的な活用を図るため、医療機関の適切な利用方法等についての啓発や相談体制の充実を図ります。

救急患者の症状や程度に応じ、迅速かつ適切な治療を行うため、医師会、公的病院などとの連携を図り、救急医療体制の充実を努めます。特に、安心して子育てできる環境の確保を図るため、小児救急医療の充実、強化に努めます。

安心して子どもを生み育てることができる環境づくりのため、周産期医療体制の維持、確保に向け、関係機関に対して要望、要請を行うなど取組を進めます。

小樽市立病院は、後志二次医療圏の基幹病院として高度・急性期医療を担い、他の医療機関とのネットワーク化を推進し、この地域で完結できる医療体制の拠点としての役割を着実に果たすため医師、看護師等の確保や、医療機器などの整備を計画的に進めるほか、市民や後志地域の住民が安全・安心な生活を送ることができるよう、質の高い医療の提供や、災害拠点病院として救命医療などを行うための高度な診療機能を確保するとともに、効率的な運営による健全な病院経営に努めます。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

平成28年度予算編成作業中のため、  
新たな事業が記載される場合があります。

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1) 診療施設 病院	医療機器等整備事業 医療機器等整備事業 診療や検査等に使用する医療機器等の整備	市	
		(3) 過疎地域自立促進 特別事業	周産期医療支援事業 周産期医療支援事業費補助金 事業内容：周産期母子医療センターである病院に対し「北しりべし定住自立圏」構成6市町村で財政支援する。 必要性：北後志圏における周産期医療体制の維持、継続を図るため。 効果：定住自立圏域における安心して子育てができる環境づくりが期待できる。	民間等
		在宅当番医委託事業 在宅当番医制委託料 事業内容：休日等の日中における一次救急医療について、医師会に事業委託する。 必要性：休日における市内医療機関の当番制による診療体制の確保を図るため。 効果：救急医療サービスの充実による安全・安心な生活の確保が期待できる。	市	
		夜間急病センター運営委託事業 夜間急病センター管理代行業務費 事業内容：夜間急病センターの運営業務を委託して実施する。（指定管理者：小樽市医師会） 必要性：夜間の一次救急医療の拠点として年間365日、24時間受診可能な安心・安全の医療サービスの提供を確保するため。 効果：救急医療サービスの充実による安全・安心な生活の確保が期待できる。	市	
		二次救急医療運営委託事業 二次救急医療事業委託料 事業内容：小樽市内の病院を含む後志管内の病院に対し関連市町村が財政支援を行う。 必要性：休日又は夜間における入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療を確保するため。 効果：救急医療サービスの充実による安全・安心な生活の確保が期待できる。	市	
		小児救急医療支援事業 小児救急医療支援事業費 事業内容：小児科の二次救急に対応している病院に対し、財政支援する。 必要性：入院を必要とする小児に対する医療体制の充実を図るため。 効果：子育て支援の一環として救急医療サービスの充実を図ることによる安全・安心な生活の確保が期待できる。	民間等	



## 7 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

少子化の進行や人間関係の希薄化が進む中で、家庭や地域の教育力、子どもの学習意欲、学力や体力の低下など多くの課題が指摘されています。その一方で、PTAや学校評議員、学校支援ボランティアなど、学校、家庭、地域が連携した取組も拡大しつつあります。

基礎的な知識の習得と応用力の育成により「確かな学力」を身に付けさせること、体験的な活動や読書活動などにより「豊かな心」を育成すること、そして食育や運動を通じて「健やかな体」を養うことが求められています。

社会全体がそれぞれの役割を担い、その責任を果たすことが必要であるとともに、学校評価や情報公開の推進、子どもや保護者からの相談機能の充実など、家庭や地域から信頼される学校づくりが求められています。

少子化による学校の小規模化が急速に進んでいますが、多様な教育活動を進めるためには一定規模の学校が必要です。また、学校施設の老朽化が進んでいることから、学校規模・配置の適正化と学校施設の耐震化や改修など教育環境の充実が求められています。

情報化や国際化の進展、個人の価値観やライフスタイルの多様化など変化の激しい社会の中で、あらゆる状況に対応できる資質や能力を身に付けることが求められています。また、本市では幼児教育から大学教育まで、それぞれの役割や特徴を持った教育活動が進められていますが、こうした多様な教育財産を生かすとともに、相互に連携、協力した取組が必要となっています。

#### イ 社会教育

個人の価値観やライフスタイルの多様化が進み、それぞれに適した学習内容を自由に選択して、生涯を通じて学ぶことができる学習機会の充実が求められています。また、得られた学習成果をボランティア活動などを通じて社会に生かすことができる、心豊かで充実した生涯学習社会の実現が求められています。

あらゆる学習機会を市民が有効に活用できるよう、講座や講演などの情報を積極的に提供していくとともに、学校、家庭、地域などと連携して地域の学習活動を推進していく必要があります。

#### ウ スポーツ・レクリエーション

健康に対する関心が高まる中で、スポーツ・レクリエーション活動に対する市民ニーズも多様化しています。すべての市民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境づくりや様々な情報を提供していく必要があります。

スポーツ・レクリエーション活動の振興のために、団体の育成や強化、指導者の養成に対する支援のほか、子どもから高齢者まで地域の誰もが年齢や興味・関心、技術や技能に応じて楽しめるよう、地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの創設が求められています。

市民が四季を通じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、施設の整備とその有効活用が必要となっています。

## エ 青少年・男女共同参画社会

### (7) 青少年

核家族化や少子化の進行などにより、地域社会における連帯感や人間関係の希薄化が進み、青少年の非行や問題行動の低年齢化、複雑化など、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。心豊かでたくましい青少年の育成を図るためには、学校、家庭、地域などと連携して取り組む必要があります。積極的に青少年の育成活動や善導活動を行う人材の育成と、いじめ、不登校で悩む子どもやしつけに悩む保護者に対して、適切な助言、指導が求められています。

また、子どもたちが安全で安心してスポーツや文化活動などを行う「地域子ども教室」や留守家庭児童の健全育成のために開設する「放課後児童クラブ」の充実が求められています。

### (4) 男女共同参画社会

本市では、平成25年に「第2次小樽市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組を進めています。しかし、男女間の固定的な役割分担意識は依然として根強いものがあり、社会通念や慣習などにおいても不平等感が解消されたとはいえない状況にあります。

真の男女共同参画を実現するためには、性別にとらわれることなく、一人ひとりが尊重され能力を発揮できるよう、職場や家庭などあらゆる場において制度、慣習の見直しや社会全体の意識改革を進めていく必要があります。

女性の社会進出や地域社会活動などへの参加が進んでいますが、政治や行政、企業などにおける政策や方針決定過程への参画については、十分とはいえない状況にあります。それらに対する女性の参画と家庭や地域活動への男性の参加など、男女双方へ働き掛けていく必要があります。

女性を取り巻く労働環境は、男女雇用機会均等法の改正や育児・介護休業法などの整備により改善が図られてきましたが、採用や配置、昇進、賃金などの男女格差はいまだに存在しています。労働環境における男女共同参画を確立するためには、均等な雇用機会や待遇の確保のほか、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する必要があります。

女性にかかわる問題は、社会環境の変化により、心と体の健康に関するものをはじめ、近年のドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなど広範多岐にわたっています。このため、関係機関や団体などとの連携や相談体制の強化などに対する環境整備が求められています。

## (2) その対策

### ア 学校教育

基礎的な知識の定着とその活用により課題を解決する思考力や判断力を養うため、学習状況の把握や指導方法の改善を図るとともに、学習に対する意欲を高めるため、日常生活に生かせる教育活動の工夫や家庭での学習習慣の確立に努めます。また、障がいのある児童・生徒に対する適切な教育を進めるため、個別の指導計画などの作成や校内支援体制の整備に努めます。

子どもの社会性や豊かな人間性を育成するため、豊かな感性と表現力を育てる読書活動や命を大切にするとともに、本市の自然、文化、ものづくりの技術を活用した体験的な活動やボランティア活動の推進に努めます。また、いじめや不登校などの早期発見と早期解決のため、平成27年4月に施行した「小樽市いじめ防止対策推進条例」などに基づき、

校内体制の整備、相談機能を充実するとともに、保護者や関係機関との連携を図ります。

健やかな体の育成を図るため、体力、運動能力の実態に合わせた指導方法の改善やスポーツ少年団などと連携したスポーツ習慣の育成を図るとともに、学校給食や各教科を通じた食育の推進、「早寝早起き朝ごはん運動」の推奨など、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に努めます。

地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校便り、ホームページなどにより学校運営の方針や授業公開などの情報提供を行うとともに、PTAや学校評議員と連携した学校運営に取り組み、学校の自己評価や外部評価などの結果を公表します。また、学習指導や生徒指導などに関わる教職員の資質や能力の向上を図るため、研修会や研究会への参加を促進します。

小中学校の小規模化による諸課題を克服するため、地域ごとの児童・生徒数の推移や学校配置の状況を見極めながら、地区を単位とした検討、協議のもと、学校再編を進めるとともに、校舎の耐震化や改築など計画的な整備を進め、安全で安心な学校づくりに努めます。また、緊急性や必要性を勘案した教材、機器、設備などの更新や整備に努めます。

新しい時代を生きていくための実践的な力を育成するため、地域と連携した情報教育、国際理解教育、キャリア教育、環境教育などを推進します。

幼稚園においては、幼児教育の振興や就園率の向上に努めるとともに、小学校との連携を図ります。高等学校においては、入学希望者のニーズや適性に応じた学習機会を選択できるよう、関係機関と連携した取組を進めるとともに、私立学校の支援に努めます。また、大学が有する知的資源を活用し、教育・文化の振興を図るとともに、産業振興や国際交流など様々な分野での連携を強め、地域の特性を生かした取組を進めます。

## イ 社会教育

市民の多様な学習ニーズにこたえ、自主的な学習活動を支援するため、趣味や教養に関するテーマのほか、時代の要請に応じた講座を開催するとともに、様々な分野の生涯学習に関する情報をインターネットや情報誌を活用して発信します。また、自らの学習成果をボランティア活動などを通じて社会に生かすことのできる仕組みづくりのため、小樽市生涯学習ボランティアリーダーの指導者登録を促進するとともに、情報提供に努めます。

地域や家庭での教育力の向上を図るため、PTAや女性学級など社会教育団体への支援に取り組みるとともに、平成27年に設置した「小樽わくわく共育ネットワーク」などの活動を通じ、家庭教育に関する講座の開催や情報提供に努めます。また、利用しやすい学習の場を提供するため、生涯学習プラザや学校施設の活用を促進します。

市民の学習活動を支援するため、図書館では、レファレンス機能や大学など他の図書館とのネットワークを活用した情報提供の充実に努めるとともに、郷土資料の収集・保存を進めます。また、子どもたちの読書習慣や図書館の利用を促進するため、幼児・児童を対象とした事業の充実に努めます。そのほか、図書館から遠隔地の住民に対して、移動図書館による巡回、貸出しを行い、地域住民への図書館サービスの充実に努めます。

## ウ スポーツ・レクリエーション

多くの市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、市民体育大会や各種スポーツ教室を開催するとともに、体育施設や学校施設の利活用を推進します。また、生涯スポーツの振興と地域の交流を図るため、地域とスポーツ団体が連携した総合型地域スポーツクラブ創設への

支援に努めます。

スポーツの普及と競技力向上のため、スポーツ団体などの育成に努めるとともに、指導者の養成や選手強化のための講習会等の開催を支援します。また、競技団体と連携し、全国・全道大会開催の環境づくりに努めます。

生涯スポーツの振興へ向けた環境づくりのため、市民プールの建設や既存施設の計画的な整備を進めるとともに、スポーツ・レクリエーション施設の利用促進と有効活用に努めます。

## **エ 青少年・男女共同参画社会**

### **(7) 青少年**

青少年の健全育成を推進するため、子供会など地域で活動する団体への支援に努めるとともに、青少年団体と連携し、地域における活動を担うリーダーの養成に努めます。

青少年の非行防止のため、学校、家庭、地域などと連携し、補導活動の充実に努めるとともに、青少年や保護者の抱える様々な悩みに適切に応じられるよう、相談事業の充実に努めます。また、事件や事故などから自分自身を守る能力を養うとともに、地域で見守り育てる環境づくりに努めます。放課後や週末に子どもたちが安全で安心して過ごせる場を提供するため、放課後児童クラブの充実に努めるとともに、地域ボランティアスタッフの協力の下、地域子ども教室の利用拡大を図ります。

子どもの基本的人権を尊重・保護するため、「子どもの権利条約」の普及と啓発に努めるとともに、その趣旨を踏まえ「子ども会議」などの事業の実施に努めます。

### **(イ) 男女共同参画社会**

男女共同参画に対する意識づくりを図るため、女性の人権を尊重する機運の醸成に努めるとともに、家庭や地域、学校などで男女共同参画の推進に向けた情報の収集と提供に努めます。

様々な計画の策定に対し女性の参画を促進するため、市が設置する各種審議会などへの登用を進めるとともに、女性リーダーの養成や女性団体等の育成に努めます。また、家事、育児などや地域活動への男性の参加を促進するため、意識啓発を図る各種講座を開催するなど学習機会の充実に努めます。

就労の場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進するため、男女雇用機会均等法や育児、介護などの各種制度の周知に努めるとともに、関係機関と連携し、職業能力開発のための研修機会の確保や就労相談体制の充実など、女性の就業機会の拡大に向けた支援に努めます。

男女がともに支え合い、社会のあらゆる分野で対等に参画できる環境づくりを推進するため、自立に向けた生涯学習機会の充実に努めるとともに、性差やそれぞれのライフステージに応じた健康づくりと社会参加の促進に努めます。また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する様々な暴力の根絶に向け、市民への意識啓発の取組や関係機関との連携による相談機能、緊急保護体制の充実に努めます。

### (3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

平成28年度予算編成作業中のため、  
新たな事業が登載される場合があります。

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	学校施設・設備改修事業 校舎等耐震等実施設計事業費（小） 幸小学校 耐震等実施設計	市	
		校舎等耐震補強及び大規模改造事業費（小） 幸小学校 耐震補強工事 及び大規模改造工事等	市	
		校舎等施設整備（小） 全小学校施設整備	市	
	屋内運動場	校舎等施設整備（中） 全中学校施設整備	市	
		高圧受電設備改修事業費（小中） 塩谷小学校・望洋台中学校ほか	市	
		校舎等改築事業費（小中） 山手地区統合小学校・朝里中学校	市	
	屋外運動場	校舎等大規模改造事業費 高島・手宮地区統合中学校、山手地区統合 中学校	市	
		学校施設・設備改修事業 校舎等改築事業費（小） 山手地区統合小学校	市	
		校舎等大規模改造事業費 高島・手宮地区統合中学校	市	
	(3) 集会施設、体育施設等 集会施設	学校施設・設備改修事業 校舎等改築事業費（小） 手宮地区統合小学校・山手地区統合小学校	市	
町内会館建設等助成金 町内会館等建設助成金 町内会館等の新築、補修費用の一部を助成する		民間等		
新・市民プール整備事業 新・市民プール整備事業 新・市民プール整備に向け建設場所や建設形態 ランニングコスト等について検討		市		
(4) 過疎地域自立促進 特別事業	体育施設整備事業 潮見台シャンツェ整備事業費 防護柵設置工事、アプローチ雪止め壁設置工事	市		
	豊かなこころ育成事業 札幌交響楽団コンサート開催経費 事業内容：小中学生を対象としたクラシック 音楽コンサートを実施する。 必要性：質の高い演奏を体感させ、豊かな 人間性を育てるため。 効果：未来を担う豊かで創造的な人材の 育成が期待できる。	市		
	学校教材・備品等整備事業 ICT教育促進事業費 事業内容：小中学校に実物投影機及び大型デ ジタルテレビを配置する。 必要性：分かりやすい授業の実現、教育の 質の向上にはICT機器の活用が有 効なため。 効果：授業の理解促進に有効であり、学 力向上が期待できる。	市		

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>教育環境改善事業            マイクロバス運行経費            スクールバス運行経費            バス通学助成事業費（小）（中）            事業内容：遠距離通学している児童生徒の保護者に対しバス定期代を基に通学費を助成する。また一定規模の対象者がいる小学校には助成に替えてスクールバス等を運行する。            （マイクロバス：直営、スクールバス：事業者に委託して運行）            必要性：児童生徒の安全性の確保及び保護者の経済的負担の軽減を図るため。            効果：遠距離通学の児童・生徒の安全・安心な通学方法の確保が期待できる。</p>	市 市 市	
		<p>生涯学習講座開催事業            市民大学講座実行委員会補助金            事業内容：道内外から各分野で活躍する著名人を講師に招き講座を開催する小樽市民大学講座実行委員会に対し補助する。            必要性：生涯学習の機会を広く市民に提供するため。            効果：多様な価値観やライフスタイルに応じた、地域社会の構築が期待できる。</p>	民間等	
		<p>社会教育団体支援事業            「子ども110番協力の家」ステッカー作成事業費補助金            事業内容：統一ステッカー等を作製する小樽市父母と教師の会に対し、その作製費を助成する。            必要性：児童の緊急時避難場所として啓発を図るため。            効果：防犯体制の強化による安全・安心な生活の確保が期待できる。</p>	民間等	
		<p>リーダー養成研修事業            青少年健全育成費（リーダー養成研修費）            事業内容：地域子ども会などで活躍するリーダー養成を目的とした研修を実施する。            必要性：地域における活動を担うリーダーを養成するため。            効果：地域社会が連携し、社会全体で青少年の健全育成や自立を促す仕組みづくりが期待できる。</p>	市	
		<p>体験交流事業            体験交流研修費            事業内容：地場のものづくり事業者の協力を得ながらの地場産品作成体験や、他都市の青少年と交流し、互いの文化の違いについて見識を深める。            必要性：青少年の人間関係形成や、規範意識の向上を図るため。            効果：地域社会が連携し、社会全体で青少年の健全育成や自立を促す仕組みづくりが期待できる。</p>	市	
		<p>街頭補導事業            青少年健全育成費（補導活動費）            事業内容：少年補導委員による市内巡回を実施する。            必要性：青少年の非行防止を図るため。            効果：地域社会が連携し、社会全体で青少年の健全育成や自立を促す仕組みづくりが期待できる。</p>	市	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>おたる子ども会議開催事業  おたる「子ども会議」開催経費  事業内容：子どもの人権について研修等で学んだ感想等を自由に意見交換する「子ども会議」を開催する。  必要性：児童・生徒がお互いの共通点や相違点を理解しあえる交流の機会を提供するため。  効果：地域社会が連携し、社会全体で青少年の健全育成や自立を促す仕組みづくりが期待できる。</p>	市	

## 8 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

生活水準の向上や高齢化の進行により余暇時間が増大する中で、文化芸術活動を通して精神的な豊かさを求める意識が高まっています。

本市には、文化芸術に親しむ個人や団体が数多く存在しており、それぞれの活動成果の発表機会や生活の豊かさを実感できる文化芸術の鑑賞機会の充実が求められています。また、文化芸術活動を行っている個人や団体が、分野や世代を超えて互いに交流することで活動の活性化が期待されています。

本市には、地域の歴史に根ざした史跡、近代化遺産、無形の文化財など貴重な文化遺産が存在しており、これらを適正に保護し、活用することが求められています。

さらには、市民の学習意欲にこたえる場として、総合博物館や、文学館、美術館など文化・芸術施設についても、その特性を活かした利活用が求められています。

### (2) その対策

地域に根ざした創造的な文化芸術活動を推進するため、文化団体等への支援に取り組みます。また、様々な分野で活動する団体等のアーティスト・バンクへの登録促進とその活動状況についての情報発信を行うとともに、登録団体の育成に努めます。

市民が郷土に対する誇りや愛着を持ち、加えて多くの来訪者が小樽の歴史や文化に触れることができるよう、関係団体と連携し、本市の特性を生かした文化芸術の振興に努めます。

文化芸術活動の発表や鑑賞機会の充実を図るため、小樽市文化祭への市民参加の拡大を図るとともに、能楽堂など特色ある施設や様々な公共施設を活用し、市民の自主的な活動の場の提供に努めます。また、音楽、舞台公演などの鑑賞機会を提供する団体やサークルなどと連携し、市民が優れた文化芸術に触れる機会の充実に努めます。

貴重な文化財を保護し、これらを活用した地域づくりのため、文化財や史跡の保存、修復と関係資料の収集、研究を進めるとともに、歴史文化基本構想の策定及び日本遺産への認定申請を通じ、市民が郷土の文化遺産に触れる機会の充実及び国内外への情報発信に努めます。また、無形文化財や伝統文化の保存、継承のため、後継者の育成を図るとともに、保存会などへの支援を進め、市民参加の機会の拡大に努めます。

郷土に対する理解や愛着を深めるため、総合博物館では、地域の自然、歴史、文化に関する調査・研究、資料収集を進め、「見て・触れて・確かめる」展示や特別展、各種講座を開催するとともに、科学実験室を活用した体験イベントの充実に努めます。また、NPO やボランティア団体と連携し、鉄道車両の保存と修復を進め、特色ある魅力的な博物館づくりに取り組みます。

優れた文学や美術に触れる機会を拡充するため、文学館及び美術館では、小樽にゆかりのある作家や作品の調査・研究、資料収集を進め、特別展や企画展、講座の充実に努めます。また、文学館や美術館の整備を進め、市民や関係団体の自主的な活動の場の提供に取り組みます。



### (3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

平成28年度予算編成作業中のため、  
新たな事業が掲載される場合があります。

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	文化財保存・活用事業 旧日本郵船(株)小樽支店保存修理工事	市	

## 9 集落の整備

- ※ 本項目については、地域コミュニティ維持の課題や対策等を含め、まちづくりの視点から、次項「その他地域の自立促進に関し必要な事項」において記述します。

## 10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### ア 市街地整備

##### (7) 市街地の整備

本市は、多くの急傾斜地を持つ地形的な特性があり、また、古くから形成されてきた市街地では、道幅が狭く老朽化した建築物が多く見られます。都市防災や都市機能の面での課題も少なくないことから、安全で快適な都市基盤の整備が求められています。

中心市街地においては、定住人口の減少や商業機能の低下に対して、土地の高度利用や市街地機能の再生が求められています。

周辺の市街地においては、低・未利用地を有効活用するとともに、人口の動向や地域の実情を踏まえた上で、多様化するライフスタイルに対応し、自然環境と調和した整備を計画的に進める必要があります。

##### (イ) 新幹線を活用したまちづくり

北海道新幹線は、新青森～新函館北斗間が平成28年3月の開業に向け準備が進められており、今後、平成42年度末には札幌までの開業が予定されています。本市には新小樽（仮称）駅が設置されることとなっていますので、新駅とその周辺の整備計画も含めて、新幹線を活用した新たな魅力あるまちづくりを進める必要があります。

#### イ 参加協働によるまちづくりと地域コミュニティの強化

都市化や核家族化の進行、人間関係の希薄化により、子育て環境や災害に対する備えなど、日常生活に不安が広がっています。また、町内会など地域コミュニティの維持が課題となっています。

その一方で、福祉、環境、教育、文化、まちづくりなど多くの分野でボランティアやNPOなどによる活動が進められているほか、産業振興の分野では、産学官連携の取組も進められています。また、住民の市政に対する参加意識の高まりに伴い、まちづくりや市政運営の基本的なルールとなる「自治基本条例」を平成26年4月に施行し、条例に基づいた取組が進められています。

住みよく、活力のある地域社会を築くためにも、地域社会を構成する個人や団体などが連携し、協働によるまちづくりが必要です。

民間企業や大学など高等教育機関、研究機関と連携し、それらが持つ知的資源を有効に活用することが求められています。

### (2) その対策

#### ア 市街地整備

##### (7) 市街地の整備

利便性の高いまちなかでの居住推進やにぎわい創出を図るため、空き地・空き家調査に基づき土地等の有効利用を検討し、計画的に開発の誘導を行うなど、よりコンパクトな市街地の形成に努めます。特に、小樽駅周辺地区においては、土地の高度利用や都市機能の更新、都市防災の向上のため、面的整備の調査、検討を進めます。

自然環境との調和を図りながら、快適な都市環境と機能的な都市活動を確保するため、低・未利用地の有効活用を促進するとともに、地域の特性を踏まえ、多様化するライフスタイル等に応

じた計画的な整備に努めます。

#### (イ) 新幹線を活用したまちづくり

利用者の利便を図るため、新駅と市街地や観光拠点などとのアクセス機能の充実や新駅周辺地域の計画的な整備に向けた取組を積極的に進めます。

#### イ 参加協働によるまちづくりと地域コミュニティの強化

市民が求める情報を容易に入手できるようにするため、ホームページや広報誌などの充実により市政情報の積極的な提供に努めます。また、開かれた市政を推進するため、情報公開制度の活用や審議会等の公開を図ります。

市民の意見や提言が反映される市民参加型の市政運営を進めるため、パブリックコメント制度の活用や審議会等の委員公募、懇談会の開催など市政参加と意見聴取の機会の拡充に努めます。また、市民参加の仕組みを定める「自治基本条例」に基づき、市政運営の在り方や進め方を明らかにし、市民、議会、行政が連携したまちづくりを進めます。

市民と行政が一体となったまちづくりのため、地域住民がコミュニティ活動に参加しやすい環境づくりを進めます。また、地域コミュニティの強化を図るため、活動や交流の拠点となるコミュニティ施設の充実に努めます。

様々な分野における自主的なまちづくり活動を進めるため、まちづくりを支援する人々によるふるさと納税の促進や、ボランティア団体やNPOなどの支援に努めます。また、まちづくり活動のリーダー的役割を担う人材の育成支援に努めます。

地域経済の活性化や教育、文化の振興を図るため、民間企業や大学、研究機関との連携を図るとともに、それらが有する専門技術や専門知識を活用した取組を推進します。

市民の発想によるまちなかの活性化や市民交流拡大のため、大学生をはじめとする若者の発想によるまちづくりやまちなかでのビジネスモデルの研究、実践に対する支援を行います。また、高齢者等が自ら行う地場産品や工芸品販売等のコミュニティビジネスへの支援のほか、高齢者の持つ知識や知恵を次世代に継承する各種交流事業を開催するなど、高齢者等の自立的なまちづくりを推進します。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

平成28年度予算編成作業中のため、  
新たな事業が記載される場合があります。

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進に関する必要な事項	(2) 過疎地域自立促進特別事業	<p>町会活動への支援</p> <p>総連合町会補助金</p> <p>事業内容：町会等に対し補助金を交付する。</p> <p>必要性：円滑な町会活動の推進や生活環境の整備を支援するため。</p> <p>効果：地域住民活動の支援により地域コミュニティの維持活性化が期待できる。</p>	民間等	
		<p>コミュニティリーダー養成研修事業</p> <p>コミュニティ活動推進経費</p> <p>事業内容：町会等の指導者養成研修を実施する。</p> <p>必要性：町会活動における指導者育成を支援するため。</p> <p>効果：まちづくり活動のリーダー的役割を担う人材の育成により地域コミュニティライフの維持活性化が期待できる。</p>	市	
		<p>新幹線事業関係経費</p> <p>新幹線事業関係経費</p> <p>事業内容：北海道新幹線の開業推進に係る業務</p> <p>必要性：平成27年度末に新函館北斗駅が開業することから本市への開業効果の拡大を図り、また、北海道新幹線の札幌までの早期完成及び新駅周辺のまちづくりなど開業に向けた業務等を進めていく必要がある。</p> <p>効果：新函館北斗駅開業による本市への開業効果の拡大、北海道新幹線の札幌までの早期完成及び開業に向けた業務への反映などの効果がある。</p>	市	
		<p>(仮称)北海道新幹線新駅周辺まちづくり計画策定事業</p> <p>(仮称)北海道新幹線新駅周辺まちづくり計画策定事業費</p> <p>事業内容：新幹線新駅の周辺整備などの指針となるまちづくり計画を策定。</p> <p>必要性：北海道新幹線の札幌延伸が認可され、地元負担、駅周辺整備、交通アクセスの課題などについて検討する必要がある。</p> <p>効果：計画策定により北海道新幹線の開業効果を最大限に得るための最適な施策を選択できる。</p>	市	
		<p>北海道新幹線整備事業</p> <p>北海道新幹線建設費負担金</p> <p>事業内容：北海道新幹線の建設費にかかる地元負担金。</p> <p>必要性：全国新幹線鉄道整備法及び同法施行令に基づき新小樽（仮称）駅を含む駅部などの建設費の一部を負担する必要がある。</p> <p>効果：北海道新幹線の開業により、新たな魅力あるまちづくりを進めることができる。</p>	民間等	

○過疎地域自立促進特別事業分（再掲）

事業計画（平成28年度～32年度）

平成28年度予算編成作業中のため、  
新たな事業が掲載される場合があります。

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	<p>企業立地推進事業 企業誘致促進事業費</p> <p>事業内容：道内外の企業に対するPR活動や企業訪問を実施する。 必要性：本市への新たな企業の立地を進めるとともに、操業企業のフォローアップを実施し、本市への定着化を図るため。 効果：雇用の創出・維持及び本市経済の活性化が期待できる。</p>	市	
		<p>小売業経営基盤強化支援事業 空き店舗対策支援事業費</p> <p>事業内容：中心商店街や市場の空き店舗に出店する場合の店舗家賃の一部を助成。 必要性：空き店舗対策の実施により商店街の活性化を図るため。 効果：空き店舗の有効活用が図られ、商店街のにぎわいづくりが期待できる。</p>	民間等	
		<p>起業及び人材育成支援事業 商業起業家定住促進事業費</p> <p>事業内容：中心商店街や市場の空き店舗に出店する新規商業起業家の研修費用及び店舗家賃の一部を助成。 必要性：起業しやすい環境づくりによる商店街等の空き店舗解消と本市への移住・定住促進を図るため。 効果：空き店舗の有効活用が図られるとともに、移住に対する関心を高め動機付けのひとつとなることが期待できる。</p> <p>創業支援事業費</p> <p>事業内容：市内で創業しようとする方へ、創業当初に係る費用（事務所等家賃、内外装工事費、融資返済利子）の補助・助成。 必要性：起業しやすい環境づくりによる経済活性化と本市への移住・定住促進を図るため。 効果：事業所数の増加、雇用の場の創出が見込まれる。また、創業に伴い、市内業者との新たな取引拡大が期待できる。</p>	民間等	
		<p>商店街にぎわいづくり支援事業 にぎわう商店街づくり支援事業費</p> <p>事業内容：中心商店街における「にぎわい創出」や「魅力の向上」に資する新規事業または既存事業を拡充・発展させる事業を実施する市商連に加盟する商店街に対し支援を行う。 必要性：中心市街地の空洞化に伴い、中心商店街は急速に衰退しており、活性化が喫緊の課題のため。 効果：商店街の活性化が図られ、街のにぎわいづくりが期待できる。</p>	民間等	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>商店街活性化支援事業費</p> <p>事業内容：商店街団体が開催する集客イベントや商店街の魅力向上のための宣伝事業ほかに対する支援を行う。</p> <p>必要性：人口減少や個人消費の低迷等により、商店街は急速に衰退しており、活性化が喫緊の課題のため。</p> <p>効果：商店街の活性化が図られ、地域のぎわいづくりが期待できる。</p>	民間等	
		<p>回遊・散策ルート企画推進事業</p> <p>宣伝物作成等経費</p> <p>事業内容：小樽回遊・散策コースのPRパンフレットを作成する。</p> <p>必要性：観光客の回遊性・滞在時間拡大を図るため。</p> <p>効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	市	
		<p>まちなか観光にぎわいづくり調査事業費</p> <p>事業内容：国内外の観光客の動向等を調査し新たな動線や夜の街中にぎわい創出に向けた実証実験やプラン策定を行う。</p> <p>必要性：観光客の回遊性・滞在時間拡大を図るため。</p> <p>効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	市	
		<p>広域観光事業</p> <p>広域観光事業費</p> <p>事業内容：広域的な観光ルートの作成、他市町村と連携した誘致宣伝活動及び観光振興を行う。</p> <p>必要性：観光客の回遊性・滞在時間の拡大を図るため。</p> <p>効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	市	
		<p>観光情報提供事業</p> <p>観光案内所運営費交付金</p> <p>事業内容：社団法人小樽観光協会が運営する観光案内所へ運営経費等を交付する。</p> <p>必要性：観光情報提供体制の充実により、観光客増加を図るため。</p> <p>効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	民間等	
		<p>小樽国際インフォメーションセンター事業費</p> <p>事業内容：外国語対応窓口を1カ所に集約し総合窓口を開設する。</p> <p>必要性：観光情報提供体制の充実により、観光客増加を図るため。</p> <p>効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	民間等	
		<p>外国語通訳配置支援事業費補助金</p> <p>事業内容：「堺町観光案内所」の外国語通訳等の配置にかかる経費を一部補助する。</p> <p>必要性：観光情報提供体制の充実により、観光客増加を図るため。</p> <p>効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	民間等	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>海水浴場・観光イベント等クリーンアップ事業  海水浴場・観光イベント等クリーンアップ事業費  事業内容：海水浴場、観光イベント会場での清掃委託を行う。  必要性：観光地や観光施設の受入態勢づくりのため。  効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	市	
		<p>観光PR情報提供事業  <b>宣伝物制作等経費（観光宣伝費）</b>  事業内容：観光ポスターの印刷及び配布  必要性：観光情報提供体制の充実により観光客の増加を図るため。  効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p> <p><b>観光マップ作成費補助金</b>  事業内容：観光協会が作成する観光マップ等作成経費を助成  必要性：観光情報提供体制の充実により観光客の増加を図るため。  効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p> <p><b>観光誘致促進事業費補助金</b>  事業内容：観光客誘致宣伝事業を実施する小樽観光協会へ一部補助する。  必要性：観光情報提供体制の充実により、観光客の増加を図るため。  効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p> <p><b>観光広告プロモーション事業費補助金</b>  事業内容：観光広告プロモーション事業を実施する小樽観光協会へ一部補助する。  必要性：観光情報提供体制の充実により、観光客の増加を図るため。  効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	市  民間等  民間等  民間等	
		<p>観光客誘致対策事業  <b>観光客誘致対策費</b>  事業内容：小樽観光協会等と連携し観光客誘致のため道内・外キャンペーンへ参加する。  必要性：観光情報提供体制の充実により観光客の増加を図るため。  効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p> <p><b>修学旅行ガイドブック作成費補助金</b>  事業内容：道内外で誘致キャンペーン等に必要なガイドブックの改訂を行う小樽教育旅行実行委員会に対し補助する。  必要性：観光情報提供体制の充実により観光客の増加を図るため。  効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	市・民間等  市・民間等	



自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>観光協会運営費補助金            事業内容：観光協会の観光誘致宣伝事業費の一部補助する。            必要性：観光情報提供体制の充実により観光客の増加を図るため。            効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p> <p>宿泊客誘致事業費補助金            事業内容：企業の福利厚生事業を代行している会報誌等へ広告を掲載する。            必要性：観光情報提供体制の充実により宿泊客の増加を図るため。            効果：宿泊客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p> <p>国内外観光客誘致実行委員会補助金            事業内容：海外からエージェント等を招へいするほか、首都圏や札幌での観光プロモーションを実施する。            必要性：観光情報提供体制の充実により観光客の増加を図るため。            効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	<p>民間等</p> <p>市・民間等</p> <p>市・民間等</p>	
		<p>東アジア圏観光客誘致推進事業            東アジア圏等観光客誘致広域連携事業費補助金            事業内容：北海道運輸局や札幌市などとの連携によりアジア圏からの観光客誘致に向けたプロモーション事業を実施する。            必要性：外国人観光客のさらなる誘致促進を図るため。            効果：観光客増加による消費や雇用の拡大など大きな経済波及効果が期待できる。</p>	市・民間等	
		<p>農地整備促進事業            農地整備促進事業費            事業内容：新おたる農業協同組合が実施する遊休農地の活用など基盤整備に必要な経費を補助する。            必要性：都市型農業の生産基盤の拡充と農地整備を図るため。            効果：高収益型農業による地域農業の安定経営が期待できる。</p>	民間等	
		<p>施設栽培促進事業            施設栽培促進事業費補助金            事業内容：新おたる農業協同組合のハウス・附属設備資材の導入等を対象に補助する。            必要性：生産性の高い施設栽培の振興を図るため。            効果：高収益型農業による地域農業の安定経営が期待できる。</p>	民間等	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>農産物ブランド化推進事業 農産物ブランド化推進事業 事業内容：新おたる農業協働組合が実施する北海道の「北のクリーン農産物表示制度」を活用し、「安全」「安心」の観点からクリーン農業技術の普及とPRにより農作物のブランド化を進める。 必要性：他農産物との差別化、市場での優位性の確保等を図るため。 効果：地域農業の安定経営が期待できる。</p>	民間等	
		<p>農業経営改善事業 経営改善事業費補助金 事業内容：新おたる農業協同組合が実施する蜂の活用事業、連作障害防止対策事業を対象に補助する。 必要性：安定した農業生産、農産物の高品質化を図るため。 効果：高収支型農業による地域農業の安定経営が期待できる。</p>	民間等	
		<p>浅海増養殖事業 沿岸漁業振興事業費補助金 事業内容：ウニ、アワビについて漁獲量の確保のため稚魚等の放流を継続して実施する小樽市漁業協同組合に対して補助する。 必要性：水産資源が減少する中、漁獲量が減少しており、資源管理型漁業を推進する必要があるため。 効果：沿岸漁業者の経営安定と魚類資源の保護が期待できる。</p>	民間等	
		<p>藻場造成事業 藻場造成事業費補助金 事業内容：沿岸海域の磯焼け対策のため現有対策にさらに新技術を加えた実証を進め、その成果を踏まえた上で本格的な藻場の造成を行う小樽市漁業協同組合に対して補助する。 必要性：良好な漁場造成、漁場環境の保全を推進する必要があるため。 効果：沿岸漁業者の経営安定と魚類資源の保護が期待できる。</p>	民間等	
		<p>後継者育成対策事業 水産振興活動費補助金 事業内容：漁業者や水産加工業者等の水産技術促進に係る視察や研修会の事業へ支援する。 必要性：漁業就業者の減少、高齢化の進行等、後継者育成やスキルアップを図る必要があるため。 効果：次代を担う漁業後継者を育成し地場産業の振興に寄与する。</p>	民間等	
		<p>水産物ブランド化推進事業 水産物ブランド化推進事業費 事業内容：地魚や水産加工品を普及宣伝し、消費拡大やブランド化、新商品開発の促進を図る取組に対し補助する。 必要性：地域産業である水産業及び水産加工業の振興を図る必要があるため。 効果：地魚や水産加工品の知名度アップや販路拡大が期待できる。</p>	市・民間等	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>ものづくり産業活性化推進事業 ものづくり市場開拓支援事業費 事業内容：市内ものづくり企業の高い技術力をPRするとともに、商談や取引の機会を増やし、新たな市場開拓の支援を行う。 必要性：地場ものづくり産業の活性化を図るため。 効果：経済波及効果の高いものづくり産業の振興により経済の活性化や雇用の維持・確保が期待できる。</p> <p>技術開発促進事業費 事業内容：市内中小企業者等の新技術及び新製品の開発に対し事業費の一部及び北海道技術ビジネス交流会への出展経費を助成する。 必要性：地場ものづくり産業の新事業展開や取引拡大を図る必要があるため。 効果：経済波及効果の高いものづくり産業の振興により経済の活性化や雇用の維持・確保が期待できる。</p>	市  市	
		<p>小樽ブランド販路拡大推進事業 小樽ブランド販路拡大推進事業費 事業内容：全国各地の物産展等に参加し地場産品PRを積極的に行う。 必要性：地場産品の販路拡大及び商圏の確立を図るため。 効果：地場産品ブランド化や販路の拡大により地域経済の自立化が期待できる。</p> <p>アンテナショップ展開事業費 事業内容：小樽物産協会と連携して、首都圏でアンテナショップを展開する。 必要性：地場産品の販路拡大及び商圏の確立を図るため。 効果：地場産品ブランド化や販路の拡大により地域経済の自立化が期待できる。</p> <p>地域経済交流促進事業費補助金 事業内容：札幌圏での「物産と観光展」を開催する市内物産・観光関係団体等で組織された実行委員会に対し補助する。 必要性：地場産品の販路拡大及び商圏の確立を図るため。 効果：地場産品ブランド化や販路の拡大により地域経済の自立化が期待できる。</p>	市  市・民間等  市・民間等	
		<p>地場産品導入促進事業費 事業内容：小学生の卒業記念として地域資源であるガラス製品の製作体験を行う費用を助成する。 必要性：地場産品の販路拡大及び商圏の確立を図るため。 効果：地場産品ブランド化や販路の拡大により地域経済の自立化が期待できる。</p>	市	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>小樽産品商品力・販売力向上事業費            事業内容：商品開発の支援や販路開拓、企業向け研修など食関連企業の売上向上に資する取組を行うとともに、物産展会場開拓費を補助する。            必要性：地場産品の販路拡大及び商圏の確立を図るため。            効果：地場産品ブランド化や販路の拡大により地域経済の自立化が期待できる。</p>	市・民間等	
		<p>東アジア等対外経済交流事業            海外販路拡大支援事業費            事業内容：商談会・展示会への出展費用について、その一部を補助するほか、札幌市との連携による海外商談会・展示会のサポートを行うことにより市内企業の海外販路開拓を支援する。            必要性：北海道ブランドの注目が高い東アジア、東南アジアのほか、和食がユネスコ無形遺産に登録されたことで注目を受ける欧米などの海外市場において地場産品等の販路拡大を図るため。            効果：海外における地場産品等の販路拡大により企業経営の安定化、新規雇用の創出など、経済の活性化が期待できる。</p>	市・民間等	
		<p>クルーズ客船誘致事業            環日本海クルーズ推進事業費            事業内容：日本海側拠点港に選定された小樽港、伏木富山港、京都舞鶴港と、平成25年度から協議会に参画した境港、秋田県3港（秋田港、船川港、能代港）の5地域が連携してクルーズ客船の誘致活動や情報収集等を実施する。            必要性：小樽港におけるクルーズ客船の積極的な寄港促進に取り組む必要があるため。            効果：観光や経済への波及効果のほか、港湾の活性化が期待できる。</p> <p>小樽港クルーズ推進事業費            事業内容：小樽港へのクルーズ客船の更なる寄港促進を図るため設置した市や民間等からなる小樽港クルーズ推進協議会による小樽、後志観光をPRするセミナーの開催など誘致活動や、寄港に対応するための受入体制を強化する。            必要性：小樽港におけるクルーズ客船の積極的な寄港促進に取り組む必要があるため。            効果：観光や経済への波及効果のほか、港湾の活性化が期待できる。</p>	市  市・民間等	
		<p>小樽港利用促進事業            小樽港物流促進プロジェクト事業費            事業内容：民間企業と連携しロシア沿海州を訪問するなど、情報収集とポートセールスを行う。            必要性：近年、小樽港の取扱い貨物が低迷する中、ポートセールスの強化が急務となっているため。            効果：小樽港の物流促進と市内の経済活性化が期待できる。</p>	市	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>若年者就業支援事業 労働者地元定着事業費 事業内容：市内企業の見学会やジョブガイダンス等を開催する。 必要性：若年者の地元就労促進を図るため。 効果：新規雇用者の拡大及び若年者の地元定住促進が期待できる。</p> <p>高校生就職スキルアップ支援事業費 事業内容：主に高校1・2年生を対象に、市内企業への定着を図るため就職活動の実践能力向上事業を実施する。 必要性：若年者の地元就労促進を図るため。 効果：新規雇用者の拡大及び若年者の地元定住促進が期待できる。</p> <p>女性・若年者の地元定着を目指した人材育成事業費 事業内容：人材育成事業研修生として雇用し、有給社員として就労しながら座学及び実習研修を実施し、就業に結びつける。 必要性：女性・若年者の地元就労促進を図るため。 効果：新規雇用者の拡大及び女性や若年者の地元定住促進が期待できる。</p>	市	
		<p>職業能力等開発・向上事業 優良技能者表彰経費 事業内容：市内の優良技能者に対する表彰。 必要性：職人のまちである本市において技能水準の更なる向上を図るため。 効果：伝統技術が広くPRされ、技能・技術の継承が期待できる。</p>	市	
	(10)その他	<p>北防波堤改良事業 国直轄工事費負担金 建設後100年以上経過して、堤体の沈下や劣化などの老朽化が進んでいる北防波堤の改良</p>	国	
		<p>港湾施設維持補修事業 施設維持補修費 臨港道路などの港湾施設の機能保持を目的とした維持補修</p>	市	
		<p>港湾施設機能保全事業 維持管理計画更新事業費（単独） 直営作業による維持管理計画の更新</p> <p>港湾上屋改修事業費（特会） 老朽化が著しい施設から機能保全のための改良</p> <p>港内泊地しゅんせつ事業費 勝納ふ頭岸壁前面及び、第3号ふ頭岸壁前面の水深確保</p> <p>臨港道路改良事業費 臨港道路の舗装改良、橋梁改良</p> <p>第2号ふ頭岸壁改良事業費 10,11番岸壁の改良</p>	市 市 市 市 市	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		第2号ふ頭荷さばき地整備事業費 10,11番岸壁荷さばき地の舗装等	市	
		第3号ふ頭及び周辺再開発事業 国直轄工事費負担金 第3号ふ頭岸壁改良事業費 国際旅客船ターミナルビル整備事業 国際旅客船ターミナルビル整備 第3号ふ頭緑地整備事業 バス駐車場整備 第3号ふ頭小型船だまり事業 ふ頭小型船だまり整備 第3号ふ頭基部緑地整備事業 ふ頭基部緑地整備	国 市 市 市 市	
		石狩湾新港地域の活性化 石狩湾新港管理組合負担金	一部事務組合	
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(10) 過疎地域自立促進特別事業	ロードヒーティング助成事業 ロードヒーティング整備助成金 事業内容：除排雪作業の軽減を図るため個人または団体が設置する費用の一部を助成する。 必要性：冬期間における歩行者の安全を確保するため。 効果：地域の安全で円滑な通行確保が期待できる。	民間等	
		貸出ダンプ事業 除雪費（貸出ダンプ分） 事業内容：町会等が自主的に生活道路の排雪を行う際に、市が無償でダンプトラックを派遣する。 必要性：町会等の除排雪費用の軽減を図るため。 効果：市民の冬季間の交通が確保できる。	市	
		姉妹都市交流事業 姉妹都市提携委員会交付金 事業内容：小樽市姉妹都市提携委員会が実施する交流事業に必要な経費を交付する。 必要性：姉妹都市とスポーツ、文化芸術、産業など様々な分野での交流を促進するため。 効果：各種交流を通じ市民の国際感覚の向上や国際交流の促進が期待できる。	民間等	
		移住促進事業 移住促進事業経費 事業内容：本市への移住を促進するため、効果的な情報発信等を実施。 必要性：人口減少が続く本市の人口対策の一環として移住者の増加を図るため。 効果：移住者の増加による定住の促進が期待できる。	市	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(6) 過疎地域自立促進特別事業	<p>街路灯助成事業 街路灯設置費補助金 事業内容：街路灯を設置する団体若しくは個人へ設置費の一部を助成交付する。 必要性：町会等における街路灯の新設・改良費用の軽減を図るため。 効果：地域の夜間の治安維持及び交通安全の確保が期待できる。</p> <p>街路灯防犯灯維持費補助金 事業内容：街路灯防犯灯を維持する団体若しくは個人へ電気料金の一部を助成する。 必要性：町会等の維持管理経費の軽減を図るため。 効果：地域の夜間の治安維持及び交通安全の確保が期待できる。</p> <p>既存街路灯LED化推進事業費 事業内容：既存街路灯をLEDへ改良する町会等の設置団体に対し、設置費を助成する。 必要性：既存街路灯の老朽化や電力料金の値上がりに伴う町会等の負担増大を軽減するため。 効果：省エネルギー効果が高くCO<sub>2</sub>排出量も少ないLED灯に改良することで地域の生活環境の改善や維持費の抑制が期待できる。</p>	民間等   民間等   民間等	
		<p>環境美化啓発事業 環境美化啓発事業費（街をきれいにし隊） 事業内容：市民ボランティアによる「ポイ捨て防止、街をきれいにし隊」を結成し、啓発活動や清掃活動などを実施する。 必要性：市民の環境美化意識の向上を図るため。 効果：地域の生活環境美化に寄与するとともに、ボランティア活動の促進によるコミュニティ意識の醸成が期待できる。</p> <p>快適な環境づくり運動経費 事業内容：快適な環境づくり実践促進連絡会議を設置し、花いっぱい運動など快適な環境づくりを推進する。 必要性：市民の環境美化意識の向上を図るため。 効果：地域の生活環境美化に寄与するとともに、ボランティア活動の促進によるコミュニティ意識の醸成が期待できる。</p>	市   市	
		<p>公園愛護会育成事業 公園愛護会育成事業 事業内容：公園愛護精神の下、清掃や草刈りなどの維持管理を行っている公園愛護会の活動に対し、報償費を支払う。 必要性：市内公園の維持管理の充実を図るため。 効果：地域の生活環境美化に寄与するとともに、ボランティア活動の促進によるコミュニティ意識の醸成が期待できる。</p>	民間等	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>環境緑化推進事業 環境緑化推進事業費 事業内容：公園緑地等に花壇用草花・球根等を植栽する。 必要性：散水・雑草除去等維持管理に市民の協力を得て住環境の美観向上を図るため。 効果：快適な住環境の創出、景観に配慮した地域のイメージアップとともに、ボランティア活動の促進によるコミュニティ意識の醸成が期待できる。</p>	市	
		<p>花と緑のまちづくり事業 花と緑のまちづくり事業助成金 事業内容：公共施設や民間空地を利用して緑化活動を行う団体等へ補助金を交付する。 必要性：行政と市民が連携して、緑化の推進を図るため。 効果：美しい街並みが整備され、ゆとりある住環境や都市景観の形成に寄与する、ボランティア活動の促進によるコミュニティ意識の醸成が期待できる。</p>	民間等	
		<p>防災対策関連事業 防災訓練支援事業費 事業内容：各町会等での避難訓練の実施促進のため、市職員による研修等を実施し、資料等の提供を行う。 必要性：町会等での避難訓練を支援し、地域の防災力を高めるため。 効果：災害時の迅速で的確な避難行動により人的被害が軽減される。</p>	市	
		<p>避難支援事業費 事業内容：津波ハザードマップの作成と避難行動要支援者への支援体制確立に向け名簿作成・管理を実施する。 必要性：避難等に必要な情報を提供し、迅速で的確な避難を図るため。 効果：災害時の迅速で的確な避難行動により人的被害が軽減される。</p>	市	
		<p>避難所機能強化事業費 事業内容：市内69避難所に非常食用糧や防寒対策用品等を計画的に配備する。 必要性：避難所の機能強化を図るため。 効果：災害時に安心して避難できる体制が構築される。</p>	市	
		<p>緊急放送難聴地域解消対策交付金 事業内容：エフエム小樽放送局が難聴地域解消の取組として行うインターネットサイマルラジオ放送に係る費用負担相当分を補助する。 必要性：地域防災計画に基づき、エフエム小樽放送局の放送を利用して市が実施する災害広報や緊急非常放送について、難聴地域の市民等への伝達手段を確保するため。 効果：エフエム小樽放送の難聴地域の市民等への伝達手段が確保されるとともに放送手段の複線化により、より確実な伝達を行うことができる。</p>	民間等	



自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>原子力防災関係事業費</p> <p>事業内容：原子力災害に備え、関係機関との連絡手段の整備、防災機器の整備等を実施する</p> <p>必要性：原子力防災に関する知識の普及・啓発と必要な資機材の整備を図るため。</p> <p>効果：災害時の適切な連絡体制及び防護体制が構築される。</p>	市	
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7) 過疎地域自立促進特別事業	<p>ボランティア活動育成支援事業</p> <p>ボランティア育成事業費補助金</p> <p>事業内容：「小樽市ボランティア・市民活動センター」を設置している社会福祉協議会に対し助成を行う。</p> <p>必要性：少子高齢化を迎え、高齢者の援助や子育て支援がますます重要となる中で、地域住民によるボランティア活動の拠点とするため。</p> <p>効果：住民によるボランティア活動の推進によるコミュニティの醸成が期待できる。</p>	民間等	
		<p>成年後見センター事業</p> <p>成年後見制度利用支援事業費（特別会計）</p> <p>成年後見制度利用支援事業費（一般会計）</p> <p>事業内容：成年後見センターを運営する小樽市社会福祉協議会へ財政支援し、また低所得者に対する後見人報酬を助成する。</p> <p>必要性：認知症高齢者等の増加に伴う、北後志圏の後見制度利用増に対応するため。</p> <p>効果：相談から後見人等の受任まで一連の支援が可能となり、北後志圏における保健福祉サービスの向上が期待できる。</p>	民間等 民間等	
		<p>子育てガイドブック作成事業</p> <p>子育てガイドブック作成事業費</p> <p>事業内容：子育てに関する情報を集約し必要な世帯に提供する。</p> <p>必要性：子育て家庭への情報提供の充実を図るため。</p> <p>効果：母親の育児に対する不安を軽減するなど、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりが期待できる。</p>	市	
		<p>認可外保育施設支援事業</p> <p>認可外保育事業補助金</p> <p>事業内容：産休明け保育などのサービスを提供し、認可保育所の補完的役割を果たしている認可外保育施設の運営に係る経費を助成する。</p> <p>必要性：認可外保育施設の経営安定化と入所児童の処遇改善を図るため。</p> <p>効果：市内保育サービスの充実により、子どもを安心して育てることのできる環境づくりが期待できる。</p>	民間等	
		<p>ファミリーサポートセンター事業</p> <p>ファミリーサポートセンター事業費</p> <p>事業内容：育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が地域の中で助け合いながら、子育てをする会員制の援助活動事業を実施する。</p> <p>必要性：保護者の仕事と子育ての両立、育児負担の軽減を図るため。</p> <p>効果：既存の施設保育では応じきれない一時的・臨時的な保育ニーズに応え、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりが期待できる。</p>	市	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>病児・病後児保育の検討 病児・病後児保育事業 事業内容：子どもが病気の際に勤務等の都合により自宅での保育が困難な場合、病院等に付与されたスペースで一時的に保育する。 必要性：保護者の仕事と子育ての両立、育児負担の軽減を図るため。 効果：既存の施設保育では応じきれない一時的・臨時的な保育ニーズに応え、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりが期待できる。</p>	市	
		<p>ふれあいバス事業 ふれあいバス事業費 事業内容：高齢の市民にバス乗車証もしくはJR乗車券を交付する。 必要性：高齢者の日常的な交通手段の確保及び社会参加の促進のため。 効果：高齢者の健康の保持や生きがいがづくりが期待できる。</p>	市	
		<p>見守りネットワーク推進事業 独居高齢者等給食サービス事業費 事業内容：高齢者に対して、配食サービスを行う。 必要性：栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、見守り体制の充実を図るため。 効果：高齢者が安全に安心して地域で暮らしていくことができる環境づくりが期待できる。</p> <p>在宅虚弱高齢者緊急通報システム助成事業費 事業内容：慢性疾患を抱え日常生活上注意を要する独居高齢者等に対して、緊急時通報機器の導入経費を助成する。 必要性：独居高齢者等に対して、緊急時の通報システムの確立を図るため。 効果：高齢者が安全に安心して地域で暮らしていくことができる環境づくりが期待できる。</p>	市	
		<p>社会参加促進事業 障害者タクシー利用助成事業費 事業内容：身体に一定の障がい有する方を対象にタクシー助成券を交付する。 必要性：障がい者の外出機会の拡大、社会参加活動促進を図るため。 効果：障がい者の地域への積極的な社会参加と自主の促進が期待できる。</p>	市	
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	<p>周産期医療支援事業 周産期医療支援事業費補助金 事業内容：周産期母子医療センターである病院に対し「北しりべし定住自立圏」構成6市町村で財政支援する。 必要性：北後志圏における周産期医療体制の維持、継続を図るため。 効果：定住自立圏域における安心して子育てができる環境づくりが期待できる。</p>	民間等	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>在宅当番医委託事業  在宅当番医制委託料  事業内容：休日等の日中における一次救急医療について、医師会に事業委託する。  必要性：休日における市内医療機関の当番制による診療体制の確保を図るため。  効果：救急医療サービスの充実による安全・安心な生活の確保が期待できる。</p>	市	
		<p>夜間急病センター運営委託事業  夜間急病センター管理代行業務費  事業内容：夜間急病センターの運営業務を委託して実施する。（指定管理者：小樽市医師会）  必要性：夜間の一次救急医療の拠点として年間365日、24時間受診可能な安心・安全の医療サービスの提供を確保するため。  効果：救急医療サービスの充実による安全・安心な生活の確保が期待できる。</p>	市	
		<p>二次救急医療運営委託事業  二次救急医療事業委託料  事業内容：小樽市内の病院を含む後志管内の病院に対し関連市町村が財政支援を行う。  必要性：休日又は夜間における入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療を確保するため。  効果：救急医療サービスの充実による安全・安心な生活の確保が期待できる。</p>	市	
		<p>小児救急医療支援事業  小児救急医療支援事業費  事業内容：小児科の二次救急に対応している病院に対し、財政支援する。  必要性：入院を必要とする小児に対する医療体制の充実を図るため。  効果：子育て支援の一環として救急医療サービスの充実を図ることによる安全・安心な生活の確保が期待できる。</p>	民間等	
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	<p>豊かなこころ育成事業  札幌交響楽団コンサート開催経費  事業内容：小中学生を対象としたクラシック音楽コンサートを実施する。  必要性：質の高い演奏を体感させ、豊かな人間性を育てるため。  効果：未来を担う豊かで創造的な人材の育成が期待できる。</p>	市	
		<p>学校教材・備品等整備事業  ICT教育促進事業費  事業内容：小中学校に実物投影機及び大型デジタルテレビを配置する。  必要性：分かりやすい授業の実現、教育の質の向上にはICT機器の活用が有効なため。  効果：授業の理解促進に有効であり、学力向上が期待できる。</p>	市	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>教育環境改善事業            マイクロバス運行経費            スクールバス運行経費            バス通学助成事業費（小）（中）            事業内容：遠距離通学している児童生徒の保護者に対しバス定期代を基に通学費を助成する。また一定規模の対象者がいる小学校には助成に替えてスクールバス等を運行する。            （マイクロバス：直営、スクールバス：事業者に委託して運行）            必要性：児童生徒の安全性の確保及び保護者の経済的負担の軽減を図るため。            効果：遠距離通学の児童・生徒の安全・安心な通学方法の確保が期待できる。</p>	市 市 市	
		<p>生涯学習講座開催事業            市民大学講座実行委員会補助金            事業内容：道内外から各分野で活躍する著名人を講師に招き講座を開催する小樽市民大学講座実行委員会に対し補助する。            必要性：生涯学習の機会を広く市民に提供するため。            効果：多様な価値観やライフスタイルに応じた、地域社会の構築が期待できる。</p>	民間等	
		<p>社会教育団体支援事業            「子ども110番協力の家」ステッカー作成事業費補助金            事業内容：統一ステッカー等を作製する小樽市父母と教師の会に対し、その作製費を助成する。            必要性：児童の緊急時避難場所として啓発を図るため。            効果：防犯体制の強化による安全・安心な生活の確保が期待できる。</p>	民間等	
		<p>リーダー養成研修事業            青少年健全育成費（リーダー養成研修費）            事業内容：地域子ども会などで活躍するリーダー養成を目的とした研修を実施する。            必要性：地域における活動を担うリーダーを養成するため。            効果：地域社会が連携し、社会全体で青少年の健全育成や自立を促す仕組みづくりが期待できる。</p>	市	
		<p>体験交流事業            体験交流研修費            事業内容：地場のものづくり事業者の協力を得ながらの地場産品作成体験や、他都市の青少年と交流し、互いの文化の違いについて見識を深める。            必要性：青少年の人間関係形成や、規範意識の向上を図るため。            効果：地域社会が連携し、社会全体で青少年の健全育成や自立を促す仕組みづくりが期待できる。</p>	市	
		<p>街頭補導事業            青少年健全育成費（補導活動費）            事業内容：少年補導委員による市内巡回を実施する。            必要性：青少年の非行防止を図るため。            効果：地域社会が連携し、社会全体で青少年の健全育成や自立を促す仕組みづくりが期待できる。</p>	市	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>おたる子ども会議開催事業 おたる「子ども会議」開催経費 事業内容：子どもの人権について研修等で学んだ感想等を自由に意見交換する「子ども会議」を開催する。 必要性：児童・生徒がお互いの共通点や相違点を理解しあえる交流の機会を提供するため。 効果：地域社会が連携し、社会全体で青少年の健全育成や自立を促す仕組みづくりが期待できる。</p>	市	
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	(2) 過疎地域自立促進特別事業	<p>町会活動への支援 総連合町会補助金 事業内容：町会等に対し補助金を交付する。 必要性：円滑な町会活動の推進や生活環境の整備を支援するため。 効果：地域住民活動の支援により地域コミュニティの維持活性化が期待できる。</p>	民間等	
		<p>コミュニティリーダー養成研修事業 コミュニティ活動推進経費 事業内容：町会等の指導者養成研修を実施する。 必要性：町会活動における指導者育成を支援するため。 効果：まちづくり活動のリーダー的役割を担う人材の育成により地域コミュニティライフの維持活性化が期待できる。</p>	市	
		<p>新幹線事業関係経費 新幹線事業関係経費 事業内容：北海道新幹線の開業推進に係る業務 必要性：平成27年度末に新函館北斗駅が開業することから本市への開業効果の拡大を図り、また、北海道新幹線の札幌までの早期完成及び新駅周辺のまちづくりなど開業に向けた業務等を進めていく必要がある。 効果：新函館北斗駅開業による本市への開業効果の拡大、北海道新幹線の札幌までの早期完成及び開業に向けた業務への反映などの効果がある。</p>	市	
		<p>(仮称)北海道新幹線新駅周辺まちづくり計画策定事業 (仮称)北海道新幹線新駅周辺まちづくり計画策定事業費 事業内容：新幹線新駅の周辺整備などの指針となるまちづくり計画を策定。 必要性：北海道新幹線の札幌延伸が認可され、地元負担、駅周辺整備、交通アクセスの課題などについて検討する必要がある。 効果：計画策定により北海道新幹線の開業効果を最大限に得るための最適な施策を選択できる。</p>	市	
		<p>北海道新幹線整備事業 北海道新幹線建設費負担金 事業内容：北海道新幹線の建設費にかかる地元負担金。 必要性：全国新幹線鉄道整備法及び同法施行令に基づき新小樽（仮称）駅を含む駅部などの建設費の一部を負担する必要がある。 効果：北海道新幹線の開業により、新たな魅力あるまちづくりを進めることができる。</p>	民間等	